

デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向（五）

小 早 川 義 則

- 一 はじめに
- 二 アメリカ法の概観
- 三 第六修正とデュー・プロセス
 - 1 証人対審権
 - 【1】 マトックス判決（二八九五年）
 - 【2】 ポインター判決（一九六五年）
 - 【3】 ダグラス判決（一九六五年）
 - 【4】 ブルーション判決（一九六八年）
 - 【5】 パーバ判決（一九六八年）
 - 【6】 グリーン判決（一九七〇年）
 - 【7】 ダットン判決（一九七〇年）
 - 【8】 マンクローシ判決（一九七二年）

.....以上、四九巻三号

- 【9】 ロバツ判決（一九八〇年）
- 【10】 イネイディ判決（一九八六年）
- 【11】 リー判決（一九八六年）
- 【12】 ブルーージェイリー判決（一九八七年）
- 【13】 オウエンズ判決（一九八八年）
- 【14】 コイ判決（一九八八年）
- 【15】 ライト判決（一九九〇年）
- 【16】 クレイク判決（一九九〇年）
- 【17】 ホワイト判決（一九九二年）
- 【18】 リリー判決（一九九九年）

2 強制的証人喚問請求権

- 【19】 ベンソン判決（一九九二年）
- 【20】 ローゼン判決（一九一八年）
- 【21】 ワシントン判決（一九六七年）
- 【22】 チェインバース判決（一九七三年）
- 【23】 グリーン判決（一九七九年）
- 【24】 クレイン判決（一九八六年）
- 【25】 ロック判決（一九八七年）
- 【26】 テイラー判決（一九八八年）
- 【27】 ルーカス判決（一九九一年）
- 【28】 シェファ判決（一九九八年）

以上、四九卷四号

3 弁護人依頼権

- 【29】 パウエル判決（一九三二年）
- 【30】 ジョinson判決（一九三八年）
- 【31】 ベッツ判決（一九四二年）
- 【32】 スパーノ判決（一九五九年）
- 【33】 ギデオン判決（一九六三年）
- 【34】 マサイア判決（一九六四年）
- 【35】 ウェイド判決（一九六七年）
- 【36】 ギルバート判決（一九六七年）
- 【37】 ストーヴアル判決（一九六七年）
- 【38】 カービー判決（一九七二年）
- 【39】 アッシュ判決（一九七三年）
- 【40】 ヘンリー判決（一九八〇年）
- 【41】 モウルトン判決（一九八五年）

以上、五一卷一号

4 効果的弁護

- 【42】 グラッサ元検察官等収賄事件判決（一九四二年）
- 【43】 ジャクソン警察官殺害死刑事件判決（一九七〇年）
- 【44】 リチャドソン有罪答弁事件判決（一九七〇年）
- 【45】 ホロウェイ連続強盗強姦事件判決（一九七八年）
- 【46】 サリヴァン射殺事件判決（一九八〇年）

以上、五一卷三号

- 【47】 ウッドवाईセツ凶画譲渡事件判決（一九八二年）
- 【48】 クロニック小切手移送欺罔事件判決（一九八四年）
- 【49】 ストリックランド連続殺人死刑事件判決（一九八四年）
- 【50】 ホワイトサイド偽証阻止事件判決（一九八六年）
- 【51】 ダーデン殺人等死刑事件判決（一九八六年）
- 【52】 オルテガ上訴期限徒過事件判決（二〇〇〇年）
- 【53】 ミッケンズ男色強要殺人死刑事件判決（二〇〇二年）
- 【54】 ベル最終弁論中止事件判決（二〇〇二年）

〈以上、本号〉

- 5 自己弁護
- 6 公平な陪審による裁判
- 7 まとめ
- 四 第五修正とデュー・プロセス
- 五 第四修正とデュー・プロセス
- 六 第八修正とデュー・プロセス
- 七 墮胎禁止法等とデュー・プロセス
- 八 少年審判手続とデュー・プロセス
- 九 行政手続法とデュー・プロセス
- 一〇 デュー・プロセスの意義と問題点
- 一一 むすびとして

4 効果的弁護権

以上に詳論したように、合衆国最高裁は一九三二年のパウエル判決以降の諸判例において第六修正の弁護人の援助を受ける権利の適用範囲を次第に拡大し、今日では軽罪であるか否かを問わず、あるいは陪審裁判であるか否かにかかわらず、貧困な被告人には国選弁護権が保障されており、その内容は効果的なものでなければならぬことが確立している。他方、わが国では憲法三七条三項が明文で「刑事被告人」には私選または国選の弁護人依頼権を保障しているのに対し、被疑者には国選弁護権の保障がないことから、被疑者国選弁護制度の実現に向けて日本弁護士連合会を中心に活発な運動が展開されているが、二〇〇一年三月二日公表の『司法制度改革審議会意見書』は、「被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階とを通じ、一貫した弁護体制を整備すべきである」とする提言をおこなった。これを受けて同年一月二六日に「司法制度改革推進法」が制定（同年二月一日施行）され、内閣に設置された「司法制度改革推進本部」を中心に、平成一七年度（二〇〇五年度）の実現に向けて公的弁護制度の立法作業が進行中である。

ところで、わが最高裁は平成一一年（一九九九年）の大法廷判決（最大判平成一一年三月二四日、民集五三巻三号五一四頁）において「捜査のため必要であるとき」捜査機関に接見指定を認める刑事訴訟法三九条三項本文の規定は憲法三四条前段等に違反せず合憲である旨判示したが、その際、憲法三四条の弁護人依頼権の規定は「単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならない」といふにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人からの援助を受けることを実質的に保障しているものと解すべきである」と明言している。被疑者に対する弁護人依頼権を「実質的に保障」するのが憲法三四条の趣旨であるというのであるから、被疑者段階での公的弁護制度の導入を積極的に肯定したものと見て大いに注目されてよい。ただ、右制度の実現は刑事司法の改革に向けた画期的な第一歩であるが、公費の支出を伴う以上、被疑

者弁護の質の確保も不可欠であり、いわゆる効果的弁護・不適切弁護の問題が浮上しているのである。

そこで以下、この問題に関する主要な合衆国最高裁判例を順次検討する。すでにパウエル判決は事実審裁判所の「効果的な弁護人の選任 (an effective appointment of counsel)」の懈怠に言及しているが、とりわけ一九六三年のギデオン判決以降、第六修正の弁護人依頼権は「効果的な弁護人の援助を受ける権利 (the right to the effective assistance of counsel)」であることが確立している。また弁護人依頼権侵害の効果ないしその判断基準も明らかにされており、弁護人の依頼人に対する誠実義務に関しても注目すべき事例が少なくない。いずれはわが国でも類似の問題が生じうるであろうだけに、事実関係を含めやや詳細に紹介しておくこととしたい。自己弁護については節を改める。なお、各判決のネーミングは論述の便宜上、内容に即して仮に付けたものである。

【42】 グラッサ元検察官等収賄事件判決（一九四二年）⁽¹⁾

本判決は、元検察官等の収賄容疑事件で、被告人および弁護人の当初の異議申立てにもかかわらず、裁判所が共同被告人の弁護人に被告人の国選弁護を命じた事案につき、被告人の有罪を裏付ける証拠が微妙な状況証拠のみであることなどを指摘しつつ、弁護人が被告人に不利な訴追側証人に反対尋問せず、被告人に不利な伝聞証言の採用に対しても異議を唱えなかったのは被告人と共同被告人との板ばさみとなり両者の利益の衝突を回避するためのものであったことを理由に、第六修正の弁護人依頼権の侵害に当たるとして被告人の有罪判決を破棄したものである。わが国では必ずしも十分に知られていないが、共通弁護による利益の衝突ないし利害相反に関する指導的判例で今日に至るまで繰り返し引用されているものである。

「事実の概要」 被告人グラッサ（以下、Xともいう）、クレッチェ（以下、Yともいう）、Zの三名は、他の二名（アルコールの違法取引の疑いある自動車販売業者と職業的保釈保証人）とともに合衆国欺罔のコンスピラシ

(conspiracy to defraud the United States) の罪で起訴され、いずれも有罪とされた。Xは一九三五年から三九一年にかけてイリノイ州北部地区で酒類事件 (liquor cases) を担当する副検事だった。Yは一九三四年から三七年にかけてやはり同地区での副検事としてXを補佐し、退官後はシカゴで弁護士をしていた。Zは弁護士であった。要するにX、Yは検察官であった当時、「酒類に関する連邦内国税違反を訴追する立場にあり」、外部からの不当な影響を受けず誠実、忠実にその任務に当たる義務があったにもかかわらず、その職務の遂行に当たり金銭の提供を受けるなどしたとして合衆国を欺罔するコンスピラシで起訴されたのである。⁽²⁾

一九四〇年一月二十九日、S弁護士はXの弁護人として出廷した。同年二月六日、Yの弁護人がYから弁護を拒否された旨裁判所に告げたところ、裁判所はS弁護士に「Yの弁護人として活動できるか」と尋ねた。その後の若干のやりとりの中で裁判所が改めて、Xの私選弁護人であるSをYの国選弁護人として選任した場合の陪審員への影響いかなを問題にしたところ、Xは被告人として異議申立てが許されるのであれば「異議を申し立てたい (I would like to enter an objection)」⁽³⁾、共通弁護はYに有利になるのでSには私(X)の弁護に専念してもらいたいと述べ、そしてSも同趣旨の意見を述べた。しかし、裁判所が「SをYの弁護人として選任する」旨告げると、Xは沈黙した (remained silent)。⁽⁴⁾ Sはその後、XとYとを公判終了時まで同時に弁護することとなり、積極的な弁護活動を展開した。⁽⁵⁾ Xらはいずれも有罪とされ、有罪判決は控訴審でも維持された。

これに対し、合衆国最高裁判所は「重要な憲法問題が含まれている」としてXらの有罪判決を一括審理のうえ、証拠不十分の主張については判断を回避したまま、七対二でグラッサの有罪判決のみ破棄した。

「判旨」 Xに不利な証拠は強力な証拠でないことは認められる。訴追側もXに関する訴追側の主張は専ら状況証拠に基づいていることを率直に認めている。「このことは第六修正に違反して弁護人の援助を否定されたとのXの主張との関係で重要である。すべての事件において憲法上の保護は被告人の利益のために保障されるべきであるが、

て赤毛と会わねばならず、その赤毛の男に金を渡さなければならぬというものであった。⁽⁹³⁾

このような供述はXに関して憲法上許容できない伝聞であるにもかかわらず、S弁護士が異議の申立てをしなかったのは、異議の申立てをすれば、右証言はYに関して真実であるという印象を陪審に与えかねず、Xにのみ有利となると考えたからであるとXは主張する。これに対し検察側は、コンスピラシの目的を推進するためになされた第三者へのいわゆる共謀者の供述は他の共謀者に不利な証拠として許容されるこの原理に依拠して、右伝聞供述はXに不利に許容できるものであるから、Sが異議を唱えなかったとしてもXに不利は生じないと主張する。しかしながら、このような供述が現場にいなかったいわゆる共犯たる共謀者 (co-conspirator) の異議にもかかわらず許容できるのは、その共謀者がコンスピラシにかかわりがあることを示す他の証拠 (proof *alimunde*) がある場合に限られる。そうでないとき、本来証拠として許容できない伝聞供述が勝手に昇格し (lift itself by its own bootstraps) 許容できる証拠になる危険がある。⁽⁹⁴⁾

かかる供述から独立したXとコンスピラシとを結びつける証拠はないとXは主張する。右伝聞供述は明らかにXに不利であった。Xとコンスピラシとを結びつける他の証拠は、「これと比較するより弱く」 (weaker by comparison)。例えば、何もできなくて申訳ないとXが起訴後に謝罪したと証言し、一九三七年のクリスマスにウィスキーを贈った旨Hは証言している。このような証言がXのコンスピラシへの関与を証明するのに十分であるかを判断する必要はない。このことは核心から外れている (beside the point)。重要な事実は、右伝聞供述に関してSがXのために異議の申立てをしなかったことである。裁判所がSの選任の可能性を切り出したとき、Sは裁判所に対し、この種の供述はXを拘束するものではないと述べていた。このような事実があったにもかかわらず、異議の申立てはなされなかったのである。これは二人の主人に仕えるSの葛藤 (Stewart's struggle to serve two masters) を示しているということは疑いない。⁽⁹⁵⁾

さらに考慮すべきことがある。Xは自ら選任した弁護士SのXに限定した援助を受けることを望んでいた。利益の衝突いかんにかかわらず、他の被告人をも弁護するという負担は弁護人の被告人への効果的弁護を損なうと考えられる。裁判所がSをYの弁護人として選任した結果としてXのつけた不利益の程度を正確に判断することは困難でもあり、不必要でもある。弁護人の援助を受ける権利はきわめて基本的であり絶対的であるから、かかる援助の否定から生じた不利益 (prejudice) の程度に関する難しい計算 (nice calculations) を裁判所にさせることは認められない。被告人が弁護人の援助を受けていることを確認する裁判所の義務として同様に重要なのは、相反利益の可能性が裁判所に自覚されているとき、最初の依頼人の利益に反しうる弁護を同時に強要したり、たとえ示唆にすぎないにしても、被告人を防御する弁護人を困惑させたりしない裁判所の義務である。コンスピラシの事案においては厳格でない証拠規則と広範な自由が訴追側に与えられているため、ときにはそれが個々の被告人に不利に作用することがありうる。したがって、裁判所が弁護人の援助を妨害する当事者になるのではなく、弁護人の援助を受ける権利を被告人に享受させることがとりわけ重要である。本件では、SのXへの有用性を減少させるような利益の衝突が生じうる可能性のあることが裁判所に告知されていた。記録を検討すると、Sのグラッサ弁護はかかる選任がなされなかったときと比べると効果的ではなかったとの結論が導かれる。裁判所はそのことよって、グラッサに修正六条によって保障されている効果的な弁護人の援助を受ける権利を否定したことになる。⁽⁹⁶⁾ かかる過誤があるためグラッサの有罪判決を破棄し、新公判を命ずることとする。⁽⁹⁷⁾

しかし、この過誤は他の被告人Y、Zの有罪判決を破棄する理由にはならない。Yらが新公判を獲得するには、「グラッサの憲法上の権利否定が何らかの方法でクレッチェラに不利益となった (prejudiced) ことを立証しなければならぬ」。ただし、「コンスピラシ事件である被告人に関する過誤があるためその被告人に新公判が許されなければならぬ場合に共同被告人にも新公判が許されるかは」「その過誤が共同被告人に不利益となったか否かによ

る」からである。YはSの選任によって不利益を受けたとは主張していないし、本件記録上、このことを示すものはない。Zは不利益を主張しているが、終始自分の弁護人の援助を受けていた。Xの弁護人依頼権の侵害がZに影響した (affected) とは考えられない。¹³⁾

△フランクフアータ裁判官の反対意見▽ 首席裁判官と私は、共同被告人と同様にグラッサの有罪判決も維持すべきであるとの意見である。四年以上も合衆国副検事として勤務した法律家であるにもかかわらず、グラッサは手続の決定的段階において憲法上の弁護人依頼権の侵害を主張したことはなかった。「Sが共同被告人クレッチェの弁護人となった二〇週間後に、そして公判が終了して一五週間」経過して初めて、Xは憲法上の権利が侵害されたことに気付いたというのである。このことは明らかに法律家の後からの思いつき (a lawyer's afterthought) であつたことを示している。もちろん、グラッサは法律家であるから第六修正によって全ての人に与えられている保護を受ける権利がないという意味ではない。しかし、彼が刑事事件に特別な経験を有する法律家であるという事実は、そのような憲法上の保護を否定されたかどうかを判断する際に重要である。¹⁴⁾

本件記録によれば、Yの弁護人としてのXの選任は裁判官によって強制されたものでないことは明らかである。在席していたグラッサは異議を申し立てず、コメントもしていない。刑事事件の訴追者としての彼の経験を考えると、かかる状況下における沈黙はきわめて重要といえる。SのY弁護によって不利益となりうる主張し、ましてや憲法上の権利否定であると主張するこれが最後の機会ではなかった。不利な立場となり困惑していたのであれば、長期間に及ぶ裁判のいろいろな過程でこのことを痛感したときに明らかにできなかったはずである。ところが、彼は自らの署名の下に二〇の理由を掲げて上訴した一九四〇年四月二六日の段階においても、このことに言及していないのである。¹⁵⁾

それ故、記録を公平に読めば、裁判官がグラッサを防御できないような状況に追い込んだとの推定は排除される。なるほど、グラッサは確かに当初、自分の弁護人には自分だけの弁護人に専念して欲しい旨述べた。しかし、彼は弁護人との相談後に、事実審裁判官に提示され、そして同裁判官が受け入れたその取決めに黙従したのは明らかである。「コンスピラシ裁判は防衛戦術に関し複雑な問題を提起する。各被告人に各別の弁護人が付き、あるいは一人以上の被告人に唯一人の弁護人が付くのは有利でもあり不利でもある。共通の弁護は相互非難の防止を保障する一つの方法である。共通の防衛はしばしば共通の攻撃に対し強い抵抗力を發揮する (Joint representation is a means of insuring against reciprocal recrimination. A common defence often gives strength against a common attack.)」全手続を通じてのグラッサの黙認は、憲法上の権利が否定されたという時機に遅れた主張と一致していない。¹⁶⁾

【43】 ジャクソン警察官殺害死刑事事件判決(一九七〇年)

本判決は、殺人罪等で死刑判決を言い渡された被告人が、自白の真实性を裏付ける関連証拠等を全て提示したうえで自白の任意性および信用性判断を陪審に委ねるニューヨーク方式の合憲性を争った事案につき、自白の任意性判断の当否が不透明で信頼性に欠けており、自白の真实性を問題にせず不任意自白を排除するデュー・プロセスに違反するとしたものである。効果的弁護の問題とは直接かわりがないが、弁護人の助言に基づいた自白強要後の有罪答弁の有効性が争われた【44】リチャドソン判決の関連判例で、いずれもホワイト裁判官が法廷意見を執筆しており、強制自白と任意性判断の問題を考えるうえでも重要な判決であるので詳しく紹介しておく。

「事実の概要」 被告人ジャクソン(以下、Xともいう)は一九六〇年六月一四日午前一時頃、ブルックリンのホテルに入り、二人の宿泊申込みをして先に到着していたY女を退去させた後で、銃を抜きホテル従業員から金銭を強奪した。Xはその後Y女と再会したが、逃走中の路上で一人の警察官と遭遇し、銃撃戦の結果、警察官は致命傷

を負い、Xも身体に二発の銃弾を浴びたが、何とかタクシーを呼び、病院に搬送された。病院到着後間もない午前二時頃、刑事(P)がXを取り調べたところ、Xは氏名を明らかにしたうえで「黒人の警察官を射った」と述べ、ホテルでの強盗も認めた。Pによると、Xは重傷であるにもかかわらず、しつかり(strong)していたという。Xは午前三時五五分、鎮痛剤デモロール等を投与された。その直後に副検事(O)が警察官や病院職員の間でXを取り調べ、その内容は速記者によって記録された。肝臓と肺に銃弾を浴びていたXはすでに500ccほど出血していた。Xは再びホテルでの強盗を自由した後、ねえ、もつ話を続けられない(Look, I can't go on)と言ったが、さらに質問に答えて、警察官を撃ったこと、そして自分が先に銃を撃ったことを認めた。⁽¹⁸⁾

取調べは午前四時に終了し、Xの手術は午前五時に始まり午前八時に終了した。なお、警察官射殺に至るXの右
 自由内容は、およそ次のとおりである。

- Q 「どこで警察官に遭遇したのか。」 A 「表通りです。」
- Q 「警察官に出会って何が起ったのか。」 A 「争いです。」
- Q 「どのようにな？」 A 「一緒に来いといつので、やっつけてしまった(I got the beat of him)。」
- Q 「どのようにしてやっつけたのか。」 A 「Judoを知っている。」
- Q 「投げつけたのか。」 A 「そう。」
- Q 「Judoを仕かけたとき、銃はどこにあったのか。」 A 「ホルスターの中です。」
- Q 「彼を地面に投げつけた後で銃を抜いたのか、ホルスターはどこにあったのか。」 A 「肩の上です。」
- Q 「彼を地面に投げつけた後で銃をぶったのか。」 A 「彼は銃を探していました(went for his gun)。」
- Q 「君はどつした。」 A 「先に銃を撃った。」
- Q 「彼に銃を向けたのか。」 A 「そう。」

Q 「彼になんと言ったのか。」 A 「偉そうにするな(not to be a hero)と言ってやりました。」

Q 「警察官に何発撃ったのか。」 A 「分からない。」

Q 「一発以上か。」 A 「そう。」

Q 「最初に誰が射ったのか、君か、それとも警察官か。」 A 「俺が先だ(I beat him to it)。」

Q 「何回彼に撃ったのか。」 A 「分からない、一発かも。」

Q 「彼はうすぐまだったのか、彼は急に倒れたのか。」 A 「そう。」

Q 「君は何をしたのか。」 A 「俺は撃った。分からなかった。撃たれたのは分かっていた、俺が地面に倒れたとき、彼は撃った。⁽¹⁹⁾」

XとY女はいずれも第一級謀殺罪で起訴され、併合審理された。Xのしたとされる午前二時と午前三時五五分の
 両方は、弁護人の異議なく証拠として提出された。Xは自己を防御するため証人台に立った。強盗および警察官
 への発砲に関する証言の内容は、いくつかの重要な点で当初の自由とは異なっていた。Xの証言によると、ホテ
 ル退去と銃撃との間にはかなりの時間的間隔があり、警察官が先に銃を抜き先に発砲したという。病院での取調べ
 に関して、当初は苦痛で息苦しかった、水を拒否されたうえ、警察官が望むような供述をするまで一人にすること
 はできないと告げられたと証言した、取調べを受けたことは知っていたが、質問の内容もそれに対する答弁も思い
 出すことができないと証言した。⁽²⁰⁾

質問への答弁を強制されたとのXの主張に反論するため、訴追側は内科医等の証言を提出した。内科医等は、X
 が水を拒否されたとの主張には同意したが、それはXが答弁を拒否したからではなく、手術が差し迫っていたから
 であると証言した。Xの弁護人は反対尋問で、デモロール等がXの取調べ直前に投与されたという事実を引き出し
 たが、これらのXへの取調べの効果については否定された。弁護人は当初の自由の許容性について特段の異議を申

し立てなかったが、事実審裁判所は、Xの取調べ状況に関する弁護人の質問に留意したい (its awareness) 旨指摘した。最終弁論で弁護人は、無罪釈放を求めず、第二級謀殺罪または故殺での評決を求めた。弁護人の主たる努力は、第一級謀殺罪の成立に必要な計画性と意図 (premeditation and intent) を否定し、強盗と殺人とを切り離すことであった。弁護人はXのホテル退去と警察官との争いとの時間的間隔を示す証言を最大限利用し、警察官が先に発砲したとする証言を大いに強調した。²¹⁾

「自由の任意性に関して問題が生じた場合のニューヨーク州での実務慣行に従って、事実審裁判所は、この争点を本件での他の争点とともに陪審員の判断に委ねた。陪審は、当該自由が不任意であると認めれば、その自由を完全に無視して、有罪または無罪は本件での他の証拠によってのみ決定すべきであること、もし当該自由が任意であると認めれば、その自由の真実性ないし信頼性を判断し、それに相当な証明力を付与 (afford it weight accordingly) すべきである旨説示された。」²²⁾

陪審は、Xについては第一級謀殺罪で、Y女については第一級故殺でいずれも有罪と認めた。Xは死刑判決を言い渡され、Y女は刑務所に収容された。Xの有罪判決は州段階で確定した。そこでXは、自由の任意性判断に関するニューヨーク州の手続は憲法に違反する、いずれにせよXの自由は不任意であると主張して合衆国地方裁判所に人身保護令状による救済を求めたが、却下され、第二巡回区もこれを維持した。²³⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は「不任意とされる自由の許容性を規制するニューヨーク州の手続の合憲性に関する基本的問題を検討するため」に上告受理の申立てを容れ、五対四でニューヨーク方式をデュー・プロセス違反と断じ原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はホワイト裁判官である。

「判旨」「刑事事件での被告人は、有罪判決がその一部にせよ不任意自由に基づいたものであれば、自由の真実性または虚偽性を考慮することなく、たとえ自由とは別に有罪判決を裏付ける十分な証拠があるとしても、法の

デュー・プロセスを奪われたことになる」というのは今日では自明である。「同様に自明なことは、手続のある段階で自由の利用に異議を申し立て、任意性の問題に関して公正な審理を受けて信頼できる判断——自由の真実性または虚偽性によって影響されない判断——をしてもらう被告人の憲法上の権利である。われわれの見解によれば、本件で採用されたニューヨーク州の手続は公判で証拠として提出された自由の任意性に関する信頼できる判断を提供していないため、強制された自由に基づいた有罪判決を受けないジャクソンの権利を適切に保護したことにはならず、第一四修正のデュー・プロセス条項の下での憲法上の攻撃に耐えることはできない。われわれは、それ故、人身保護令状の発付を拒否した下級審 (原) 判決を破棄する。」²⁴⁾

ニューヨーク方式の下では、公判裁判官は訴追側によって提出された自由に関する予備的な判断をして、その自由が任意と考えられる状況下においてなされたものではないと認めること、それを排除しなければならぬ。しかし、事実が争われている場合、あるいは争いのない事実から引き出される推論をめぐり合理的な人の見解が異なりうる場合のように、その任意性に関してかなりの疑義 (a fair question) が生じる証拠があれば、裁判官は、この証拠を受理したうえで、適切な説示の下に、その任意性の性格およびその真実性に関する最終判断を陪審に委ねなければならぬ。²⁵⁾ 強制の問題が提示されれば、争いのある証拠を検討して、自由の任意性に関し独立した評価をすることはできない。裁判官はこれらの問題を陪審に委ねなければならぬのである。²⁶⁾

このような手続は被告人の第一四修正の諸権利に重大な影響を与える。裁判官が単独でかつ最終的に自由の任意性を判断する伝統的なルールに従う法域においては、あるいは裁判官が十分かつ独立に被告人に不利な問題を検討した後で初めて陪審に任意性の判断を委ねる (passes on voluntariness) マサチューセッツ方式に従う法域においては、裁判官は自由が任意であれば証拠として許容し、不任意であれば自由を排除するのであるから、裁判官の結論は明らかに記録の裏付けがある。さらに争いのある事実問題に関する裁判官の認定は明確に述べられているか、

あるいは記録から確証しうる。これに対し、ニューヨーク州の陪審は有罪または無罪の最終問題に関して一般的な評決をするにとどまる。陪審は自白を任意であると認めてそれに依拠したのか、あるいは不任意であると認めてそれを無視したのかを明らかにすることは不可能である。さらに陪審が強制自白の問題の根底にある決定的な事実に関する証拠法上の問題をどのように解決したのかを示すものは存在しない。実際これらの問題が、いずれにせよ、どのように解決されたのかを示すものは一切存在しないのである。⁽²⁷⁾

このようなニューヨーク手続に内在的な困難性は認識されているにもかかわらず、当裁判所は一九五三年のシュタイン判決 (Stein v. New York, 346 U.S. 156) において被告人の憲法上の侵害はないと認めた。同判決は、陪審が強制自白の問題を解消したであろう方法に関する二つの仮定に基づいてこのような結論を下した。すなわち、陪審は争われている事実問題を被告人に不利に判断して自白を任意であると認めたのであるから、自白に依拠したのは正当である。あるいは争いのある事実を被告人に有利に判断して自白を不任意と認めた。この場合には説示に従って自白を無視して、それ以外の証拠だけに依拠して有罪の判断を下したことになる。このような二つの仮定に基づいて当裁判所は、州裁判所の判断に誤りはないと認めたのである。⁽²⁸⁾

しかし、シュタイン判決には同意できない。陪審が自白だけに依拠して判断したのではないかとの疑問を払拭できないことに加えて、いずれの仮定の下でも被告人の権利に対する危険が正しく考慮されていないと思われるからである。陪審が自白を任意と認めたとの仮定に基づいてシュタイン判決は、陪審がそのように判断したのは適切と結論した。しかし、この判断の前提として、陪審は争いのある事実を現に被告人に不利に認定したこと、そしてかかる認定は連邦法の下で適切なものとして認められている要件と一致してなされたため信頼できるといふ仮定がある。このような諸前提は正しいものとは思われないのである。⁽²⁹⁾

ニューヨーク州の陪審員は、任意性に関する証拠、および自白は真実であり被告人が当該犯罪を犯したことを示す補強証拠の全てを提示される。それ故、陪審はその自白を信じて、被告人がまさに告発されているその行為を犯したと信じることができるが、これは被告人の信用性の判断および自白を取り巻く決定的事実に関する証言の評価を大きく歪めるうる状況といつてよい。自白なしには証拠が不十分である事案においては、陪審が自白を信じつつ不任意なものであると認めれば、被告人は有罪とされるべきではない。しかしながら、強制されたものではあるが真実である自白に依拠することを禁止するポリシーを陪審が理解するのは困難である。信用に値する自白は、いやしくも証拠として用いられるというのであれば、さらに任意なものでなければということ、自白を任意と認定するのに当然にして強力な圧力を生み出す。そうでないと真に犯人である被告人が釈放されるからである。自白の状況に関する争いのある証拠の客観的評価は困難となり、暗黙の認定は疑わしいものとなる (implicit findings becomes suspect)。⁽³⁰⁾

被告人の有罪にかかわる事柄が任意性に関係する事実についての陪審の認定、およびその問題自体に関する結論に影響するという危険は、十分に重大であるから、有罪の認定を裏付けるその他の証拠が十分に存在するか否かにかかわらず、当裁判所における審査でそれらが無条件で受け入れられることはできない。ジャクソンの場合には、彼は最初に発砲したことを自白した、これは第一級謀殺罪の訴追にきわめて重要な事柄である。陪審はまた発砲の目撃証人の証言を耳にした。自白したときの肉体的精神的状態およびその時に発生した出来事に関するジャクソンの証言はいずれも自白の任意性の問題にかかわるが、検察側によって争われていた問題である。明白かつ重大な危険は、ジャクソンはまさに嫌疑を受けていることをやってしまったと考えて自白にかかわるジャクソンの証言を陪審が無視あるいは信用しないことにある。⁽³¹⁾

任意性に関する結論の根底にある争いある事実問題 (disputed factual considerations) に関する陪審の判断の信頼性を調査しないというのは、単なる見落とし (mere oversight) ではなく、不任意自白の排除が憲法上要求さ

れるのは強制による自由は内在的に信用できないからである (because of the inherent untrustworthiness of a coerced confession) とのスタイン判決の根底にある前提に由来する。このような前提の当然の結論として、信頼できる自由または真実の自由は不任意であるからといって排除する必要はない、自由の真実性または虚偽性、および被告人の有罪または無罪を補強する証拠は強制自由の問題の判断に実際に関係があることになる。このようなスタイン判決におけるアプローチは、フランクファーター裁判官の鋭い批判を受けることになった。同裁判官は、自由の真実性または虚偽性の検討は強制自由の問題を判断する際に除外すべきであると警告した。⁽⁸³⁾この問題は、自由自体の詳細な確認とは関係なく (without regard to the confirmation of details in the confession) 信頼できる他の証拠によって判断されなければならない。この判断は、被告人は自由した犯罪に関して有罪であるという関連性のない確信的感情によって影響されるべきではない、というのである。この反対意見の反映としてフランクファーター裁判官は一九六一年のロジャーズ判決 (Rogers v. Richmond, 365 U.S. 534) において、この問題に関する全員一致の法廷意見を執筆したのである。⁽⁸⁴⁾

ロジャーズ判決では、任意性の重要な決定因 (relevant determinant of voluntariness) として自由の信頼性を混合 (incorporated) する任意性判断の法的基準を州裁判所が適用したことが問題とされた。一方、本件では、シャクソンの自由が許容できるかを判断する際に信頼性を考慮するよう明示に説示されたことに争いはない。証明力と任意性の問題は、別個のもので政策的支柱も異なるにもかかわらず両者はしばしば混同される。ニューヨーク方式の下では、検察側が被告人の有罪の問題に関する立証を果たした後で、それ故、自由自体を補強する資料 (materials) を含め被告人の有罪に関する資料が公判で十分に調査された後で、陪審は初めて、任意性の問題の判断を求められるのである。⁽⁸⁵⁾

第一四修正が不任意自由の利用を禁止しているのは、強制的な方法で入手された自由は信頼性に欠ける可能性 (probable unreliability) があるというそのような理由だけに基いているのではない。政府機関が有罪を獲得する過程において被告人 (the accused) からその意に反する自由を無理矢理に引き出す (wings) 場合には重要な人間の価値が犠牲になることをわが社会が痛感しているからである。警察は法の執行時に法に従わなければならない、犯罪者と考えられる人物を有罪とするために違法な方法を用いれば、そのことによって結局われわれの生命および自由が現実の犯罪者自身によって危険にさらされるのと同じ程度に危険にさらされるといって根深い感情 (the deep-rooted feeling) があるからである。不任意自由排除の根底にあるこのような「複合的価値 (complex of values)」を認識していなかったスタイン判決は、争われている自由を取り巻く事実に関する陪審の認定を決定的に重視する際の落とし穴に気付かなかったのである。⁽⁸⁶⁾

ニューヨーク方式の下では、陪審に提示された証拠は、自由の信用性の判断に関連性がなく許容できない要素 (considerations) を任意性の判断に不可避的に注入する。その結果、スタイン裁判所が考えたように、被告人に不利な事実を陪審が認定したのは信頼できるとはいえないのである。さらにスタイン判決でのもう一つの前提、すなわち、陪審は自由を不任意と認めればそれを無視するという前提も同様に受け入れ難い。ニューヨーク方式の下では、被告人が自由したという事実は陪審の心の中に強固に植え付けられている。陪審は自ら自由を耳にしただけでなく、その任意性を判断するよう説示されており、それが真実であるか虚偽であるかを判断する立場にあるからである。自由は不任意であると認定すると、陪審は説示に従ってその自由を完全に無視することになるが、陪審は実際にそのようなことができるのであろうか。⁽⁸⁷⁾

陪審が自由を不任意であると認めたにもかかわらず、その自由が評決に影響を及ぼした、あるいは陪審の任意性の認定が自由の真実性を示す他の証拠の影響を受けていたことを立証するのは、不可能でないにしても難しい。しかし、ニューヨーク方式は不任意自由を完全に無視して強制自由の問題を公正かつ確実に判断してもらおう被告人の

憲法上の権利に重大な脅威となっている。このような危険は無視できない^{②③}。われわれの見解によると、二ニューヨーク方式は憲法上の要件を満たしていない。したがって、われわれはシユタイン判決を変更する。

次に本件の検討に移る。ジャクソンは自由の任意性に関して適切な聴聞の機会 (an adequate hearing) を与えられていなかったたので、その機会を与えられなければならない。本件は自由を取り巻く状況に関する事実争いが無い事案ではない。本件での仕事は、明確に確定された事実可依拠して、かつ相当な憲法上の判断基準に従って自由の任意性を判断することだけである。本件では重要な事実争いがある。すなわちジャクソンの証言によると、彼は傷の痛みと息切れで長時間の話はできなかった。検察側証人によると、ジャクソンは負傷しているにもかかわらず、しっかりとした状態にあった。ジャクソンによると、水の供与を拒否され、検察側が望むような返答をするまで一人にすることはできないと警察官に言われたという。このような口頭による脅迫は検察側によって否定されている。ジャクソンの意思は投与された薬の影響を受けているとジャクソンは主張するが、検察側証言によれば、投与された薬物の影響は一切ない。ジャクソンが人身保護令状による救済を受ける権利があるかは、これらの事実がどのように判断されるかにかかっている。検察側の主張を信じれば、ジャクソンの自由は不任意ということではできない。他方、ジャクソンの話を受け入れれば、その自由は不任意であり、許容できないことになるからである^{②④}。

すでに述べたように、ジャクソンはこれらの証拠法上の争いに関して信頼できる判断を求める権利がある。しかし、ジャクソンは自動的に有罪または無罪の問題に関する再公判を含めた完全な新しい公判を受ける権利があるということにはならない。ジャクソンの主張は「彼の自由の問題は彼を有罪とした陪審によって判断されるのではなく、有罪または無罪を審理する一群 (body) とは分離した別の手続で決定されるべきである」という。その限りにおいてわれわれは同意し、彼には州裁判所においてそのような審理を受ける権利があると判示する^{②⑤}にとどまる。

【44】 リチャドソン有罪答弁事件判決（一九七〇年）^{②⑥}

本判決は、有罪答弁をして州段階で判決が確定した被告人が強制された自由が存在したにもかかわらず有罪答弁をしたのは弁護人の不適切な助言に従ったものであるとして第六修正違反を理由に人身保護令状を請求した事案につき、有罪答弁はその結果を熟知して任意になされたものである限り、それ以前の強制自白いかにかわらず、有効であるとしたものである。

「事実の概要」 被告人リチャドソン（以下、Xともいう）は一九六三年四月、第一級謀殺罪で起訴され、二人の弁護人が国選された。Xは一たん無罪の答弁をしたが、七月にこの答弁を撤回し、ナイフで被害者を殴りつけたことを認め、第二級謀殺罪で有罪の答弁をして三〇年以上の拘禁刑を言い渡され、州段階で刑が確定した。Xはニューヨーク州北部地区合衆国地方裁判所に、有罪答弁は弁護人の不効果弁護が誘因であると主張して人身保護令状の発付を求めたが、何らの審理なしに却下された。そこでXは、警察官に殴打されて自白した、やっていないことで有罪の答弁をしたくないと弁護人に言ったところ、自由の問題を今持ち出すのは適当でない、自白は殴打によって引き出された旨の主張は人身保護令状請求の時点で説明できる、電気椅子が嫌なら有罪答弁をした方がよいとの助言があったので、これに従って有罪の答弁をした等の主張をして、第二巡回区裁判所に控訴した^{②⑦}。

別件で起訴された被告人Y、Zの主張もほぼ同旨で、いずれも暴行等による強制された自白があったにもかかわらず弁護人の助言に基づいてその後有罪の答弁をしたものであるとして、合衆国地方裁判所に人身保護令状の請求をしたところ却下されたので第二巡回区に控訴した^{②⑧}。

第二巡回区はいずれの事件についても全裁判官関与の判決で原判決を破棄し、人身保護令状の申立てに関する審理を命じた。有罪の答弁が有効であるのは任意である場合に限られる、それが不任意自白の結果である場合にはその有罪の答弁は任意であるとはいえない。被告人（X）らの各主張は自白が強制的に採取されたとするその方法お

よび自白と答弁との関係に関するものであるから、審理を開くことが必要である。少なくともニューヨーク州においては、一九六四年の【43】ジャクソン判決以前においては、自白の任意性を争う被告人に憲法上認められた手続が利用できるなかったのであるから、このことはとくに必要であるといつのである。⁽⁴²⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は、第二巡回区のこれら三件の各別の判断の破棄を求める検察側の上告受理の申立てを容れ、本件の主たる問題は「有罪答弁が以前の強制自白によって動機付けられたとの主張ないし立証によって副次的手続においてその答弁に異議を申し立てるか」であると指摘したうえで三件を一括審理し、六対三で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はホワイト裁判官である。

「判旨」 控訴審判決の支柱は、有罪答弁は強制自白が引き金となった——自白がなければ有罪答弁はなかったであろう——ことが副次的な人身保護令状手続において立証されれば、この有罪答弁がジャクソン判決以前になされたものである場合には、少なくともニューヨークに由来する事案においては攻撃できる (vulnerable) という主張である。われわれはこの主張に同意できない。⁽⁴⁴⁾

有罪答弁後の有罪判決は通常、自分が嫌疑を受けている犯罪を犯したという被告人自身の公開の法廷における承認 (admission) に基づいている。この承認は強制によるものではないし、有罪の答弁は裁判を受ける権利 (trial) の放棄であるから、関連状況および考えられる帰結 (likely consequences) を十分に知ったうえでなされた理性的行為でなければならない。⁽⁴⁵⁾

当面の問題として、被告人が圧倒的に不利な証拠とは無関係に被告人自身の何らかの理由で有罪の答弁をした事案、あるいは被告人が検察側の立証は不十分と考えれば裁判を受けていたであろうが、自白とは独立した被告人に不利な証拠に動機付けられて有罪の答弁をした事案は論外としておく。これらの事案においては、控訴審も認めているように、自白はたとえ強制によるものであったとしても、救済を正当化するに足りる要素はない。⁽⁴⁶⁾

われわれが控訴審と見解を異にする問題は、もし十分に無罪釈放の可能性があれば検察側に有罪の立証を求めたであろうと主張する被告人が弁護人の援助を受けていた状況下で生じている。被告人は本件で、被告人に不利な証拠として提出される以前の自白がなければそのようにしたのであると主張し、自白があったので訴訟費用や裁判による苦痛を免れ、おそらくは科されたであろう刑罰を最小限にするために有罪の答弁を決定したと主張しているのである。そのような弁護人の助言に従った有罪答弁に基づいた有罪判決確定後に、自白は事実強制によるものであり、それが被告人の答弁を動機付けたと人身保護令状請求審で主張したとき、そのような主張が受け入れられて被告人は審理のうえ救済を受ける権利があるのであるか。われわれは被告人がこのようなことを主張し、かつ立証しても、それだけでは、そのような権利があるとは考えない。⁽⁴⁷⁾

われわれは、自白が自己に不利な決定的証拠であると主張し、無罪釈放の可能性があれば正式裁判を受けていたであろうと主張する被告人を問題にしているのであるから、有罪の答弁をするか否かの判断は、その自白は被告人に不利な証拠として許容されうると考えていたか否かによる。自白は不任意であり、それ故、公判で不利な証拠とならないと考えている被告人が有罪の答弁をするというのは、きわめてありそうにない選択である。分別ある方法は、公判で有罪を争い、自白排除の主張をして、たとえ本当は真犯人 (guilty) であるとしても、無罪判決を勝ちとることである。ニューヨークその他でこのような選択をして被告人が成功を収めた事例は書物に充滿している。被告人がそれにもかかわらず有罪の答弁をするのであれば、その答弁を自白のせいにすることはできない。被告人の見解によれば、その自白は許容できない証拠であって検察側主張の裏付け証拠とはならないからである。自白以外の証拠は弱く、被告人には有罪答弁をする特段の理由がない。このような状況下での有罪答弁は、被告人の連邦憲法上の主張を第一審である州裁判所に提示しないことに外ならない。これは、できれば有罪答弁の利益を得たうえで、副次的手続において強制による自白の主張をするという被告人の一つの選択である。自白があるため

有罪答弁は不任意であるとの被告人の有罪判決確定後の主張は明らかに信用できない。⁽⁴⁶⁾

以前の自白がなければ正式裁判を受けていたであろうと主張する被告人が有罪の答弁をした説明としてより信用できるのは、自白を被告人に不利な証拠として許容することを法は認めているとの被告人の予測である。少なくとも自白は証拠として用いられる可能性があるため、検察側の主張の裏付けは余りにも強力で争うことができない、そして有罪の答弁が最も有利な方法であることを被告人は納得したのである。このような一連の出来事は、自白とは区別される被告人の有罪答弁が不任意な行為であることを一切示していない。強制による自白が有罪答弁の誘因となったと主張して副次的救済を事後に申し立てるのは、精々、自白の許容性を誤って判断した、そして弁護人から誤った助言を受けたという主張にすぎない。⁽⁴⁷⁾

証拠提出以前の有罪の答弁は、しばしば困難な判断に直面する。すべての関連証拠は通常、法廷で証人が尋問され、反対尋問されるまで、知ることができない。この不可避免的な不確実性に直面して被告人と弁護人は、検察側主張の重みに関して、最善の判断をしなければならぬ。弁護人は、彼が理解した事実が裁判所によってどのように観察されるのかを予測しなければならない。それらの事実は立証されれば被告人の有罪につき裁判官または陪審を納得させるであろうか。これらの事実に基づいて令状なしに押収された証拠は許容されるであろうか、事実審判者はこれらの事実に基づいて自白を任意と認めて許容するであろうか。このような疑問に正確に答えることはできない。だが有罪答弁の決意は当然、不確かであるにしても、弁護人の判断に依拠しなければならぬ。正式裁判の放棄には、合理的にみて資格ある弁護人の善意の評価が後に、事実に関してあるいは裁判所が一定の事実に基づいてどのような判断を下すかに関して誤りを犯すという内在的な危険を伴う。⁽⁴⁸⁾

有罪の答弁は理性的に (intelligently) なされなければならないというのは、弁護人の提供した助言のすべてが有罪判決後の審理において事後的吟味に耐える (withstand retrospective examination) ということではない。

証拠の許容性の判断基準に関してさえ、裁判所間におおきな見解の相違がある。当裁判所が、おそらくは全員一致ではないであろうが、被告人の自白を証拠として許容できないと判示するとしても、そのことは、被告人の弁護人が自白の許容性の可能性から有罪の答弁を助言するのが相当である (the admissibility of the confession sufficiently probable to advise a plea of guilty) と考えたとき、その弁護人は弁護人としての資格を欠くあるいはその弁護が効果的でなかった (incompetent or ineffective) という結論を正当化するものではない。⁽⁴⁹⁾

われわれの見解によると、合理的に的確な助言に従った被告人の有罪の答弁は理性的な答弁であるから、弁護人が被告人の自白の許容性判断を誤ったかもしれないという理由でそれを攻撃することはできない。証拠として許容されるものと誤って判断した自白によって動機付けられたものであるとき、その有罪の答弁が理性的ではなく、それ故、攻撃できるかの問題は、裁判所が事後的に弁護人の助言を正しいと判断するかあるいは誤っていると判断するかではなく、その助言が刑事事件において弁護人に要求される適格性の合理的範囲内 (within the range of competence) のものであるか否かによる。一方において、不確実性は裁判所の判断予測に内在する。しかし他方において、重罪犯罪の嫌疑を受けた被告人は資格ある弁護人の効果的な援助を受ける権利がある。なお、一九六三年のギデオ判決以降、重大犯罪に有罪の答弁をする被告人には弁護人の援助を受ける連邦上の権利があることは明らかである。この弁護人依頼権は、弁護人の効果的な援助を受ける権利であることが早くから認められている。⁽⁵⁰⁾ われわれは、それ故、以前の強制された自白があったために有罪答弁をしたと主張する被告人には、それだけでは、人身保護の申立てに関して審理を受ける権利はないと判示する。さらにわれわれは、被告人の答弁が一九六四年のジャクソン判決以前に行われた場合であっても、本質的な相違があるとは考えない。ジャクソン判決での争点は、陪審裁判で証拠として提出された自白の任意性を判断するためのニューヨーク方式の合憲性であった。この方式は、もし本件被告人らが正式裁判を要求しておれば被告人らに適用されたであろうものであるが、自白が証拠と

して提出されてその任意性の二応の確からしき (a prima facie case) が確認されると、事実審裁判官自身が争いのある事実問題を最終的に判断したり、その自白は任意であるかを判断したりせず、その問題の判断を陪審に委ねることを裁判官に要求している。当裁判所は、公判で証拠として提出された自白の任意性につき信頼できる認定をせず、強制による自白に基づいた有罪判決を受けないジャクソンの権利を適切に保護しなかった。それ故、第一四修正のデュー・プロセス条項の下での憲法上の攻撃を回避できない⁵³⁾との理由で、このニューヨーク州の手続は憲法に違反する旨判示した。そしてかかる結論に達したので、ニューヨーク方式を是認した一九五三年のシュタイン判決を変更したのである。⁵⁴⁾

有罪答弁がジャクソン判決の以後か以前かにかかわりなく、答弁の有効性の問題は同一である。すなわち、答弁は任意かつ理性的な被告人の行為であったかどうかである。前述のとおり、州裁判所における有罪の答弁は、被告人が弁護人の不適切な助言を受けた (incompetently advised) 場合を除き、それが強制による自白に動機付けられたものであるとの理由で連邦裁判所における副次的攻撃にさらされることはない。被告人がジャクソン判決に依拠して救済の主張を認められるには、ニューヨーク方式を争わずに有罪の答弁することを助言したとき、その弁護人側に重大な過誤 (gross error) のあったことを立証しなければならぬ。このような立証は不可能である。というのは、まさにこの争いはシュタイン判決でニューヨーク州裁判所および当裁判所に提示され、当裁判所は一九六三年、強制自白の主張を処理するニューヨーク方式には憲法上の欠陥は認められないと判示したからである。本件被告人らの弁護人が、ジャクソン判決を予想しなかったことを批判することはできない。⁵⁵⁾

ジャクソン判決はそれ以前に正式裁判を受けた被告人にも遡及的に適用される。したがって、ジャクソン以前に自白に動機付けられて有罪答弁をしたと主張する被告人にも、自白の任意性に関して審理を受け、その自白が強制によるものであるかを判断するために裁判を受ける権利があるとの主張も説得的でない (unimpressed)。強制自

白が証拠として提出された公判での有罪判決は、その一部を有罪の根拠として憲法上受け入れることのできない強制自白に依拠している。被告人が後に副次的手続で攻撃するのはこのような有罪判決であり、それが依拠した自白である。有罪を答弁する被告人はこれとは異なる立場にある。彼は公開の法廷で弁護人が付されたうえで自分が嫌疑を受けている当の犯罪を犯したことを承認したことを理由に有罪とされたのである。以前の自白はこの有罪判決の根拠ではないし、公判で一度も証拠として提出されたことはなく、また証拠として提出できない証拠である。被告人がジャクソン判決以前に受けた弁護人の助言は、もしそのときジャクソンが法であるとすれば異なっていたであろうかどうかは、当の犯罪を犯したその被告人の自白の正確性に何らの関連もない。⁵⁶⁾

本件でのこの局面における問題は、有罪答弁に基づいて獲得された州の有罪判決の廉潔性 (integrity) ではなく、数年後に、その答弁時には完全に有効であった有罪答弁を撤回した被告人に、再び有罪と認めるか、それとも検察側に有罪の立証をさせるかの選択を与えなければならぬかである。もし仮に本件での有罪答弁が行われたときにジャクソンが法であったとすれば、もし裁判官が争われている自白の任意性に関して公判で決定することが要求されていたとすれば、自白を陪審に提示させないより大きい機会があったであろうから、有罪答弁は行われなかったであろうとはいえるかもしれない。しかし、有罪の答弁の助言には内在的に不確実が伴うものであるから、このような指摘は推測的な事柄にすぎず、ずっと以前の有罪答弁後の有意味かつ生産的な証拠法上の審理を約束する問題ではない。代替策として考えられるのは、自白に動機付けられてした有罪答弁でジャクソン以前に行われたすべてのニューヨークでの有罪答弁を当然無効とする憲法規則である。このような方策は、その当時適用された憲法上の基準の下で有効であった有罪答弁による有罪判決の終局性を維持する州の利益を不用意に侵害 (improvident invasion) することとなる。被告人が州裁判所での救済を放棄して自己の有罪を認めたとき、彼は当時存在した法の下でそのようにしたのであり、さらに被告人は法および事実に関する彼自身または弁護人の通常の過誤のリス

クを負っていると判示するのは、正式な裁判を受ける権利の軽視 (denigration) ではない。もし後に判断されたのが法であったとすれば彼は異なった答弁をしていたかもしれないが、有罪答弁はその結果を熟知したうえでの理性的行為ではなかったことを示すに足りる重大な職務上の怠慢 (serious derelictions) が弁護人の側にあったことを立証した場合を除き、被告人は自己の答弁および有罪判決に拘束されるのである。⁽³⁵⁾

「ブレナン裁判官の反対意見」 本判決で当裁判所は、憲法に違反する検察側のどのような行為によって有罪答弁が誘発されたとしても、その後の攻撃からすべての有罪答弁を隔離する目的に向けてのさらなる一步を踏み出したことになる。被告人らは詳細に、無理矢理に自白させるために物理的かつ精神的に強制されたと主張し、このような圧力に屈したと主張している。そして事実審裁判所で自白の有効性を争うための憲法上認められうる手続をニューヨーク州は提供していなかったことを理由に、有罪答弁をする以外の合理的な選択肢は存在しなかったと主張している。被告人の主張は、要するに、有罪答弁は検察側の違法な行為の産物であったというのである。この主張には真実である可能性があるにもかかわらず、その主張を立証する機会が与えられる審理を受ける権利すら被告人にはないと当裁判所は判示している。当裁判所の結論は当裁判所の従前の判例と矛盾しているばかりか、この問題に言及したほとんどすべての控訴裁判所によって採用されている見解とも矛盾していることは明白であるので、私は同意できない。⁽³⁷⁾

もし強制自白が有罪答弁の誘因であれば、その答弁は検察側の違法行為の果実であるから攻撃にさらされうる。弁護人の助言によって、答弁過程に混入した憲法上の欠陥を匡正することはできない。それ故、自白は被告人から強制的に採取されたこと、および被告人の有罪答弁はその大部分を憲法上有効な手続によって自白の許容性を争うことができなかったことによって動機付けられたものであることを立証できれば、被告人は救済を求める権利がある。このような立証によって被告人は、強制自白とその後の答弁との結びつきを確認することとなり、そのことに

よって各有罪答弁は検察側の違法行為の産物であることを確認することとなるからである。⁽³⁸⁾

【45】 ホロウェイ連続強盗強姦事件判決（一九七八年）

本判決は、強盗強姦事件の共犯者三名を一人で弁護した国選弁護人が各共犯者から得た秘密の情報を理由に利益の衝突の可能性があり効果的な弁護ができない旨何度も各別の弁護人選任を求めたにもかかわらず、裁判所は被告人らの利益相反のリスクを調査することなく右申出を拒否し被告人が有罪とされた事案につき、【42】グラスサ判決を詳細に引用し、同じく正面から第六修正の弁護人の効果的な援助を受ける権利を否定されたことを理由に、原判決を差し戻したものである。

「事実の概要」 一九七五年六月一日早朝、三人組の男がアーカンサス州リトルロックのレストランに押し入り、従業員五名を脅し金品を強奪した際、女性従業員の一人を一度、他の一人を二度強姦した。間もなく被告人ホロウェイ（以下、Xともいう）ら三名が逮捕された。同年七月二十九日、Xらはいずれも強盗および強姦の罪で起訴され、事実審裁判所は八月五日、公設弁護人ホール（以下、Hともいう）を三人の国選弁護人として選任した。次いでXらは、罪状認否手続に付され、全員無罪の答弁をした。その二日後、Xらは併合審理されることとなり、第一回公判期日が九月四日に定められた。⁽³⁹⁾

Hは八月一三日、各被告人から利益の衝突の可能性あることを聞いたことを理由に、各被告人に各別の弁護人を選任して欲しい旨裁判所に申し出た。裁判所は、この申出および公判分離の申出に関する審理を開いた後、各別の弁護人選任を拒否した。公判開始前に同一の裁判官は、被告キャンベル（以下、Yともいう）が逮捕時に二人の警察官にした自白の許容性を判断する審理を開いた。その自白は要するに、X、Zとともにライフルで武装しレストランに押し入ったことは認めつつ、強盗および強姦時にはその現場から少し離れた一段上の階段にいた（要する

に見張りをしていた)にすぎず、強姦には関与していないというものであった。公判裁判官はこの自白を許容したが、他の共犯者への言及部分については削除することを命じた。Hは八月四日、陪審が選定される前に、被告人の一人または二人は証人台に立つて証言するかもしれない、もし証言すれば彼らから秘密情報 (confidential information) を得ているので反対尋問できないことを理由に、再び各別の弁護人の選任を求めたが、再び拒否された。そこで検察側は、その主張を裏付ける証拠を提出した。レストランのマネージャーらの犯人識別証言は必ずしも一致せず、Xは四人によって強盗犯人と識別されたが、Y、Zを強盗犯人と識別したのは二証人のみで、強姦犯人として識別されたのはXのみであった。⁽⁶¹⁾

公判二日目の八月五日、訴追側弁論後にHは裁判所に対し、被告人三名全員がHの助言に反して証人台に立つことを決意したと告げた後、今までは利益の衝突の可能性を理由に各別の弁護人の選任を求めてきたが、各被告人はいずれも証言を望んでいるので、「この衝突は現実のものとなりつつある」と述べた。しかし裁判所は結局、各別の弁護人の選任を認めなかった。Xら三名はいずれも証人台に立つて、犯行とのかかわりを否定し当時家にいた旨類似の証言をした。Yは警察官に自白をしたこと自体を否定した。⁽⁶²⁾

陪審はこれらの証言を受け入れず、すべての訴因について全員有罪の評決をした。Xらは州最高裁に上訴して、その異議申立てにもかかわらず一人の国選弁護人によって弁護されたことによって連邦憲法の保障する効果的な弁護人の援助を受ける権利を侵害されたと主張した。この争点を解決するために州最高裁は、共同被告人(複数)の単独弁護で判決に影響を及ぼす誤り (reversible error) が生じるにはその前にいわゆる利益の衝突を示す何らかの具体的証拠が記録によって示されていなければならない⁽⁶³⁾との多数ルール (the majority rule) に依拠したうえで、本件ではホールは依頼者から得た秘密情報の性質もその情報から得た知識の結果生じたとする相矛盾する誠実義務 (conflicting loyalties) の概要も事実審裁判所に明らかにしていなかったと指摘した。そしてXらは証言

中に共同被告人を罪に陥れるような証言をしなかったことを理由に、現実の利益の衝突もXらへの不利益 (prejudice) も記録上明らかにされていないとしてXらの有罪判決を維持した。⁽⁶⁴⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は、「共同被告人から入手した秘密情報を理由に相反利益 (conflicting interests) の弁護のおそれがあるため依頼者に効果的な弁護ができないとして各別の弁護人の選任を求めたタイムリーな申し出を却下されたことによって被告人らは効果的な弁護人の援助を奪われたことになるかを判断するために」上告受理の申立てを容れ、六対三で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はバーガ首席裁判官である。

「判旨」 「当裁判所は三五年余以前のグラッサ判決において、利益が衝突する二人の共同被告人の弁護を一人の弁護人に要求することによって地方裁判所は被告人の一人に第六修正の効果的な弁護人の援助を受ける権利を否定したことになると判示した。」同事件において検察側は、合衆国欺罔のコンスピラシーの罪で五人の被告人を併合審理した。被告人のうちグラッサとクレッチェの二人は当初各別の弁護人が選任されていたが、クレッチェの弁護人が解任されたため、裁判所はグラッサの弁護人Sに共通弁護を打診した。Sは利益の衝突の可能性があると答え、二人を弁護すれば陪審は二人を一緒に結びつけるおそれがあると述べ、グラッサも共通弁護に異議を申し立てる意向を示した。しかし、地方裁判所は結局、グラッサの私選弁護人であるSを共同被告人クレッチェの弁護人として国選し、二人はいずれも有罪とされた。⁽⁶⁵⁾

グラッサは当裁判所において、二人の依頼人の利益間に衝突があるため公判でのSの弁護は効果的でなかったと主張した。当裁判所は、「第六修正の保障する弁護人の援助は一人の弁護人に同時に相反利益の弁護を要求する裁判所の命令によって阻害され弱体化するものではない」と判示した。記録によると、S弁護人はグラッサとコンスピラシーとを結びつける証言をした訴追側証人を反対尋問せず、許容性がないと考えられる証拠の提出に異議を申し出なかった。この二つの不作為は弁護人が共同被告人クレッチェの利益を保護したいと考えたことの結果であり、

それ故、「二人の主人に仕える弁護人の葛藤を示している」と判示された。当裁判所は利益の衝突を認め、このことから生ずる不利益 (prejudice) が無害 (harmless) であるかの調査要求には応ぜず、グラッサの有罪判決の破棄を命じたが、Kの有罪判決は維持した。⁽⁶⁵⁾

本件で適用される一つの原理はグラッサ判決から明らかである。「一人の弁護人に共同被告人の弁護を要求したり、これを認めたりすることは、しばしば共通弁護 (joint representation) といわれるが、そのこと自体で (part se) 憲法の保障する弁護人の効果的な援助を侵害したことはない。」この原理は、多くの被告人が一人の弁護人によって適切に (appropriately) 弁護している事案のあることを認めている。実際、共通弁護からある種の利益が生ずることはありうる。フランクファーター裁判官の見解によれば、「共通弁護は相互非難の防止を保障する一つの方法である。共通の防御はしばしば共通の攻撃に対し強い抵抗力を発揮する」のである。⁽⁶⁷⁾

グラッサ判決以降、本件とは異なり、弁護人が複数の依頼者間の利益の衝突の可能性を公判裁判所に一切指摘しなかつた場合に共通弁護の是非が争われたときに通常生ずる二つの争点に関し裁判所は相異なるアプローチをしてきた。その一つは利益の衝突の立証の程度であり、他の一つは事実審裁判所の積極的な調査義務の範囲である。しかし、本件ではこのような問題を解決する必要はない。弁護人は裁判所の構成員として (as an officer of the court) 繰り返し、利益の衝突の可能性に明確に焦点を合わせていた。ところが裁判所は、各別の弁護人を選任することも、その衝突のリスクがわずかで各別の弁護人を必要としないものであるかを調査することもしなかつた。われわれは、公判開始以前にかつ陪審員選定以前に再び弁護人によってなされた各別の選任要求にもかかわらず、それに対処しなかつた裁判所の不作為は、「弁護人の援助」の保障を被告人から奪ったことになると判示する。⁽⁶⁸⁾

この結論は、グラッサ判決における当裁判所の次の一文によって裏付けられている。すなわち、「裁判が被告人の不可欠の権利を配慮して行われていることを確認する義務は事実審裁判所に課されている。事実審裁判所には弁護人の援助を受ける被告人の権利を保護すべき義務がある。被告人が弁護人の援助を受けていることを確認する裁判所の義務として同様に重要なものは、相反利益の可能性が裁判所に自覚されているとき、最初の依頼者の利益に反しうる利益弁護を同時に強要し、たとえ示唆にすぎないとしても、そのことによって被告人を防御する弁護人を困惑させない裁判所の義務である。」「右の理由付けは、(Xらの) 相矛盾する利益の可能性が正式の異議申立て等によって裁判所に自覚されていた本件に直接適用される。さらにグラッサ判決以降、利益の衝突に関して、裁判所の構成員としての代理弁護 (representation) を理由に各別の弁護人の選任要求は認めるべきである旨多くの裁判所は判示している。本件で事実審裁判所は、繰り返しされた申立てに対応する適切な手段を一切講じていない。⁽⁶⁹⁾

かかる過誤があるため被告人の有罪判決は破棄されることになるかの問題が残っている。たとえ不服を申し立てている共同被告人への一定の不利益に関する立証が欠けている場合であっても、事実審裁判所が不当に共通弁護を認め、あるいはそれを要求したりするときには常に原判決は破棄される、これはグラッサ判決の要求であるとい一般的に考えられてきた。しかしながら、これに対し、このような事案で原判決を自動的に破棄すべきではなく、被告人が不利益 (prejudice) を立証している場合を除き、控訴裁判所は原判決を維持すべきであるという見解がある。この見解はグラッサ判決の二つの側面に依拠している。第一、当裁判所は同判決で相反利益の弁護を強制されたこと結論したが、グラッサの憲法上の権利否定が何らかの方法で不利益となつたことを立証していないことを理由に、もう一人の依頼人であるクレッチェの有罪判決は破棄しなかつた。第二、当裁判所はグラッサの有罪判決の破棄を正当としたが、それは一部、彼に不利な検察側証拠が弱いことを強調したうえのことである。すなわち、「ある状況下においては破棄の理由とはならない過誤であっても、それを重要ではないとはなつてはできない。ただし、秤を有罪の方向に傾けるいかほどの衝撃を与える現実の可能性がある」というのである。⁽⁷⁰⁾

しかしながら、われわれは、グラッサ判決における当裁判所の意見を、タイムリーな異議申立てにもかかわらず

公裁判所が不当に共同弁護を要求したときには常に破棄が自動的となる (reversal is automatic) と指示したものと解する。グラッサ判決は、次のように述べている。すなわち、被告人グラッサの受けた不利益の程度を正確に判断することは困難でもあり、不必要でもある。弁護人の援助を受ける権利はきわめて基本的であり絶対的であるから、かかる援助の否定から生じた不利益の程度に関する難しい計算を裁判所にさせることは認められない」というのである。この一文は、明示の異議申立てにもかかわらず共同弁護を命令したのは何らかの程度において被告人に不利益であったことを前提にしている。また共同被告人クレッチェの有罪判決の破棄を拒否したのは右の解釈と矛盾しない。彼は共同弁護に対し第六修正違反の主張をしていないし、いわゆるコンスピラシの共謀者 (co-conspirators) の文脈の下で、当裁判所はクレッチェに関しては不利益の立証を必要としたうえで、その立証がないとしてクレッチェを含む共同被告人の有罪を維持しているからである。¹¹⁾

【46】 サリヴァン射殺事件判決 (一九八〇年)¹²⁾

本判決は、同一の殺人事件で起訴された三人の被告人を二人の私選弁護人が弁護したが共同弁護に対しては異議の申立てがなく、二人は分離公判で無罪とされたのに対し被告人のみが有罪とされ州段階で確定した事案につき、人身保護令状による救済が認められるには共同弁護による利益の衝突の可能性だけでは足りず、さらに現に利益の衝突があり、その結果、被告人に不利な弁護活動が行われたことの立証を要するとしたもので、先の【45】ホロウェイ判決で留保されていた問題について判断した指導的判例として重要である。

【事実の概要】 被告人サリヴァン (以下、Xともいう) はY、Zとともに、A、B殺害の第一級謀殺罪で起訴された。A、Bは建物の二階にあるAの事務所で殺害されていた。守衛のMは事件直前に人待ち顔で建物の中にいた三人を目撃していた。三人はMに現場を離れるように言ったが、Mはこれを無視した。間もなくAが到着して二階でいなくなった。A、Bの死体は翌朝発見された。¹³⁾

事務所の方に向かった。次いで爆竹が続けて裂けるような音がした。Mが働いていた部屋にいたYがMに対し建物から立ち去って一切何もいわないように命じた。Mは急いでこれに従い、一五分後に建物に戻ると、Xら三人はすでにいなかった。A、Bの死体は翌朝発見された。¹³⁾

弁護人D、Pの二人は起訴後のXら三名を弁護した。Xには当初別の弁護人がいたが、弁護費用を払う余裕がなかったのでY、Zが選任したD、Pの弁護を受けることにした。「Xも弁護人も共同弁護に異議を申し立てたことはなかった。」Xに不利な証拠は主としてMの証言から成る状況証拠のみであった。訴追側の立証終了時に、弁護人は何らの証拠を提示せず弁護を終えた。Xは有罪とされ、終身刑を言い渡された。共同被告人Y、Zは公判を分離され、いずれも無罪とされた。Xの有罪判決は州段階で確定した。そこでXがペンシルバニア州東部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状の救済を求めたところ、同地裁は本件で共同弁護は認められず第六修正違反はないとしたが、第三巡回区控訴裁判所は、複数弁護 (multiple representation) は必ずしも効果的な弁護人の援助の否定に相当するものではない」としたうえで、¹⁴⁾ わずかでも利益の衝突ないし不利益の可能性があれば刑事被告人には有罪判決の破棄を求める権利がある」として、これを破棄した。¹⁵⁾

これに対し、合衆国最高裁は「ホロウェイ判決でなお未解決で繰り返されている争点を検討するために」上告受理の申立てを容れ、本件で提示されている問題は「州の受刑者はその私選弁護人が利益の衝突の可能性ある弁護をしたことを立証することによって人身保護令状の発付を求めることができるか」であると指摘したうえで、八対一で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はパウエル裁判官である。

【判旨】 弁護人には利益の衝突があったことを理由に効果的な弁護人の援助を否定されたとするXの主張は「ホロウェイ判決で明示に留保された二つの論点を提起している。第一の論点は、たとえ当事者が異議の申立てをしなかったとしても、州の事実審裁判官は共同弁護の相当性 (propriety) を調査しなければならないからである。第二

の論点は、単に利益の衝突の可能性がありさえすれば、それだけで被告人は弁護人依頼権を奪われたと結論できるかである。⁽¹⁵⁾以下、右二点につき検討する。

(1) ホロウェイ判決では一人の公設弁護人が同一の裁判で三名の被告人を弁護した。繰り返し行われた被告側弁護人のタイムリーな依頼人の利益衝突の主張にもかかわらず、事実審裁判所は各別の弁護人選任の検討を拒否した。当裁判所は、利益の衝突のため第六修正の要求する適切な法的援助ができない共同被告人の弁護を弁護人は強制されたことを認めた。しかしながら、当裁判所は、事実審裁判所がタイムリーな異議申立てに対応しなかったことに照らし、そのいわゆる利益の衝突が実際に存在したかどうかを検討せず、単に事実審裁判所の過誤によって憲法に反して弁護人依頼権が危機にさらされたことになる」と判示したのである。⁽¹⁶⁾

ホロウェイ判決は州の事実審裁判所に対し、共通弁護に対するタイムリーな異議申立ての有無を調査するよう要求している。しかし、われわれの先例の中で、共通弁護の妥当性の調査をあらゆる事案において州裁判所が自ら開始するのは第六修正の要求であるとするものは一切ない。被告側弁護人には相反弁護 (conflicting representations) を回避し、利益の衝突 (a conflict of interest) が公判過程で生じたときには直ちに裁判所に告知する倫理上の義務はある。それ故、特段の事情のない限り、複数弁護には利益の衝突が伴っていない、あるいは弁護人と依頼人の双方は存在するかもしれないそのような衝突のリスクを甘受しているものと事実審裁判所は考えることができる。現にホロウェイ判決で当裁判所が指摘したように、事実審裁判所は当然、被告側弁護人の善意とその正しい判断に大きく依存しているのである。「特定の利益の衝突が存在することを事実審裁判所が知っているか、知っているが当然と思われる (reasonably should know) 場合を除き、事実審裁判所は調査を開始する必要はない。」⁽¹⁷⁾

本件では利益の衝突の有無を調査する義務が裁判所にあつたことを示すものは一切ない。Xと他の共同被告人との公判分離は、Xらの利益相反の可能性を大きく減じている。Xの公判への関与者は誰一人として共通弁護に異議

を申し立てなかった。また弁護人の弁護終了の判断は検察側提出の状況証拠の弱さに応じた合理的戦術であつた。

これらの事実に基づき、われわれは、第六修正は複数弁護の妥当性を調査する積極的義務を裁判所に課していないと結論する。⁽¹⁸⁾

(2) 複数弁護は、それによって利益の衝突が生ずる場合を除き、第六修正に違反しないことをホロウェイ判決は再確認した。利益の衝突の可能性はほとんどすべての複数弁護の事案に内在するから、複数弁護に異議を申し立てる被告人にはそのような可能性があるため公正な裁判を受ける権利が不当に危険にさらされる (impermissibly imperil) ことを立証する機会が与えられなければならない。しかし事実審裁判所がそのような機会の付与を拒否した場合を除き、衝突の可能性があり、その結果、弁護人の効果的でない弁護が行われたことを再審理裁判所は推定できない。そのような推定は、共通弁護が共通の攻撃に対する強い抵抗力を発揮する、事案においても複数弁護が認められないことになるからである。

第六修正違反を立証するには、「公判で異議を申し立てなかった被告人は、利益の衝突が現にあり、その結果、被告人に不利な弁護活動が行われた (an actual conflict of interest adversely affected his lawyer's performance) ことを立証しなければならない。」例えば、グラスサ判決において、被告側弁護人はグラスサと当該犯罪とを結びつける訴追側証人を反対尋問せず、許容できないと考えられる証拠の提示に抵抗しなかった。当裁判所は、このような二つの不作為は共同被告人の有罪に関する陪審の知覚を減じたいとの弁護人の欲求によって生じたものであると認めた。かかる利益の衝突が現にあり、その結果、グラスサの弁護が妨げられたことになるので、当裁判所はその有罪判決を破棄したのである。⁽¹⁹⁾

グラスサ判決は、「憲法に違反する複数弁護は無害の手続的瑕疵 (harmless error) の法理の適用を受けないことを確立した。」当裁判所はグラスサの弁護人には現に利益の衝突があつたと結論して、この衝突に起因する、不

利益の程度に関する難しい計算をすること」を拒否した。利益の衝突それ自体で「効果的な弁護人の援助を受ける権利」の否定を立証したことになるというのである。それ故、利益の衝突があり、それが現に弁護の適切性に影響したことを立証する被告人は、救済を獲得するための不利益 (prejudice) を立証する必要はない。「しかし、弁護人が積極的に相反利益を弁護したことを被告人が立証するまで被告人は、不効果援助を主張するための憲法上の前提要件 (constitutional predicate) を立証したことはない。」⁽⁸⁵⁾

控訴裁判所は、本件での複数弁護は利益の衝突の可能性が含まれていることを立証したとの理由でサリヴァンの救済を認めた。「われわれは、衝突の可能性だけでは刑事上の有罪判決を攻撃するには不十分であると判示する。第六修正の権利侵害を立証するためには、利益の衝突が現にあり、その結果、被告人に不利な弁護活動が行われたことを被告人は立証しなければならない。」⁽⁸⁶⁾

【47】 ウッドわいせつ凶画譲渡事件判決（一九八一年）⁽⁸⁷⁾

本判決は、アダルト店従業員の被告人らの罰金刑未納を理由とする保護観察取消審理において雇用者が罰金刑等の支払いの約束をしていたとされる事案につき、雇用者の私選弁護人が被告人らを弁護していたこと等を指摘して誠実義務違反ないし利害相反の弁護の可能性を理由に、保護観察を取り消して被告人らを収監したのは第一四修正のデュー・プロセスに違反するとしたものである。

「事実の概要」 アダルト映画館等の従業員であったウッド（以下、Xともいう）ら三名はいずれも、わいせつ物譲渡の罪で科された罰金五千ドルを毎月五百ドルの割賦払いを条件として保護観察 (probation) に付された。Xらは三ヶ月経過しても割賦金を支払わなかったので保護監察官は保護観察の取消を求めた。保護観察の取消審理においてXらは割賦金を支払っていないことを認めつつ、月収との関係で支払不能であることを示す説得力ある証拠

を提出した。Xらはまた、雇用者が罰金刑を支払ってくれるものと考えていたと述べた。しかし裁判所は保護観察の前提条件が満たされていないとして、五日以内に延滞金を支払わない限り保護観察を取り消すと決定した。Xらは支払不能を理由に保護観察の前提条件の変更を申し立てたが、この申立ては却下され、裁判所はXらに刑期の残りを刑務所で服役するように命じた。この取消決定はジョージア州控訴裁判所で維持された。⁽⁸⁸⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は「罰金の割賦払いが不能という理由だけで保護観察者を投獄することは富を理由とする差別的取扱いを禁止する第一四修正の平等保護条項の下で合憲といえるかを判断するために」上告受理の申立てを容れた。しかし、同最高裁はさらに事実を精査した結果、Xらが現在の窮地にあるのはXらの弁護人の誠実義務違反 (divided loyalties) によるものと考えられるので、難しい平等保護条項の問題を本件で判断するのは相当でないとし、本件のようにデュー・プロセス違反の可能性が明白である場合には、その可能性に関してさらに事実認定を尽くさせるのが相当であるとして、八対一で原決定を破棄差し戻した。⁽⁸⁹⁾ なお、法廷意見の執筆はパウエル裁判官である。

【判旨】 Xらは逮捕以降、一人の弁護人による弁護を受けていた。Xらの保護観察取消審理での証言によれば、弁護士費用を支払ったことは一度もなく、このような法的援助は雇用者甲によって提供されるものと考えていたという。事実、代理（弁護）人の提供は、雇用の結果としての法的トラブルに直面した場合に約束されていた援助の一部にすぎなかったことは本件記録上明らかである。雇用者はまた、どのような罰金であれ、必要であれば保釈金も支払ってやると約束しており、これらの約束は大部分守られていた。本件でも、Xらの弁護人が口頭弁論で述べたように、保釈金は雇用者提供の資金で支払われていた。さらにXらが二度目に逮捕されたとき、雇用者はその罰金刑を支払っていた。このような約束の実相はすべて取消審理の法廷で明らかにされていた。⁽⁹⁰⁾

ところが、雇用者は何らかの理由で、本件での罰金刑支払いにあてる金銭を提供しなくなった。「Xらを現在の

苦境に陥れたのはかかる雇用者による判断であり、そしてXらの弁護人が雇用者の代理人として行動しかつ雇用者によって費用の支払いを受けていたのであるから、このような状況下での利益の衝突のリスクは明白である。「犯罪者が資産を越えた罰金刑を収めなかったとしても平等保護条項との関係で収監できないということになれば、アダルト劇場の経営者は通常の仕事をして逮捕されたXらに科せられた罰金刑の支払い負担を免れうることになる。しかしながら、そのような支払い負担の免除を確保するには、Xらが資産を越える罰金刑を科せられ、かつ支払不能によって収監されるリスクを負担することが必要であった。⁽⁸⁶⁾

雇用者およびXらの弁護人がこのようなことを考えていたかは確証できないが、これらの事実によれば、明らかに利益の衝突の可能性 (a clear possibility of conflict of interest) はある。このような明白な利益の衝突は本件手続のさまざまな段階で示されている。Xらは量刑時に科せられた罰金刑の額については抗議しなかったことが口頭弁論で明らかにされた。保護観察の取消に至る三ヶ月間、Xらは罰金を一切支払っていないのはその善意を示している。事実、この期間を通じてXらは、約束通り罰金は雇用者によって支払われるものと考えていた。取消審理においてさえ、Xらは支払い可能な収入のないことを立証しようとした。さらに支払い要件の修正の申立てに失敗したが、この修正が申し立てられたのはXらの収監予定日の前日のことである。このような事情に照らして検討すると、Xらの弁護人は雇用者の利益を考えて行動していたため、その目的とXらとの間に利益の衝突 (this conflict in goals) があり、それが多額の罰金刑を科した地方裁判所の決定に影響を及ぼし、Xらの保護観察の前提条件を修正せずに保護観察を取り消した地方裁判所の決定に影響を及ぼしたであろうことは十分に考えられる。⁽⁸⁷⁾

刑事被告人は、第三者——とりわけその第三者がいわゆる犯罪企業 (criminal enterprise) の経営者であるとき——が雇用し、その費用を負担している弁護人によって弁護されているときに生ずる内在的危険は一般に認められている。一つのリスクは、依頼者が以前の雇用者に不利な証言をしたり、雇用者の利益に反する行動に出ることを

妨げ、依頼者が寛刑 (leniency) を受けることを阻止することである。他の種類のリスクは、本件のように、賃金を支払っている当事者には合法的な先例を確保することで長期に及び利益 (a long-range interest) を有しているが、被告人自身の利益を犠牲にして初めてそのようなことができる場合である。上述のように本件の事実関係からすれば、このような特定の第三者の費用支払いの約束 (fee arrangements) から生じうる不公正 (potential unfairness) に注目する必要がある。Xらはほとんど日常的な義務を果たしていたにすぎないにもかかわらず、雇用者が支払うであろうという前提で多額の罰金刑を科せられた。Xらは収監の危険に直面しているが、それは専ら雇用者が罰金の支払いを怠ったからであり、その雇用者が選任した弁護人によって一貫して弁護されてきたからである。このような状況下での不公正の可能性は十分に深刻であるから、Xらは第一四修正のデュー・プロセス条項の下で連邦上の権利を奪われたことになるかを検討することが必要となる。⁽⁸⁸⁾

デュー・プロセスの保護は仮釈放 (parole) や保護観察の取消にも適用されてきた。本件ではXらは私選弁護人とともに取消審理に出廷した。しかし、重要なのは、Xらが現在依拠している貧困を立証しておれば、Xらには国選弁護人を選任してもらう権利があったことである。憲法上の弁護人依頼権がある場合には、利益の衝突のない弁護を受ける権利のあることは第六修正に関する諸判例が明らかにしている。このことは例えば、一九八〇年のサリヴァン判決や一九七八年のホロウェイ判決が明らかにしている。本件では、Xらの利益だけを誠実に (single-mindedly) 追求しえない雇用者の弁護人によってXらは弁護されていた。当初は量刑審理において、後には取消審理において、裁判所に寛刑を求めるのは弁護人の義務であった。本件記録によれば、弁護人が彼を私選した雇者の利益によってその基本的な戦術判断に影響を受けたか否かを確認することはできない。もし影響を受けていたというのであれば、Xらのデュー・プロセスの権利は、取消審理においても、それ以前の下級審での手続段階においても、尊重されなかったことになる。⁽⁸⁹⁾

しかしながら、利益の衝突が現にあった (an actual conflict of interest) か否かを当裁判所が判断するのは、この問題に関する趣意書がなく弁論も行われていないので難しい。「それにもかかわらず、利益の衝突の可能性は取消審理時において十分に明らかであり、裁判所には調査する義務があった」のは記録上明白である。裁判所は、雇用者が罰金を支払うであろうことを前提にしていたため、不釣合いに多額な罰金を科したことを知っていたに違いない。Xらの弁護人はXらの雇用者によって提供されており、罰金刑の相当な減額をもたらした寛刑の申立てよりも、憲法上の平等条項違反の攻撃に集中したことを裁判所は確かに知っていたのである。このような事実は、裁判所には不適切な利益衝突の可能性 (the possibility of a disqualifying conflict of interest) を認識すべき義務のあったことを説得的に示している。裁判所がこの問題を認識すべきであったかに関する疑いは、訴追側がこの利益の衝突の問題を明示に取り上げ、裁判所にその調査を求めたという事実によって消失する⁽⁹⁾。

下級審での判断を無効とし、本件を指示付で州の郡裁判所に差し戻すこととする。同裁判所は本件記録が強く示している利益の衝突が取消審理時に、もしくはそれ以前に、現に存在したか否かを判断するための審理を開くべきである。当時、利益の衝突が現にあり、かつ独立した弁護人の援助を受ける権利に有効な放棄がなかった (a valid waiver) と認めれば、郡裁判所は相反利益に奉仕する弁護人の法的弁護による汚れない新しい取消審理を開くべきである⁽¹⁰⁾。

【48】 クロニック小切手移送欺罔事件判決 (一九八四年)

本判決は、四年半もの長期の捜査の結果、甲乙銀行間の小切手移送時に入金あてこみ振出し計画 ("check kiting" scheme) による郵便を用いた欺罔行為の罪で摘発された被告人らに裁判所が一人の若い弁護士を国選して公判準備期間として二五日間だけ認めた事案につき、第六修正違反を理由に原判決の破棄を求めるには、効果的な弁

護人の援助を受けられそうにない要因があったとの立証だけでは不十分で、弁護活動に具体的な過誤があり、判決の結果に影響を及ぼすほどの不利益のあったことの立証を要するとしたものである。事案はやや異なるが、同じ日に言い渡されたストリックランド判決とともに効果的な弁護人依頼権違反の主張につき類似の判断を示した指導的判例である。

〔事実の概要〕 被告人クロニック (以下、Xともいう) は二人の共犯者 (Y、Z) とともに一九七五年の四ヶ月間にわたり、フロリダ州甲銀行とオクラホマ州乙銀行間で、九四〇万ドルを超える小切手移送に関し郵便を用いた詐欺の罪 (mail fraud charges) で起訴された。起訴状によると、Xの指示に従って、Yは甲銀行でS会社名義の銀行口座を開き、Zは乙銀行で自己名義とS会社名義の二つの銀行口座を開いた。被告人らはいずれの預金残高も不十分であることを知りつつ、一九七五年六月二三日から同年一〇月一六日のほぼ四ヶ月間に、総額四八〇万ドルの甲銀行の小切手を振出し、それらはすべて乙銀行に保管され、ほぼ同時期に甲銀行あて総額四六〇万ドルの乙銀行の小切手を振出したとされるいわゆる入金あてこみ小切手振出し (a "check kiting") を行い、この小切手交換の過程で違法に郵便を用いたというのである⁽¹¹⁾。

第一回公判期日直前、Xの私選弁護人が辞任した。そこで裁判所は「不動産実務の経験ある若い弁護士をXの弁護人に選任したが、本件捜査に訴追側が四年半以上かけ、捜査中に数千もの書類を検討していたにもかかわらず、弁護人には二五日間だけを公判準備として認めた。」検察側は関連文書を現に作成したY、Zとの答弁取引のあと、訴追側証人として証言した二人の証言を通じてXが全体計画を立案、指示し、S会社との関係を故意に隠蔽したことを立証した。前科があれば証言は弾効できる旨の裁判所の決定のあと、被告人は証言しないことを決定した。弁護人は反対尋問で、S会社は幽霊会社 (sham) ではなく、財源は流動資金 (floating) として十分とはいえないものの、かなりの現金収入のある現に操業中の会社であることを立証し、さらにXが自ら小切手振出しに関与した

ことを示す書面はないことを立証した。Xは有罪とされ、二五年の刑を言い渡された。⁽⁹¹⁾

Xが控訴を申し立てたところ、第一〇巡回区控訴裁判所は、Xは第六修正によって保障されている「効果的な弁護人の援助を受ける権利を侵害された」と結論して有罪判決を破棄した。右結論は、Xの公判弁護人が何らかの過誤を犯したとか、実際の弁護活動が被告人に不利益を与えた(had prejudiced)とか、弁護人としての能力、技量に欠けていたとかという判断に基づいたものではなく、「弁護人の一定の準備活動を妨げるような状況下においてはそのような立証は必要ではないという前提」に基づいていた。そしてこの前提は五つの判断基準、すなわち訴追側の捜査と弁護人の公判準備に与えられた時間、弁護人の経験、起訴犯罪の重大性、考えられる弁護の複雑性、および証人の弁護人への接近性(accessibility)に依拠していた。この判断基準によると、「たとえ弁護人の現実の活動が欠点のないもの(flawless)であったとしても、原判決は当然破棄されることとなる」⁽⁹²⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は、訴追側の上告受理の申立てによって提起された問題は「控訴裁判所は第六修正を正しく解釈したかどうかである」としたうえで、第六修正の解釈として「このような推論のアプローチ(inferential approach)を用いた控訴裁判所の判断は誤っている」として、全員一致で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はスティーヴンズ裁判官である。

〔判旨〕 弁護人による弁護を受ける被告人の権利は、わが刑事司法制度の基本的な構成要素(fundamental component)である。刑事事件における弁護人は、「必要物であって、贅沢品ではない」のであって、弁護人がいなければ裁判を受ける権利はほとんど意味がない。弁護人依頼権は弁護人の効果的な援助を受ける権利であることが古くから認められてきたのは、弁護人の援助を受ける権利には特別な価値があるからである。それ故、当裁判所はマックマン(リチャドソン)判決において、被告人には「刑事事件で弁護人に要求される能力を備えた」合理的に適格ある弁護人」の弁護を受ける権利があると判示し、サリヴァン判決で憲法は被告人に「適切な法的助言

(adequate legal assistance)を保障していると判示したのである。⁽⁹³⁾

効果的な弁護人の援助を保障する憲法の本質(substance)は次のような一文によって示されている。かつてエルトン卿(Lord Eldon)は、「問題の両側面に関する力強い陳述(powerful statement)によって真実は最もよく発見される」と述べた。この傍論は、わが刑事司法制度の独特の強みを示している。「わが当事者対抗的刑事司法制度のまなにその前提にあるのは(the very premise of our adversary system of criminal justice)ある事件の両側面に関する党派的主張(partisan advocacy)こそが真の犯人を有罪とし無辜の者を釈放するという究極の目的を最も良く達成できるという考えである。第六修正の根底にありそれに意味を与えているのはまさにこの前提である。それは当事者対抗的刑事手続における公正さの確保を意図している。被告人が弁護人の効果的な援助を受けることができなければ、重大な不正義の危険が公判自体に及ぶことになる」⁽⁹⁴⁾

それ故、第六修正によって保護された当事者対抗的手続(adversarial process)は、被告人の「擁護者として(in the role of an advocate)活動する弁護人」を必要としている。効果的な弁護人の援助を受ける権利は、それ故、反対当事者の有意義な吟味という苦しい試練を檢察側が切り抜けることを要求する被告人の権利である。真に当事者対抗の刑事裁判(a true adversarial criminal trial)が行われたとき、修正六条の意図する吟味がなされたことになる。しかし、もしその過程で両当事者間の対決(a confrontation between adversaries)としての性格が失われると、憲法上の保障は侵害されたことになる。「刑事裁判はほぼ同等の技術で各参加者がリングに入る」ことが予想されるゲームではないが、素手の囚人が拳闘士(gladiator)の犠牲者になるものでもない」⁽⁹⁵⁾

控訴裁判所は合理的適格性の基準(a standard of reasonable competence)を採用しようとしたが、本件裁判中に当事者対抗手続の崩壊が現にあった(an actual breakdown of the adversarial process)ことを指摘せず、被告人の弁護を取り巻く全体の状況から弁護人がその義務を果たさなかったことが推論できると結論した。⁽⁹⁶⁾

右結論の是非を判断する際に、まず効果的な弁護人の援助を受ける権利が認められているのは公正な裁判を受ける被告人の権利に影響を及ぼすからであることを認識しておく必要がある。争われている弁護活動が裁判過程の信頼性に何らかの影響を及ぼさない場合には、第六修正の保障は一般にかかりがない。さらに、弁護人は被告人が必要とする導きの手を提供できると考えられているので「憲法違反を主張する挙証責任は被告人にある。しかしながら、被告人にきわめて不利になるため、その影響を争うコストが特定の事案において理に合わない状況 (circumstances that are so likely to prejudice the accused that the cost of litigating their effect in a particular case is unjustified) は存在する。きわめて明白なその一例は、弁護人の援助が完全に否定された場合である。被告人が裁判の決定的段階で弁護人を否定された場合には、その裁判は公正とはいえない。同様に、弁護人が検察側の主張に対する有意味な吟味をしなかった場合には、当事者対抗の手續自体が信頼できなくなり、第六修正の権利が否定されたことになる。これらの場合には、被告人に不利であったこの特段の立証 (specific showing of prejudice) は必要とされない。」⁽¹⁴⁾

このような重大な権利の侵害状況 (circumstances of that magnitude) が認められるため、弁護人が公判で利用可能であるにもかかわらず、たとえいかに有能な弁護人であっても、効果的な援助を提供する可能性がきわめて小さいため、弁護人の公判での現実の活動を調査しなくとも、被告人への不利益推定 (a presumption of prejudice) が相当と考えられる状況がある。パウエル判決はそのような事例であった。当裁判所は同判決で、きわめて公判に接した段階での弁護人の選任は「効果的で実質的な援助の否定に相当する」と判示し、弁護人の実際の弁護活動を調査せずに、このような状況下においては、弁護人が効果的な当事者 (an effective adversary) として活動し得る可能性はきわめて小さいため公判は内在的に不公正であると結論した。それ故、パウエル判決は事情を取り巻く諸状況の結果、いかなる弁護人であれ効果的な援助ができる可能性はほとんどないため、公判での現実の弁

護活動を調査することなしに効果的な弁護人の援助を受ける権利の侵害 (ineffectiveness) が正しく推定された事案であった。当該事件を取り巻く全体の状況が効果的な弁護人依頼権侵害の推定を正当化するときに限り、弁護人実際の活動を調査することなしに、第六修正違反の主張は満たされないのである。⁽¹⁵⁾

控訴裁判所は、Xが訴追の決定的段階で弁護人依頼権を侵害されたと認定していないし、Xの有罪判決は信頼性がないとの推定を正当化できる当事者対抗の手續での崩壊のあったことをも認定していない。本件での決定的問題は、それ故、被告人の弁護を取り巻く全体の状況——とりわけ控訴裁判所によって明らかにされた五つの判断基準——が、そのような推定を正当化できるかである。⁽¹⁶⁾

控訴裁判所の提示する五要因は、特定の事案での弁護人の効果的活動を判断するには関連性があるが、個別的にも総合的にも、資格ある弁護人が憲法の保障する導きの手を被告人に提供できなかったとの結論の根拠となるものではない。検察側の捜査に要した時間は公判準備の時間とは関連性がない。検察側の合理的な疑いを容れない立証のための証拠収集と弁護人の準備活動とは全く異なる。本件での検察側の活動の大半は甲、乙両銀行間の小切手の流れを解明する証拠の収集にあり、本件の争点はXに詐欺の意図があったかどうかであった。二五日間の準備期間は短かすぎるとはいえない。この結論はXの弁護人が若かったという事実によっても変わらない。不動産契約関連の経験がある弁護人は、例えば、武装強盗事件を扱った経験のある弁護人よりも、経済的契約関係を含む刑事事件を担当するうえでより役立ちうる。他の三要素はいずれも、それ自体でXが効果的な弁護人の援助を受けることができなかったような状況を明かにしていない。

本件は、被告人が効果的な弁護人の援助を受けることが期待できなかったような事案ではない。控訴裁判所によって用いられた判断基準は、弁護人が検察側の対立当事者 (the Government's adversary) として有意義に機能しなかったことを証明していない。それ故、弁護人による特定の過誤があることを指摘することによって初めて、X

は効果的な弁護人の援助を受けなかったと主張することができる。新たに選任された弁護人は当裁判所において、かような攻撃をする記録上の裏付けがあると主張しているので、この点については差戻審の判断に委ねることとする。¹⁰³⁾

【49】 ストリックランド連続殺人死刑事件判決（一九八四年）¹⁰⁴⁾

本判決は、一連の残虐な殺人事件等の被告人が弁護人の助言に従わず、事実認定段階での陪審裁判を放棄しての有罪答弁時に裁判官に対しストレス下での犯罪であったことを告白しつつ「責任はとる」ことを強調し、死刑の量刑段階でも勧告陪審の権利を放棄して同一の裁判官によって審理される方法を選択するなどしたため、弁護人は右状況下で最善の努力を重ねたが、州段階で死刑判決が確定した事案につき、第六修正違反を理由に原判決破棄を求めるには、弁護活動がすべての事情を考慮して客観的な合理性の基準を逸脱しており、かつそのような重大な過誤がなければ判決の結果は異なっていたであろうことの立証を要するとしたものである。同日に言い渡された先のクロニック判決と同旨とはいえ、弁護人依頼権違反を主張する被告人の立証責任について実に詳細な判断を示しており、この問題に関する最も重要な判例である。

【事実の概要】 被告人ワシントン（以下、Xともいう）は一九七六年九月中の一〇日間で、三件の残虐な刺殺事件、誘拐、暴行等を含む三グループの犯罪を計画、実行した。Xは二人の共犯者が逮捕されたのち、警察署に出頭し、任意に三件目の犯罪について詳細な告白をした。フロリダ州はXを誘拐および殺人の罪で起訴し、経験豊かな刑事弁護人を選任した。弁護人は積極的に公判前の準備活動に従事したが、その助言に反してXが最初の二件の殺人についても自白したことを知り、本件につき絶望感を抱き、その努力を中断した。公判開始時には、Xは三件の第一級謀殺罪、数多くの強盗事件、身代金目的の誘拐罪等の訴因で起訴されていた。Xは再び弁護人の助言に反して、

陪審裁判を放棄し、すべての訴因について有罪の答弁をした。Xは有罪答弁の際、事実審裁判官に対し、一連の窃盗を犯したことはあるが重大犯罪の前科はない、家族を養う能力がないため一連の犯行時に極度のストレス状態にあったと述べ、さらに「犯罪に対する責任は甘受する」と告げた。これに対し、裁判官は「積極的に進み出て自己の責任を認める人々には大いに尊敬の念を抱いている」と告げたが、量刑判断については一切言及しなかった。¹⁰⁵⁾

弁護人はXに対し、州法に基づき死刑の量刑審理で勧告陪審 (advisory jury) の権利を行使するように助言したが、Xはこの助言を拒否して右権利を放棄し、陪審の勧告なしに事実審裁判官によって量刑判断される方法を選択した。弁護人は量刑審理の準備の際、Xと過去の経歴について話し合い、Xの妻および母とは電話で話し合ったが、二人に直接会うような努力はしなかった。弁護人はまたXに有利な性格証人を探そうとはせず、Xとの会話の結果、精神状態に問題があるとは認められなかったため、精神鑑定申請もしなかった。¹⁰⁶⁾

弁護人はXの性格および精神状態に関する証拠を提出しないとの判断を下し、それ以上の証拠を探そうとしなかった。この判断は、残虐な殺人を認めた自白の証拠としての圧倒的效果に関する絶望的な気持を反映していたが、Xの精神的ストレスに関する証拠としては有罪答弁時の裁判官との会話に依拠した方が賢明であるとの判断をも反映していた。すなわち、有罪答弁の際の会話時に十分な情報が提供されていたため、これらの問題に関する新しい情報を提出しないことによって検察側による反対尋問を阻止し、検察側の精神鑑定の証拠の提出を阻止したのである。弁護人はまた、量刑審理で被告人に不利になりそうな他の証拠を排除し、Xの警察記録 (rap sheet) を排除することにも成功した。判決前調査 (presentence report) も被告人の前科記録を含んでおり、さしたる刑事手続の前科なしとの被告人の主張の土台をほり崩すので、被告人に役立つというよりむしろ不利な証拠になると判断し調査書の準備を求めなかった。¹⁰⁷⁾

量刑審理段階での弁護人の戦術は専ら、有罪答弁時の事実審裁判官の発言、および被告人の責任甘受の態度を重

視する量刑裁判官としてのその評判に依拠したものであった。弁護人は、被告人の後悔と責任甘受は死刑回避の正当化理由になると論じ、被告人にはさしたる前科がないし、極度の精神的ストレス下に犯罪を犯したのであるから、これらは制定法の定める減軽事由に当たると論じた。弁護人はさらに、被告人は任意に出頭して自白し、他の共同被告人に不利な証言をしていないこと、そして被告人は基本的に善良な人間であり、極度のストレス下に一時的に悪事に走ったにすぎないことを理由に死刑判決は回避されるべきであると主張した。検察側は主として本件犯罪の詳細を明らかにする目的で、多くの証拠や証人を公判に提出した。弁護人は、被害者の死体の様子について証言した医師に反対尋問しなかった。¹⁰³⁾

事実審裁判官は三件の殺人に加重理由のあることを認め、いずれも繰り返し刺し続けたきわめて残虐非道な犯罪であると認めた。減軽事由に関して、事実審裁判官は三件の殺人につき同一の決定をした。要するに、事実審裁判官は、多くの加重理由があるのに対し、減軽事由はほとんど見当たらないと認め、被告人に三件の殺人につき、いずれも死刑判決を言い渡し、この判決は州段階で確定した。¹⁰⁴⁾

Xはその後、「弁護人は量刑手続で効果的な援助をしなかった」等を理由に、州裁判所での副次的救済 (collateral relief) を求めた。弁護人は量刑審理で準備の継続を急り(途中で中断した)、精神鑑定を求めず、性格証人を探し出して提出せず、判決前調査を求めず、量刑裁判官に対し有意義な主張をせず、医師の報告書を調査せず、医師を反対尋問しなかった、以上の六点で弁護人の援助を受けなかったというのである。Xは右主張の裏付けとして、もし要請があれば証言したであろうと述べている友人等の一四通の宣誓供述書を提出し、犯行時に経済的ジレンマのため慢性的な挫折感とつづ状態にあった旨の精神医学者と心理学者の各報告書を提出した。事実審裁判所は救済の申立てを却下し、州最高裁もこれを維持した。¹⁰⁵⁾

次にXは、フロリダ州南部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状の発付を求め、「準備の中断をした点を除き、

州裁判所において明らかにしたのと同じの過誤を理由に弁護人の効果的な援助を受けなかった」として救済を求めた。地方裁判所は「制定法上の要求ではない減軽事由を調査しなかった点において事実審裁判所に過誤はあった」が、Xの量刑に不当な影響はなかった (no prejudice) としてこれを却下した。ところが第五巡回区は全裁判官間与の判決で、効果的な弁護人の援助を受けなかったとの主張を分析する自らの判断枠組 (its own framework) を展開し、その基準の下で新たに事実認定を行うよう命じて地方裁判所に破棄差戻した。¹⁰⁶⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は、「弁護人の援助は現実には効果的でなかった (the actual ineffective assistance) 」「」を理由とする刑事判決の破棄は憲法上の要求であるとの主張を判断するためのその基準を検討するために」上告受理の申立てを容れ、本件での課題は「弁護人の公判または量刑(審理)での援助が効果的でなかったことを理由に有罪判決または死刑判決が破棄されるのは憲法の要求であるとの刑事被告人の主張を判断する適切な基準を検討すること」であると指摘したうえで、七対二で原判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はオコナー裁判官である。

【判例】フロリダ州の公務員であるストリックランド等は、控訴裁判所の判決の再審理を求めて上告受理の申立てをした。この申立ては「当裁判所が一般論として (in any generality) 今までに検討したことのない種類」の第六修正違反の主張をしている。「当裁判所は今まで、例えばクロニック判決のように、弁護人の被告人に対する効果的な援助への検察側の介入を理由とする第六修正違反の主張や、弁護人の援助を現に否定された、またはそのように推定できる (actual or constructive denial) 」「」を理由とする第六修正違反の主張については検討したことがある。しかしながら、弁護人の援助は利益の衝突があるため効果的でなかったとの主張を含むサリヴァン判決を例外として、正式の裁判を受けた事案で弁護人の援助は「実際には効果的でなかった (actual ineffectiveness) 」、この主張について直接かつ全面的に言及したことはなかった。¹⁰⁷⁾

弁護人の活動を評価する際に、すべての連邦控訴裁判所および若干の州を除くすべての州裁判所は、何らかの形で「合理的に効果的な援助 (reasonably effective assistance)」の基準を今日では採用している。しかし、裁判所は未だこれが受当な基準であるかどうかを正面から判断する機会がなかった。被告人が立証しなければならぬ不十分な弁護活動から生じた不利益 (prejudice) に関して、下級裁判所は公式化になじまない (purport to differ in more than formulation) テストを採用してきた¹⁰³⁾。とりわけ本件で控訴裁判所は、コロンビア地区控訴審判決 (United States v. Decoster, 624 F. 2d 191) の多数意見においてレヴェンタル裁判官 (Judge Leventhal) が採用した不利益基準 (prejudice standard)¹⁰⁴⁾ すなわち一定の不十分な弁護活動が訴訟の結果に影響を与えたとあることの立証を必要とする基準を明示に退けた。われわれが上告受理の申立てを容れ、現に弁護人の効果的でない援助があれば、それだけで刑事判決を破棄するのが憲法の要求であるとの主張を判断する基準を検討することにしたのはこのためである¹⁰⁵⁾。

当裁判所はパウエル、ギデオンの判決を含む一連の判例で、「第六修正の弁護人依頼権は公正な裁判を受ける基本的権利を保護するために存在しかつ必要とされていることを認めた。憲法はデュー・プロセス条項を介して公正な裁判を保障しているが、弁護人条項を含む第六修正のいくつかの規定を通じて公正な裁判の根本的要素を明らかにしている。それ故、公正な裁判とは、訴訟手続に先立って明らかにされた争点を解決するために両当事者の吟味を受ける証拠 (evidence subject to adversarial testing) が公平な裁判所に提示される裁判である。」¹⁰⁶⁾ 弁護人依頼権は第六修正に具体化された当事者対抗制度 (the adversarial system) において決定的役割を果たしている。弁護人の技術および知識へのアクセスは被告人にその権利である「訴追側の主張に対抗する十分な機会」を提供するからである¹⁰⁷⁾。

弁護人の援助の決定的重要性を理由に当裁判所は、連邦または州の犯罪で告発された被告人 (a person accused) には、私選弁護人 (retained counsel) を得ることができないというのであれば、国選弁護人を選任してもらう権利 (the right to have counsel appointed) があると判示してきた。第六修正が弁護人の援助を受ける権利を認めているのは、当事者対抗手続が正しい結果 (just results) をもたらすうえで弁護人の役割が決定的であると考えるからである。被告人には、私選であれ国選であれ、裁判が公正であることを保障するのに必要な役割を果たす弁護人の援助を受ける権利がある。このような理由で、当裁判所は、「弁護人依頼権は効果的な弁護人の援助を受ける権利である。ことを認めてきた。検察側が弁護活動に関する弁護人の独立した判断権に介入すれば、効果的な援助を受ける権利を侵害したことになる。しかしながら、弁護人も「適切な法的援助を懈怠すればそれだけで (simply by failing to render "adequate legal assistance")、効果的な援助を受ける権利を被告人から奪ったことになる。例えば、サリヴァン判決が指摘するように、弁護人の活動に影響する利益の衝突が現にあり、その結果、被告人に不利な弁護活動が行われたというのであれば、弁護人の援助は効果的でなかったことになる¹⁰⁸⁾。

当裁判所は、今まで、後者の事例、すなわち実際上は効果的でなかった (actual ineffectiveness)¹⁰⁹⁾ との主張にかかわる事例において憲法上の効果的援助の要件の意味について詳論したことはなかった。しかしながら、右の要件の意味内容を検討するには、その目的——すなわち公正な裁判を確保すること——を指針として受けとらねばならない。「効果的でなかった (ineffectiveness) との主張を判断する基準 (benchmark) は、弁護人の行動によって当事者対抗手続の適正な機能の土台が大きく崩壊してしまったため (so undermined proper functioning of the adversarial process)」、その裁判は正しい結果をもたらしたものと信託できないということではなければならない¹¹⁰⁾。」

右と同一の原理は死刑の量刑手続にも適用される。通常の量刑手続においては弁護人の役割を考える必要はない。そこでは非公式な手続や量刑判断者の特段の基準のない裁量にかかわりがあるため、憲法上の効果的援助の定義と

は異なるアプローチが必要とされるからである。しかしながら、本件に含まれているような死刑の量刑手続は、当事者対抗の形式 (its adversarial format) で行われるため、判断基準も存在する公判に十分類似しているので、そこでの弁護人の役割は公判での弁護人の役割に匹敵する。それ故、フロリダ州の死刑の量刑手続を通常の裁判と区別する必要はない^⑩。

「弁護人の援助には大きな欠陥 (so defective) があるため、有罪判決または死刑判決の破棄が必要であるとの被告人の主張は二つの構成部分 (components) から成る。第一、被告人は弁護人の活動が不十分 (deficient) であつたことを立証しなければならない。このことは、弁護人はきわめて重大な過誤を犯した (made errors so serious) ので第六修正によつて被告人に保障された『弁護人』としての役割を果たさなかつた (not deficient performance functioning) との立証を必要とする。第二、被告人は不十分な弁護活動によつて不利益を受けた (prejudiced) ことを立証しなければならない。このことは、弁護人の過誤はきわめて重大であるため被告人から公正な裁判、すなわち、その結果が信頼できる裁判を受ける権利を奪つたことの立証を必要とする。被告人がこの二つの立証をしない限り、有罪判決または死刑判決は当事者対抗手続における崩壊 (breakdown) によつて生じたものであるからその結果は信頼できないとはいえない^⑪。」

A すべての連邦控訴裁判所は今日では、弁護活動に関する妥当な判断基準は合理的に効果的な援助のそれであると判示している。当裁判所はリチャードソン判決において、弁護人が『合理的に適格性ある弁護人』でなく、その助言が『刑事事件において弁護人に要求される適格性の範囲内』でなかつた場合を除き、不適切な法的助言であつたことを理由に有罪の答弁を攻撃することはできないと述べたとき、間接的にはあるが、同じことを認識していた。有罪判決を言い渡された被告人は、弁護人の援助が効果的でなかつたと主張するとき、弁護人の活動が合理的な客観的基準 (an objective standard of reasonableness) を満たしていないことを立証しなければならない。こ

れ以上の指針は相当でない。第六修正は援助の一定の要件を明示せず、単に『弁護人』に言及するにとどまる。弁護人の活動に関する妥当な判断基準は支配的な職業規範の下での合理性に帰する^⑫。

刑事被告人の弁護人には若干の基本的義務が伴う。弁護人の役割は被告人を援助することであり、それ故、弁護人は依頼者に対する誠実義務 (a duty of loyalty)、利益の衝突を回避する義務を負う。被告人の援助者としての弁護人の役割から、被告人の言い分を弁護する支配的義務 (overarching duty) や、重要問題につき被告人と相談し、被告人に訴追の過程での重要な出来事を知らせるなどの義務が生ずる。このような基本的義務は弁護人の義務を網羅的に明らかにしたものではないし、弁護人の活動に関する裁判所の判断のためのチェック・リストでもない。不効果弁護の主張 (an ineffective claim) にかかわるいかなる事案においても、弁護人の活動の調査基準は「弁護人の援助はすべての事情を考慮して合理的であつたかどうかでなければならぬ^⑬。」「弁護人の行動のための具体的個別的な詳細なルールは、弁護人が直面する多様な状況や刑事被告人をどのように弁護するのがベストであるかに関する法的判断の範囲を十分に (satisfactorily) 考慮したものにはならない。そのような詳細なルールは、憲法上保護された弁護人の独立性に介入し、弁護人が戦術的判断をする際の広範な自由を制約することになる^⑭。さらに、第六修正の効果的な援助を保障する目的は、法的弁護の質を高めること——それは法制度にとつてきわめて重要な目的ではあるが——ではない。その目的は単に、刑事被告人に公正な裁判を受けることを確保することである^⑮。」

弁護人の活動に関する司法審査は、その活動に敬意を表するもの (highly deferential) でなければならぬ。被告人が有罪判決または期待に反した量刑 (adverse sentence) の後で弁護人の活動を後知恵で (second guess) 批判するというのは大いにありうる (all too tempting) ことである。そして裁判所が、弁護人の防御活動が不成功に終わった後でそれを検討して、弁護人の一定の作為または不作為が合理的でなかつたと結論するのはきわめて

容易である。弁護人の活動を正しく評価するには、争われている行為の状況を再構築し、その当時の弁護人の観点からその行動を評価することが必要である。このような評価は内在的に困難であるから「弁護人の活動は広範で合理的な職業的援助の範囲内にある」という強い推定を裁判所は甘受しなければならぬ (a court must indulge a strong presumption)。⁸³⁾ すなわち、被告人は当該状況下において、争われている行為は「健全な公判戦術と考えられうる」との推定を打破しなければならないのである。⁸⁴⁾

それ故、現に不効果弁護があったとの主張 (an actual ineffectiveness claim) を判断する裁判所は、弁護人の活動の時点から見た特定の事案の事実に基づいて争われている弁護人の活動の合理性を判断しなければならない。「効果的な弁護を受けなかったと主張する被告人は、合理的な専門的判断の結果ではなかったとするその弁護人の作為または不作為 (acts or omissions) を明らかにしなければならぬ。次に裁判所は、明らかにされた作為または不作為が弁護士としての基準に達した援助 (professionally competent assistance) の範囲外であるかどうかをすべての事情に照らして判断しなければならない。それと同時に裁判所は、弁護人は適切な弁護をしており、重要な決定はすべて合理的な専門的判断に基づいたものであることが強く推定されていることを認識すべきである。」⁸⁵⁾

弁護人の行動の合理性は、被告人自身の供述または行動によって決定されるし、実質的に影響される。弁護人の行動は通常、全く妥当なことであるが、被告人が弁護人に告知した戦術的選択に基づいており、そして被告人提供の情報に基づいている。どのような調査決定が合理的であるかはそのような情報いかによる。例えば、ある有力な防御方針に役立つ事実であっても、被告人がすでに話していたため弁護人が知悉しているとき、さらに調査を続ける必要性はかなり減少するし、その必要性は全くないこともある。ある種の調査を続行しても、全く実りがないばかりか有害ですらあると弁護人が考えるような情報等を被告人が提供しているとき、弁護人がこれらの調査を怠ったとしても、後に不合理であったとしてそれらを争うことはできない。要するに、弁護人と被告人との会話

内容を検討することが、弁護人のその他の訴訟判断を正当に評価するのに決定的であるのと全く同様に、弁護人の調査判断を正当に評価するのに決定的となりうるのである。⁸⁶⁾

B たとえ弁護人の活動が専門家として不合理なものであったとしても、弁護人の過誤があったというだけではその過誤が判決に影響を及ぼさな限り、刑事手続の判決を破棄できるということにはならない。弁護人を保障する第六修正の目的は、裁判の結果への信頼性を正当化するのに必要な援助を受ける権利を被告人に保障することである。したがって、憲法の下での効果的な援助でなかったといえるためには「弁護人の活動における欠陥が被告人の防御に不利益に作用した (be prejudicial to the defense) もでなければならぬ」⁸⁷⁾。

この不利益は第六修正の一定の文脈において推定されている (prejudice is presumed)。弁護人の援助の完全否定は、法律上この不利益を生ずるものと推定されている。このような状況下での不利益はきわめて明白であるため、各事案毎の不利益の調査はそのコストに値しないからである。実際に効果的な弁護を受けなかったとの主張の場合にも、きわめて限定されているが、同様に不利益作用が推定されることがある。例えば、当裁判所は一九八〇年のサリヴァン判決において、弁護人が現実の利益の衝突 (an actual conflict of interest) に悩んでいたときは不利益が推定されると判示した。利益の衝突があれば不利益を推定するかなり厳格なルールを維持することは刑事司法制度にとって合理的であるとしても、不利が推定されるのは「弁護人が積極的に衝突する利益を弁護し、かつ利益の衝突が現にあり、その結果、被告人に不利な弁護人の活動が行われた (an actual conflict of interest adversely affected his lawyer's performance) ことを被告人が立証した場合に限られる」⁸⁸⁾。

利益の衝突の主張はさておき、弁護人活動の欠陥を理由に効果的な援助を受けられなかったと主張する被告人は、不利益を受けたことの積極的立証を要求する一般的ルールに服する。「それ故、たとえ被告人が弁護人の特定の過誤が不合理なものであると主張しても、それらが実際に被告人の防御に不利益に作用した (an adverse effect on

the defense) ことを被告人は立証しなければならない。」他方、被告人は、弁護人の欠陥ある行動がおそらく (more likely than not) 事件の結果を変えていたであろうことまで立証する必要はない。したがって、「被告人は弁護人の専門家としてふさわしくない過誤 (unprofessional errors) がなければ、訴訟の結果は異なっていたであろう合理的蓋然性 (a reasonable probability) があることを立証しなければならない。合理的蓋然性とは、裁判の結果への信頼性の土台をほり崩すのに十分な蓋然性である。」被告人が有罪判決を争うときの問題は、過誤がなければ事実認定者は有罪に関する合理的疑いを抱いていたであろう合理的蓋然性があるか否かである。被告人が本件におけるように死刑判決を争っているときの問題は、弁護人の過誤がなければ、量刑判断者は、加重理由と減輕事由とを比較衡量して死刑を是認していなかったであろう合理的蓋然性があるか否かである。¹⁰³⁾

上述の基準を現実の事実に適用するにはかなりの実際の考慮が重要となる。弁護人の援助は実際上効果的でなかったとの主張を判断する際に最も重要なのは、上述の諸原理は機械的なルールを明らかにしたものでないことに留意すべきであるということである。これらの基準は判断過程の指針とすべきものであるが、調査の最終的な焦点は、その結果が現に争われている訴訟手続の基本的公正さでなければならぬ。あらゆる事件において裁判所は、わが司法制度の根底にある当事者対抗手続の土台が崩壊しているため、特定の訴訟の結果が、強力な信頼性の推定があるにもかかわらず、信頼できないかどうかに心をくだくべきである。¹⁰⁴⁾

不効果弁護の主張を判断するための一般的基準を詳論したので、これらの基準を本件事実に適用するのは一般原理の意味を明かにするうえででも有用と考えられる。本件の事実認定については裁判所間に争いはないので、上述の判断基準の適用は本件では難しくない。上述した事実によれば、被告人の量刑手続時およびそれ以前での弁護人の活動は不合理と認められないのは明らかである。量刑手続時およびそれ以前における弁護人の行為がたとえ不合理なものであったとしても、被告人は死刑判決の破棄を求めるのに十分な不利益を受けていない (insufficient prejudice) ことも明らかである。¹⁰⁵⁾

弁護活動の構成部分 (performance component) に関しては、弁護人は減輕事由として極度のストレスを主張し、Xの本件犯罪に関する責任甘受の態度に可能な限り依拠するという戦術を選択したことは記録上明らかである。被告人の将来 (prospects) に希望を失った気持は理解できるが、その絶望感の余り、弁護人としての専門的判断が歪められたことを示す証拠は一切ない。弁護人の戦術上の選択は優に弁護人としての合理的判断の枠内にあり、すでに入手していたそれ以上の性格や精神状態に関する証拠を求めなかった判断も同様に合理的であった。加重理由は完全に圧倒的であった。弁護人の防御活動は、成功しなかったとはいえ、合理的な専門的判断の結果であったことはほとんど疑い得ないことである。¹⁰⁶⁾

不利益効果の構成部分 (prejudice component) に関しては、被告人の主張には実質的理由 (merits) のないのはより明白である。被告人の主張する証拠が量刑審理で提出されていたとしても、量刑裁判官に提出された量刑図面 (sentencing profile) にほとんど変化はなかったであろう。提出されなかった証拠によって加重理由が減輕事由を圧倒していたという結論を変える合理的蓋然性はない。¹⁰⁷⁾

弁護人の活動には欠陥があり (deficient performance)、被告人は十分に不利益を受けた (sufficient prejudice) という立証ができなければ、不効果弁護の主張は無効となる。本件ではこの二つとも立証されていない (double failure)。より一般的には、弁護人の援助に欠陥があることによつて当事者対抗手続の土台が崩壊したため、Xの量刑裁判は信頼できないものとなったことを被告人は立証できなかったことになる。Xの量刑手続は基本的に公正ではなかった。それ故、人身保護令状の発付を許容した地方裁判所は正しかった。したがって、控訴裁判所の判決を破棄することとする。¹⁰⁸⁾

△ブレナン裁判官の一部同調、一部反対意見▽ わたくしは法廷意見には加わらるが、判決 (judgement) には反

対する。死刑はいかなる状況下においても第八修正および第一四修正によって禁止されている残虐で異常な刑罰であるとする一九七六年のグレッグ判決 (Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153) で示したわたくしの見解に固執する⁽⁸³⁾で、被告人の死刑判決を無効としたうえで本件を差し戻すべきであると考えるからである。

本件およびクロニック判決は、弁護人に関する不効果弁護の主張を判断するための妥当な基準をわれわれが詳論した初めてのケースである。クロニック判決において当裁判所は、いかなる弁護人であれ効果的な援助を提供できないような状況下のものであるため、公判での弁護人の現実の行動を調査しなくとも不効果を推定することが相当といえるかという事案⁽⁸⁴⁾で、そのような主張を検討した。これに対し本件は、弁護人による一定の過誤があったとの申立てに基づいた不効果弁護の主張——すなわち、その性質上、弁護人の行動およびその行動が手続の信頼性および公正さに及ぼす影響の両者の判断を裁判所に求める主張——に関するものである。したがって、この種の主張をする被告人は、弁護人の行動が不適切 (inadequate) であったばかりでなく、そのことによって被告人は不利益を受けた (prejudiced thereby) ことを立証しなければならぬ⁽⁸⁵⁾。

△マーシャル裁判官の反対意見▽ 第六修正および第一四修正は、犯罪の嫌疑を受けた被告人に防御の準備および防御活動において弁護人の援助を受ける権利を保障している。弁護人依頼権は弁護人の効果的な援助を受ける権利である。ことは早くから確立している。州および連邦の各裁判所は効果的援助と不適切援助とを区別する (distinguishing effective from inadequate assistance) 判断基準を展開してきた。本日、当裁判所は初めて、これらの基準を総合して明確化しようとしている (attempts to synthesize and clarify those standards)。多数意見の努力は、その大部分が有益でない。その主たる判示のいずれもが第六修正の主張の判断基準を改善したようには思えない。この分野の原理を包括的に検討したいとの熱意の余り、多数意見はわたくしには受け入れることのできない余りにも多くの一般論および提言を行っている。きわめて重要なのは、本件の中心は死刑の量刑手続である

という事実を正しく考慮していないことである⁽⁸⁶⁾。

【50】 ホワイトサイド偽証阻止事件判決 (一九八六年)

本判決は、正当防衛に関し偽証を主張した被告人に対し、弁護人が偽証をするなら弁護人を辞任するなど伝える偽証を阻止したところ、有罪判決後に被告人が第六修正に違反して効果的な弁護人の援助を受ける権利を否定されたことを理由に原判決破棄を求めた事案につき、真相の解明は刑事裁判の目的であり、憲法は偽証を保障するものではないことなどを指摘しつつ、弁護人の行動はストリックランド判決の示した合理的な弁護活動の範囲内のことであるとしたものである。わが国とは異なり、被告人の証人適格を前提にしたものであるが、クロニック、ストリックランド両判決の判断基準のほか、偽証は憲法上の権利ではないとする排除法則の弾劾例外の意味を正確に理解するうえでも有益である。

「事実の概要」 被告人ホワイトサイド (以下、Xともいう) は、陪審の評決によって第二級謀殺罪で有罪とされた。殺人事件は一九七七年二月八日に発生した。Xと他の二人は同夜遅く、マリファナを求めてAなる男のアパートに出かけた。Xらが到着したときAは寝ていた。XとAとの間でマリファナのことで口論が始まった。ある時点でAが愛人に「あれ (nice)」を持ってくるように命じた。そして次にベッドから起き上がり、それからまたベッドに戻った。Xの証言によると、Aはそのとき机の下に手を伸ばしつつ、Xのほうに振り向いた。そこでXはAの胸を刺し、それがAの致命傷となった。

Xは謀殺罪で起訴された。弁護人が国選されたところ、Xは元検事の弁護人では居心地がよくない (uncomfortable) と言った。そこで別の弁護人Rが選任され、Rは直ちに活動を開始した。XはRに、Aが「ベッドの枕の下からピストルを取り出した」ので刺したと述べた。しかし、Rの質問を受けて、本当は銃を見ていないが、A

の銃所持を確信していたと述べた。居間からピストルは発見されなかった。事件後の警察の捜査でも武器は見つからず、その後間もなく被害者の家族はAの所持品をアパートからすべて撤去した。Rは刺殺時に現場にいたXの仲間たちに質問したが、事件後に銃を見たものは誰一人いなかった。RはXに対し、銃の存在は正当防衛の主張を立証するのに必ずしも必要ではない、被害者がその近くで銃を所持していたとの合理的確信 (reasonable belief) があれば、たとえ銃は実際には所持していなかったとしても、それで足りると助言した。⁽⁸³⁾

公判開始直前までXはRに対し一貫して、実際には銃を見たことはなかったが、Aが手に銃を持っていることを確信していたと述べていた。公判開始一週間ほど前の直接尋問の準備中にXは初めてRに、Aの手の中になにかメタル状のもの (metallic) があるのを見たと言った。そのことについて尋ねられるとXは、「ハワード・クックの事件 (Howard Cook's case) では銃があった。銃を見たと言わなければ死刑になる (I'm dead)」と答えた。RはXに、そのような証言は偽証罪になると告げ、銃の存在を立証する必要はない、Xが危険にさらされていたことの合理的確信を立証すれば足りる旨繰り返した。何か「メタル状のもの」を見たと言言することにXが固執したので、Rの後の証言によると、Xに次のように助言した。すなわち「虚偽の証言をすることをXに認めることはできませんでした。そのような証言をすれば偽証罪に問われるからです。そして彼にそのようなことを認めれば、裁判所の構成員として (as officers of the court) われわれも偽証罪に問われることとなります。そこでわたくしは彼に、もしそのようなことをすれば、そのことを裁判所に報告し、彼は偽証を犯そうとしていると報告するのがわれわれの義務であると伝え、さらにそのような証言に対しては弾劾が認められることになるかと助言した」というのである。Rはまた、もしXが偽証に固執するのであれば、裁判所に対し弁護人の辞任を求める考えであることを明らかにした。⁽⁸⁴⁾

Xは公判で自己を防御するために証人台に立つて、Aが銃を所持していたことを「知って」いた、Aが銃に手を伸ばしたと思ったので、直ちに正当防衛として行動したと述べた。反対尋問でXは、Aの手中にある銃を実際には見ていないことを認めた。Rは、Aが別の機会に銃身を短くしたショットガンを所持していたのを目撃されていたこと、警察のアパートの捜査が不十分であったかもしれないこと、そして被害者の家族が事件後アパートからすべてのものを撤去したことを示す証拠を提出した。Rは、このような証拠をXの懸念したAの銃所持の可能性を立証するものとして提出したのである。⁽⁸⁵⁾

陪審は第二級謀殺罪で有罪の評決をした。そこでXは、銃ないし「何かメタル状のもの (something metallic)」を見たとの供述を阻止した弁護人 (R) の忠告 (admonition) によって公正な裁判を受ける権利を奪われたと主張して新公判を申し立てた。地方裁判所は審理を開いて、XおよびRの証言を聞いた後、この申立てを却下した。アイオワ州最高裁判所はXの有罪判決を維持した。同最高裁は、自己を防御する際に弁護人の立会いを求める被告人の権利は偽証の利用には及ばず、弁護人の依頼者への義務は偽証を求める依頼者の援助には及ばないと判示した。アイオワ州の弁護士倫理規範などに依拠して同最高裁は、Rの行動は正当と認められるだけでなく、弁護人には当然求められることでもあるとしたうえで、この問題に対処したRらの「高度に倫理的な方法 (the high ethical manner)」を激賞した。⁽⁸⁶⁾

そこでXは、アイオワ州南部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状による救済を求め、RがXの申し出た証言を阻止したことによって、効果的な弁護人の援助を受ける権利および自己を防御する権利が否定されたと主張した。同地裁はこれを却下したが、第八巡回区控訴裁判所は今状発付を認めるよう命令した。州段階での認定を受け入れ、一九七一年のハリス判決 (Harris v. New York, 401 U.S. 222) の下では自己のために証言する刑事被告人の特権には偽証をする権利は含まれないことは認められたが、偽証の意図は、たとえ弁護人に伝達されたとしても、そのことによって弁護人の効果的な援助を受ける被告人の権利が変化するものではない、またXの偽証の意図を裁判所

に報告する旨のXへの警告は依頼者の信頼を確保する弁護人の義務を侵害する脅迫的言辭 (a threat) に相当し、このような脅迫的言辭による依頼者との信頼関係の侵害は、ストリックランド判決で明らかにされた効果的な弁護の基準に違反しているといつのである。同控訴審はさらに、ストリックランド判決の要求する被告人への不利益要件 (prejudice requirement) は依頼者への誠実義務 (duty of loyalty) および弁護人自身の倫理的義務との衝突から生じうる不利益 (an implication of prejudice) によって満たされていると結論した。¹⁶⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は「弁護人が公判で虚偽の証言をする用意のある被告人との協力を拒否するとき、第六修正の弁護人の援助を受ける刑事被告人の権利は侵害されるかを判断するために」上告受理の申立てを容れ、同調補足意見があるほか、全員一致で原判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はバーガ首席裁判官である。

「判旨」 A 自己を防御するために証言する被告人の権利は比較的最近の所産である。前世紀後半まで刑事被告人はこの国において、コモン・ローにおけるように、事件の当事者として利害関係を有するとの理由で自らの公判において宣誓して証言をする適格性はないと考えられていた。アイオワ州はこの不適格性のルールに固執した州の一つである。しかしながら、一九世紀末には、被告人の証人不適格性はほとんどの州および連邦裁判所において制定法によって廃止された。当裁判所は今まで一度も刑事被告人には自己のために証言するデュー・プロセスの権利があるとまで判示したことはないが、いくつかの巡回区はそのように判示しており、いずれにせよ、この権利は早くから認められていたのである。われわれはまた、そのような権利は第六修正の特権の副産物 (a corollary) として存在することを認めている。前出ハリス判決等を見よ。¹⁷⁾

B われわれはストリックランド判決において、第六修正の下での弁護人の効果的援助の侵害の申立てに基づいて連邦の人身保護令状の方法による救済を獲得するためには「重大な弁護人の過誤および被告人への不利益の両者」(both serious attorney error and prejudice) を立証しなければならぬと判示した。このような過誤を立証す

るには、「弁護人はきわめて重大な過誤を犯したため、第六修正によって被告人に保障されている、弁護人」として機能しなかった」という点において弁護人による援助は憲法上不十分であったことを立証しなければならない。「不利益を立証するには、弁護人の活動にそのような誤り (the claimed lapses) があったため、公判の結果への信頼性の土台がほり崩される」ほどに公判が不正であったことを立証しなければならないのである。¹⁸⁾

われわれはストリックランド判決において、各問題に対する弁護人の個別の対応の調査は必要でないと認めたとした。不首尾に終わらぬ弁護人の行動が「合理的に効果的」であったかどうかの調査を第六修正は要求しているとした。不首尾に終わらぬ弁護人の活動は合理的に専門的な援助の範囲内のものであるといつことを強く推定しなければならない。この合理的に専門的な援助の範囲の周辺部を具体化するに当たり (in giving shape to the perimeters) ストリックランド判決は、アメリカ法曹協会の基準等に反映されている支配的な実務規範は何が合理的であるかを判断するための指針ではあるが、単なる指針にすぎないことを指摘している。¹⁹⁾

ストリックランド判決の判断基準の下では、倫理的基準違反は必ずしも第六修正の弁護人の援助を受ける権利の否定にはならない。弁護人の行動を審査する際に裁判所は、第六修正の下で受け入れられる広範な活動の範囲を余りにも大きく制限し一定の活動だけを合憲とし、そのことよって各裁判所において適用される弁護人活動の基準を明らかにする州の固有権に介入しないように注意すべきである。州裁判所の公判過程での弁護人の行動を争う将来の事件において、その活動の適正範囲および限界を明らかにする際に、現に承認されている倫理規範や各州の制定法によって確立された基準等をどの程度重視すべきかについてより正確な判断を下す必要があるかもしれない。しかしながら、本件ではこの問題に取り組む必要はない。米国法曹協会の弁護士業務模範規則など、この問題の関連筋は事実上一致している (virtually all of the sources speak with one voice) なのだ。²⁰⁾

C 次に、証人台で自ら偽証することを弁護人に告げた刑事被告人の依頼者に対する「合理的で専門的な」対応の範囲を明らかにする問題を検討する。われわれは、このような状況下において、Rの行動は依頼者のさし迫った偽証への対応として第六修正の下で受け入れる専門的対応の範囲内であるか否かを検討しなければならない⁽¹⁸⁾。われわれはストリックランド判決において、弁護人の誠実義務および被告人の言い分を弁護する支配的義務を認めた。このような義務は「真相の解明としての公判の正にそのような性質 (the very nature of a trial as a search for truth) と調和した正当で合法的な行動に限定されている」のは明らかである。弁護人は依頼者の目的を達成するためにあらゆる合理的で合法的な手段をとらねばならないが、虚偽の供述その他、法を破る用意のある依頼者を何らかの形で援助する手段を講ずることは認められない。かかる原理は最初の弁護士倫理基準が一九〇八年に米国法曹協会によって採択されたとき以降、弁護士活動の規範の解説者によって明示に一貫して承認されてきた。弁護士の責任に関する模範法典および弁護士活動に関する模範規則はいずれも (Both the Model Code of Professional Responsibility and the Model Rules of Professional Conduct) 依頼者が犯すことによっているかまたはすでに犯した偽証の公表 (disclosure) を弁護人と依頼者間の特権の例外として認めている。いずれも弁護人による依頼者の偽証の公表を単に認めているだけでなく、さらにそのような偽証の公表を要求 (require) しているのである⁽¹⁹⁾。

これらの基準は、依頼者の利益を促進する弁護人の倫理的義務は法および弁護士の活動基準を順守するという同様に厳粛な義務によって制約されていることを法曹 (the legal profession) が受け入れたことを確認しており、依頼者は虚偽供述を利用できないことをとくに明らかにしているのである。このような虚偽証言を阻止し、裁判所にそのことを公表する弁護人の特別の義務は、偽証は約束や脅迫によって証人や陪審員に圧力をかける (tampering) ことと同様の犯罪であり、司法の運営の土台をほり崩すものであるとの認識に由来する。偽証罪は

コモン・ローで認められていた犯罪であり、アイオワ州を含めたほとんどの州で重罪とされてきた。少なくとも偽証の提案に直面した弁護人の義務は、依頼者に違法な行動をやめるように説得することであるというのは普遍的に認められている。

D このような一般的に承認された規範に照らして、本件Rの被告人弁護を検討すると、いかなる意味においても第六修正の弁護士依頼権の侵害となるような弁護人としての合理的基準に従ったものではないと言えぬことは明らかである。Rの行為を首尾よく依頼者の偽証罪を阻止したものとみるか、あるいは弁護人の辞任と違法計画の公表を脅迫したものと (threat) とみるかにかかわらず、Rの本件弁護は一般的に承認された弁護人の活動に関する基準の範囲内のことであり、ストリックランドの下での合理的な弁護人活動の範囲内のことである⁽²⁰⁾。

控訴裁判所は、当面の問題として、弁護人の介入がなければXは虚偽の証言をしていたであろうと仮定し、かかる弁護人の行動はデュー・プロセスおよび効果的な弁護人の援助を被告人から奪ったことになるとし、Xの証言する権利を不当に侵害したと判示した。控訴裁判所は、州法上のすべての問題に関しては州最高裁の判断に従うとしたが、連邦憲法上のデュー・プロセスおよび弁護人依頼権を根拠にこのような結論を下したのである。しかし、Rの行動は弁護士依頼権に違反する等の判断内容には記録上その裏付けを示すものがない。Rの行動は、精々のところ、Xの意図した偽証を阻止しすぎない。弁護人は被害者が銃に手を伸ばしたと思ったとXの主張の土台を一切ほり崩していない。条件付きでXの弁護を引き受けたことによってRは、Xの自己の防衛のために証言する権利を不当に侵害したとの主張にも同様にその裏付けがない。本件記録は、これとは反対のことを示している。すなわち、Xは実際に証言しており、阻止されたのは虚偽証言をすることだけである。被害者が銃に手を伸ばしたおそれがあるとしてその理由を明らかにした際に、XはRの援助を受けていた。Rは、Xが有罪判決後にRの弁護の性質を争ったため止むなく依頼者とのコミュニケーションを明らかにしたが、それまで一切そのようなことをして

いない。本件は弁護人が首尾よく依頼者の偽証を阻止した事例である。⁽⁸²⁾

控訴裁判所は、Xの意図した証言は犯罪行為であるとの事実審裁判所の結論を受け入れながら、Xを説得して偽証を阻止したRの行動は不適切であったと判示した。第一、被告人の弁護人依頼権と証言する権利との二者択一を不当に強制した、第二、偽証の意図を公表すると脅かすことによって依頼者との守秘義務 (confidence) を損なったというのである。自己のために証言する憲法上の権利の範囲がどのようなものであれ、そのような権利は虚偽証言には及ばぬというのは初歩的なことである。一九七一年の前出ハリス判決においてわれわれは、自己を防御するために証言し、あるいは証言を拒否する被告人の権利を前提にしようとして、かかる特権は偽証をする権利を含むものと解することはできない、任意に証人台に立つた以上、被告人は正直に (truthfully) 供述する義務がある」と判示した。ハリス判決でわれわれは、ミランダに違反しているためミランダ判決の下で許容できない以前の不一致供述であっても、それによって被告人を弾劾することはできると判示したのである。ハリスその他の判決は、憲法であれ、その他のものであれ、虚偽供述を利用できるような被告人の権利は存在しないことを明示している。例えば、一九八〇年のヘイウンズ判決 (United States v. Havens, 446 U.S. 620) を見よ。⁽⁸³⁾

そのような「権利」を問題にする判例が少ない (the paucity of authority) のは、そのような見解は道理的に主張できないからである。すなわち、弁護人依頼権には偽証計画に協力する弁護人の援助を受ける権利は含まれていない。そのようなことに協力する弁護人は、偽証罪で訴追され、業務停止または除名を含めた懲戒処分を受けるリスクがある。⁽⁸⁴⁾

Rの警告はいかなる意味においても、Xの主張するようにならぬに弁護人依頼権と証言する権利との許し難い (impermissible) 二者択一を強制したものと云つことはできない。虚偽証言の選択を認める余地はない (no permissible choice) からである。刑事被告人に説得して正直に証言するか、それとも証言しないかを求める弁護人は、被告人の弁護人依頼権を侵害していないし、証人台に立つて正直に証言する被告人の権利をも侵害していない。われわれは前出ヘイウンズ判決において「被告人は証言するとき、正直に証言しなければならず、その結果を甘受しなければならぬ」ことを明らかにした。被告人は偽証に頼ろうとしたり、虚偽証拠を提出しようとするとき、その当然の結果は弁護人の辞任のリスクである。⁽⁸⁵⁾

被告人は本件記録上、合理的な活動の範囲内において弁護人の継続した弁護を受けており、事実、被告人は証言する権利を行使していた。すなわち被告人は精々、偽証証言を準備する際に弁護人の援助を受ける権利を否定されただけでなく、同様に「Xの偽証を裁判所に報告するとのRの警告は、弁護人としての義務違反であったとは認められない。」⁽⁸⁶⁾ このような状況下での偽証罪は、証人や陪審を脅迫する犯罪と実質的に区別することはできない。証人や陪審員への賄賂の提供や脅迫の意図を弁護人に知らせた被告人には、弁護人の援助ないし沈黙を主張する「権利」はない。弁護人の守秘義務は、被告人の有罪の承認には全面的に及ぶが、将来の犯罪行為を犯そうとする被告人の明示の計画には及ばない。「要するに、裁判所の構成員として (as officer of the court) かつ司法制度の重要な構成要素 (a key component) として真相解明に献身する (dedicated to a search for truth) 弁護人の倫理的責任は、依頼者が証人や陪審員への賄賂や脅迫の意図を告知したか、それとも偽証の意図を告知したかにかわりなく本質的に同一である。」⁽⁸⁷⁾

控訴裁判所によって採用されたルールは、依頼者が偽証を犯したとき弁護人に沈黙を要求するものであり、確立した弁護人活動の倫理基準およびアイオワ州法とは全く調和せず、同州によって公布された弁護基準にも違反する。これに対し、申立人の主張する立場はアイオワ州の基準等および圧倒的多数の裁判所の見解や弁護士の倫理規範に完全に一致している。弁護人としての義務違反はないので、ストリックランドの判断基準の下での弁護人の援助を受ける権利の侵害ということはありません。⁽⁸⁸⁾

E われわれは法律問題として、本件で訴えられている弁護人の行動はストリックランドの判断基準の第二の構成要素の下で救済を求めるための不利益を立証したものと見えない (cannot establish the prejudice for relief under the second standard of the Strickland inquiry) と判断する。ストリックランドの下での不利益を主張する被告人は、弁護人の不十分な行動によっておそらく (more likely than not) 結論が変わったであろうことまで立証する必要はないが、弁護人の専門家としての過誤がなければ裁判の結果は異なっていたであろうという合理的蓋然性のあることを立証しなければならない。ストリックランド判決によれば、合理的蓋然性とは結果における信頼性の土台をほり崩すに十分な蓋然性^⑧である。不効果援助の主張の「尺度」は当事者対抗手続の公正さであるとストリックランド裁判所は指摘している。被告人は偽証の断念を説得されたのか、それとも強要されたのかにかかわりなく、その予定していた偽証を断念することによって公判の結論への信頼性が減少したとの有効な主張をしていない。たとえ陪審がXの偽証を信じたとしても、Xが不利益を受けたということにはならない^⑨。

Xは、ストリックランド判決の不利益の要件を回避するため、弁護人の誠実義務の衝突 (conflicting loyalties of counsel) にかかわる判例に依拠する。われわれは一九八〇年のサリヴァン判決において、弁護人が積極的に相反利益を弁護したことが立証されれば、被告人に不利益をもたらず弁護活動の欠陥 (prejudicial default) を指摘することなしに、被告人は救済を受けることができると判示した。本件では確かに「衝突」はあつたが、その種類は全く異なる。すなわち、依頼者が虚偽の証言をしないと死刑になる (I'm dead) と主張して偽証を提案したことによって弁護人に押し付けられた衝突であり、サリヴァン判決での利益の衝突とはその性質を全く異にする。われわれは、サリヴァン判決においてでさえ、複数弁護が当然に憲法上無効となるような積極的衝突をもたらすとは指摘しなかった。依頼者の提案と弁護人の倫理的義務の衝突がありさえすれば、弁護人の援助は被告人に不利益な不効果弁護 (prejudicially ineffective) であるという推定がなされるということになると、すべての犯人の有罪確定

判決は疑わしいものとなる。Xの偽証の申し出に対処したRの対応は、専門家としての基準に合致しており、Xの真実の証言が公判の結果に不利益に影響することはありえないから、原判決は破棄されなければならない^⑩。

【51】 ダーデン強盗殺人死刑事件判決 (一九八六年)

本判決は、強盗殺人の罪で死刑判決が確定した被告人が量刑手続段階で死刑の減輕事由等を提示しなかった弁護人の行為は第六修正の効果的な弁護人の援助を受ける権利の侵害であると主張して人身保護令状による救済を求めた事案につき、ストリックランド判決の明示した「合理性の客観的基準」を満たしていない弁護活動であることの立証がなされていないとして救済を否定し、死刑判決を維持したものである。ストリックランドの判断基準を正確に理解するうえで有益であるが、被害者証人の犯人識別供述の問題点についても興味深い反対意見が付されており参考になる。

「事実の概要」 一九七三年九月八日午後五時三〇分ころ、一人の黒人男性がフロリダ州レイクランド近くの甲家具店に入ってきた。その店には経営者のT夫人しかいなかった。T夫人は店の裏にある家で夫と二人で生活していた。T氏は夜勤を終えて午後五時頃に起きて、店で妻とともにコーヒーを飲んだ後、犬の散歩をさせるために家に戻っていた。T夫人は男に店内を案内したところ、男はレンタルで六〇〇ドル相当の家具を購入したいと告げて、種々の家具を見た後、家内が見に来ると言いながら立ち去った。同じ男がまもなく再び店にやって来て、ストローヴを見たいといってその値段を尋ねるなどした。T夫人が計算機に向かったとき、その男は彼女を捕え、背中に銃を突き付けて「言うとおりにしろ、そうすれば痛い目に合わない」と言った。彼は店の裏の方に彼女を連行し、金銭登録器を開けるように命じた。男は現金を奪った後、彼女にマットレス等が壁に立てかけられている店の奥の方に行くように命じた。丁度その時、T氏が裏口に現れた。男がT夫人の右肩越しに手を伸ばし、T氏の肩間に発砲し

た。T氏は建物内に片足を残したまま後ろ向きに倒れた。T夫人に動くなど命じた後、男はT氏を建物の中に入れてドアを開めようとしたが、T氏の片足がドアに挟まれていたため、入れることができなかった。顔を上にして雨にうたれているT氏を放置したまま、男はT夫人に夫の死体が横たわっている場所から約五フィートの床に身をかがめる (get down) よう命じた。彼女が夫の方に行かせて欲しいと懇願したのに対し、男は彼女に入れ歯を外すように命じた。彼はズボンのチャックをはずし、ベルトをゆるめ、そしてT夫人に口淫を命じた。彼女は「神よ、ご慈悲を」と泣き始めた。男は、彼女に立ち上がって店の表口へ行くように命じた。

その間、近くのA一家はT氏宅で何かが起こったことに気付いた。母親は家具店でパートとして働いている一六歳のフリリップ (以下、Pともいう) に助けに行かせた。Pは裏口に着いたとき、建物に一部挟まれて倒れているT氏に気付いた。PがT氏の死体を中に入れるためにドアを開けたとき、T婦人が大声で「フリリップ、来てはだめ、帰りなさい」と叫んだ。Pはその意味が分からなかったため、その場にいた男にT氏を家の中に入れる手伝いをして欲しいと言った。その男は「いいよ、若いよ、手伝ってやるよ」と答えた。Pが見上げると、男はPの顔に銃を突き付けていた。男は引き金を引いたが、不発だった。男は再び引き金を引いた、弾はPの顔に命中した。Pは逃げ始めた、そして背中を撃たれた。Pはさらに逃げている途中、三発目を脇腹に撃たれた。Pはこのような傷にもかかわらず、よるけながら辛うじて近くのH宅にたどりついた。H夫婦はPの血止めをする一方、救急車を呼んだ。H夫人はPの手当てをしている間、新車でグリーン色のシボレーが家具店を出て、州間ハイウェイ九二号線をタンパに向かったのを目撃した。Pは一命を取りとめたが、T氏は一切意識が戻らず、同夜遅く死亡した。

被告人ダーデン (以下、Xともいう) は車で九二号線をタンパに向かっていた。彼はフロリダ刑務所から一時休暇を認められ外出中で、タンパにいる愛人から借りた車を運転していた。Xは雨で湿った道路を猛スピードで運転していた。Xの後の証言によると、前方の一連の車に気付いたがスピードを落とすことができなかった、通り抜け

ようとしたが対向車がやってきたので、正面衝突を避けるため道路脇に乗り上げたところ、電柱に激突したという。対向車の運転手であるSは、車を停めてXに救助が必要かどうかを尋ねた。Sの後の証言によると、Sが車に近付くと、Xはズボンのチャックを締め、ベルトを締め続けていたという。衝突現場で警察官は、Xの車をグリーン色の一九六九年型シボレーであると確認した。Xは金を払って見物人の車でタンパまで送ってもらった。Xは後にレッカー車で現場に戻ったが、車はすでに警察によって運び去られていた。

警察が事故現場に到着した頃、Xはすでに立ち去っていた。その車は殺人現場から逃げた車種と一致し、衝突事故は家具店から三マイル半、殺人現場から数分の距離のところで発生したことから、その車は殺人犯人が運転していたものであるとの嫌疑がかけられた。警察は周辺を搜索した。一人の警察官が衝突現場から約四〇フィートのところでピストルを発見した。弾倉内の薬莖の配列は強盗殺人事件の犯人の武器に認められるはずのパターンと正確に一致していた。すなわち、一発の不発弾とそれに続く三発の薬莖があり、次の弾倉には実弾が装填されていた。FBIの専門家は、ピストルは標準型の三八口径として作られたが後に英国で手を加えられたきわめて珍しい特殊なSW三八口径であると証言した。T氏を殺害した弾丸を検査したところ、特殊なSW三八口径から発射されたものであることが判明した。

殺人事件の翌朝、Xは愛人宅で逮捕された。T夫人は数日後、予備審問でXを夫を殺害した犯人に相違ないと確認した。Pは彼を撃った人物として六枚の写真帖からXの写真を選んだ。この時点ですでにXを弁護するために公設弁護人が選任されていた。なお、この目撃証人による犯人識別供述には若干の些細な食い違い (some minor discrepancies) がある。T夫人は殺人事件の直後、夫が緊急治療室に搬送されている間に、初めて犯人の面相を描写した。彼女は捜査官に犯人は小太りの男 (a heavy-set man) であると告げた。犯人は「こざっぱりした身なりをした清潔な感じで、きれいにひげをそっていた」かどうかが尋ねられて、彼女は「記憶にある限り、はい、そう

です」と答えた。彼女はまた犯人の身長は彼女と同じ五フィート六インチ位であり、ストライプの入った首からかぶるシャツを着ていたと述べた。彼女が事件後初めてXを見たのは、予備審問においてXを犯人であるとして識別したときであった。彼女はそれまで、犯行を報道した新聞には一切目を通しておらず、Xの写真を見たこともなかった。彼女はXが犯人であるかどうか尋ねられると、そうですと答え、公判でもXを犯人に間違いないと繰り返した。Pは当時重体で話すことができなかつたので、筆談でXは口ひげをはやしていたかどうか尋ねられると、「はやしていたとは思いません」と書面で答えた。Pは公判でも、犯人はニット・シャツを着た小太りの男で身長は彼と同じ六フィート二インチ程度であると証言した。現場で停車した自動車の運転手は、Xはボタン・ダウンのシャツを着ており、小さな口ひげがあったと証言した。Xに付着していたのが口ひげであったか、それとも雨滴であったかは分からない、そんなことは正確に言えない、それは本当に薄かった (real thin)、それだけのことですと証言した。Xの身長はおよそ五フィート一〇インチで、体重はおよそ一七五ポンドであった。

Xは一九七四年一月、強盗殺人等で有罪判決を言い渡された。フロリダ州の死刑量刑に関する制定法に基づき、Xを有罪とした同一の陪審が死刑を科すべきかに関して裁判官を拘束しない勧告を行うため、検察側、弁護側双方の証言および主張を聞いた後で、陪審は死刑を勧告し、公判裁判官はこの勧告に従った。フロリダ州最高裁はXの死刑判決を維持した。Xが公正な裁判の否定等を理由に上告受理の申立てをしたところ、合衆国最高裁判所は、検察側の最終弁論時の不適切行為に限定してこれを認め口頭弁論を開いたが、不用意に認めたものであるとして令状の発付を却下した。Xは次に、本件と同一の主張をして連邦の人身保護令状による救済を求めた。地方裁判所はこれを却下し、控訴裁判所は全裁判官閣与の判決でこれを破棄したが、合衆国最高裁判所は検察側の上告受理の申立てを容れ、これを破棄差し戻したところ、控訴審は救済の申立てを却下した。

これに対し、合衆国最高裁判所は、被告側の上告受理の申立ておよびその間の死刑執行の停止を認め、本件での争点は、ある一人の陪審員の排除が判例に違反するか、有罪認定段階における検察官の最終弁論によって本件公判は基本的に不公正なものとなったか、「Xは裁判の量刑段階で弁護人の効果的な援助を否定されたかどうか」であるとし、被告人の主張の性質を考慮すると、事実関係について「当裁判所において通常必要とされる以上」に時系列的に詳しく述べる必要があるとして上述の事実を認定したうえで、五対四で、原判決を維持しつつ、差し戻した。右の不効果援助に関する判示内容は、およそ次のとおりである。なお、法廷意見の執筆はパウエル裁判官である。

〔判示〕 申立人 (X) は裁判の量刑段階で効果的な弁護人の援助を否定されたと主張する。その申立てはストリックランド判決において明示された二つの要件からなる判断基準 (two-part test) に即して検討されなければならない。第一、弁護人の活動が合理性の客観的基準を満たしていない、ことをXは立証しなければならない。第二、弁護人の専門家としての基準に反した過誤 (unprofessional error) がなければ、裁判の結果は異なっていたであろうという合理的蓋然性がある、ことをXは立証しなければならない。本件でXは、弁護人はXの経歴を十分に調査せず、その結果、量刑審理において提出する減輕証拠提出の準備を怠ったと主張する。

Xはまず、裁判の有罪認定が終了し量刑審理が始まるまでのおよそ一時間半だけ、公判弁護人は本件での減輕事由の準備に専念したと主張する。この主張には実体がない (without merit)。弁護人は公判開始以前に、量刑準備を含めて広範な準備をしていた。公設弁護人事務所長であったJ氏は、人身保護令状発付裁判において、刑事弁護人としてXの弁護のために数百時間を費やすなどの努力をしたと証言し、経験に富むG弁護人は、本件では今までに関わったどの死刑事件におけるよりも時間を費やしたと証言している。これらにはXのアライバイ調査やXの供述を確認するための現場付近での車による引き回しが含まれていた。弁護人は、量刑段階での減輕事由として利用する目的でXに関する精神鑑定書 (psychiatric report) を入手していた。弁護人はまた、被害者のT夫人が死刑

に反対していることを公判準備段階で知り、量刑段階で彼女を証人台に立たせる可能性を検討していた。このような時間および労力の大半は被告人弁護のために費やされたものであるが、その重要部分は量刑準備に当てられたものであることは明らかである。⁽⁸⁾

Xはさらに、公判弁護人は減軽事由を列記するフロリダ州法を減軽事由を網羅しているものと解釈したと主張する。弁護人が減軽事由を一切提出しなかったのはこのような制定法の解釈の結果であり、そのことよって効果的な弁護人の援助が否定されたと主張するのである。われわれはこのようなフロリダ州法の解釈の合理性に同意を見を明らかにしない、というのは本件において、事実審裁判所は量刑審理開始直前にXおよび弁護人に対し、本件で関連性あるいかなる要素についても「あるいは適正な量刑に関連するその他いかなる事柄についても調査できる」旨告知しているからである。たとえ弁護人がそれ以前には制定法に列記されている減軽事由は網羅的であると考えていたとしても、弁護人はこの時点で、減軽証言を自由に提出できることを知ったのであり、そして提出しないことを選択したのである。⁽⁹⁾

われわれがストリックランド判決で認めたように、弁護人の活動に関する裁判所の吟味は大いに尊重されなければならぬ。⁽¹⁰⁾ とりわけ、裁判所は、弁護人の行動は合理的な弁護人としての援助活動の範囲内にあることを強く推定しなければならぬ。すなわち被告人は、当該状況下において、争われている弁護人の行動が健全な公判戦術であるとみなされるこのような推定を打破しなければならぬのである。本件において、被告人自身による死一等の減刑の懇願だけに (a simple plea for mercy) 依拠した参考人の扱が合理的であったと考えられる理由がある。被告人を暴力的な人間でないと弁護すれば、Xの前科に関する証拠を示して弾劾する機会を檢察側に与えることになる。このような証拠はそれまで証拠として認められていなかった、そして事実審裁判所はそのような証拠を被告人に特に有害なものであると合理的に考えることができたのである。公設弁護人事務所長は、Xは

その人生の大半を刑務所を出たり入ったりして過ごしていた。旨証言し、Xは強姦目的での暴行罪で有罪判決を受けたこともある。さらに弁護人が本件のような犯罪を犯す人物ではないという証言を提出すれば、檢察側はそれに対し、Xがこのような犯罪を犯すことは十分に考えられる、Xを観察した限り、Xは反社会的な人格を有し (sociopathic type of personality) 全く衝動的に事前の計画なしに行動する、しかしある状況が発生すると、それと同時に犯罪を犯す決意をする、そのような人物である旨の精神鑑定を提出してそれに答えることができた。そのような理由で、弁護人はXと相談後に、精神科医の証言を求めなかったのである。同様に、もし弁護人が被告人は家庭を大事にする男 (family man) であるとの証拠を提出すれば、結婚しているにもかかわらず週末の一時休暇 (weekend furlough) を愛人と過ごすというX自身の公判での承認を突き付けられたことであろう。要するに、Xは、当該状況下において、争われている弁護人の活動が健全な公判戦術であるとみなされる推定を打破していない。Xは、ストリックランド判決の第一部分、すなわち弁護人の活動は合理的に客観的基準を満たしていないとの立証をしていないのである。われわれは、Xは効果的な弁護人の援助を否定されなかったこの地方裁判所および控訴裁判所に同意する。控訴裁判所の判決を維持し、本件を差し戻すこととする。⁽¹¹⁾

「ブラックマン裁判官の反対意見」 檢察官は陪審の感情ないし偏見をあり立てるような弁論をすべきでない。⁽¹²⁾ところが本件での檢察官の最終弁論等は、一方的に陪審をあり立てる以外の何物でもない。当裁判所が書面上の記録に基づいて陪審の評決は檢察官の不当な弁論の結果ではないと結論できるほどに本件での証拠は圧倒的であるとは思われない。本件での最も決定的な証拠——すなわち、PとT夫人によるXの識別供述および弾道証拠——はそれぞれ十分に問題があるため、檢察官の余りにもひどい最終弁論に陪審がさらされることなく、陪審は当然Xを有罪としたであろうとまでは確信できないのである。⁽¹³⁾

Pは入院中に示された写真帖において初めてXを犯人と識別した。事実審裁判所は、公判廷外の犯人識別供述が

入手された手続の信頼性および合憲性に関する長年に及ぶ議論に従って、この識別供述を排除した。以前に警察官に対して供述した犯人の面相と一致していないとして、Pは写真面割りで提示された六枚の写真のうち四枚を除外した。ダーデン(X)の写真は被写体に名前が明らかにされていた二枚のうち一枚にすぎず、しかもその写真の下には警察官名および九三年九月九日の日付の表示があった。Pは九月一日の犯人識別供述時には被疑者が最近逮捕されたことを知っていたのである。¹⁰⁾

T夫人の当初の犯人識別供述はさらに暗示的な状況下でなされた。彼女は公判で、「ダーデンを識別するために」Xが出廷していた予備審問への出頭を求められたと証言した。T夫人はダーデンを面通しで識別することを求められず、ダーデンが唯一の黒人男性として出廷していた法廷へ案内された。被告側弁護人の異議申立てにもかかわらず、検察官が彼女に、「ここに座っている男」が「あなたの夫を撃った男」であるかどうかと質問した後で彼女はダーデンを犯人と識別したのである。かかる識別供述は、弁護人の異議申立ておよびそれを記録にとどめる旨の決定等をめぐる裁判所、検察官および弁護人との対決後になされた。単独面割り(showups)は信用できない犯人識別をもたらすという理由で当裁判所によって古くから単独面割りの利用は非難されてきた。例えば、一九六七年のストーヴァル判決(Stovall v. Denno, 388 U.S. 293)を見よ。同様に、被疑者の写真が「何らかの方法で強調される」ような写真帖の利用を当裁判所は非難してきたのである。様々の公判廷内外の犯人識別供述は排除されるべきかの問題は今では——Xは当初このことを争っていた——本件で提示されていない。それにもかかわらず犯人識別供述への信頼性の土台は、それらが入手された手続の暗示性、とりわけT夫人の当初の犯人描写の困難性に照らすとほり崩されているのである。¹¹⁾

最後に、弾道証拠も本件犯行に決定的に結びつくものではない。FBI捜査官は、犯行現場で発見された弾丸はその銃から発砲された可能性があると証言したが、事実その銃から発砲されたものであると証言することにはためらいを見せた。彼はまた、当裁判所の評価とは異なり、SM銃の弾道は極めて普通であると証言した。またXが犯行日の夜、車の激突現場に隣接した道路脇の溝で銃を発見したと捜査官は証言したが、問題の銃はあるバーの駐車場近くにあった溝の中で翌日発見されたものである。¹²⁾

Xは公判で証人台に立って、本件強盗および殺人への関与を全面的に否定した。本件犯罪当日に関する彼のアリバイ供述と矛盾するのは、T夫人とPの犯人識別供述のみであった。現に、検察官側証人のいく人かはXの供述を裏付けていた。さらにXの証言に耳を傾けていた事実審裁判官は量刑審理の際に、Xが繰り返し完全無罪を主張していたという事実を一つの減輕要素(mitigating factor)と考えていた。したがって、結局のところ、本件は三人の証人——すなわち一方でT夫人とP、他方においてダーデン——の信頼性に関する陪審の評価にかかっている。検察官のXの人間性に対する攻撃が陪審の面前における証人の供述(the real evidence)の信用性判断に影響しなかったとは結論できない。Xは公正な裁判を受けなかったと考えられるので、彼が公正な裁判で有罪判決を言い渡されるまで死刑を執行することは認められない。¹³⁾

【52】 オルテガ上訴期限徒過事件判決(二〇〇〇年)¹⁴⁾

本判決は、上訴期限が徒過して有罪判決が確定したのは約束に反して弁護人が上訴手続を怠ったからであると効果的な弁護人の援助を受ける権利を否定されたことを理由に人身保護令状の発付による救済が求められた事案につき、被告人の同意がなかったとの立証だけで救済を認められた原判決に対し、ストリックランドの判断基準を適用してこれを破棄差し戻したものである。ストリックランド判決の意義を正確に理解するうえで有益である。

「事実の概要」 キャリフォニア州は被告人オルテガ(以下、Xともいう)を殺人の訴因と暴行および危険な武器使用の訴因で起訴した。Xは一九九三年一〇月、裁判所の選任した公設弁護人Kおよびスペイン語の通訳人とと

もに法廷に出頭し、第二級謀殺罪で有罪の答弁をした。有罪の答弁と引き換えに検察官は、危険な武器使用の訴因を削除し、暴行の容疑を取り下げる措置を講じた。Xは同年一月一〇日、一五年以上刑務所で収容する旨の刑を言い渡された。刑の宣告後、事実審裁判官はXに対し、「今日から六〇日以内にこの裁判所に控訴の申立てをする」ことができる、もし弁護士選任のお金がなければ、控訴審であなたを弁護する弁護士が選任される」と告知した。弁護士Kは、そのファイルに控訴記録持参 (bring appeal papers) と書き留めたが、控訴通告書 (notice of appeal) を提出しなかった。州法によれば、控訴通告書というのは一般に、被告人は判決に控訴したい旨を述べている一文から成る書類である。そのような通告書の提出は弁護人に大した負担をかけない純粹な事務的仕事 (a purely ministerial task) である。判決後最初の九〇日間は、Xは刑務所で各種検査 (evaluation) を受けており、弁護人と話し合うことができなかった。判決後およそ四ヶ月を経た一九九四年三月二四日、Xが控訴通告書を提出しようとしたところ、裁判所書記官によって控訴期間が経過している (untimely) として拒否された。Xは、K (弁護士) が約束どおり上訴通告書を提出しなかったと主張して有罪答弁および有罪確定判決の無効を争って州控訴裁判所に人身保護令状の救済を求めたが認められなかった。

そこでXは、キャリフォーニア州東部地区合衆国地方裁判所に対し、KがXのために控訴通告書を提出する約束をしたにもかかわらず通告書を提出しなかったために憲法上の効果的な弁護人の援助を否定されたことを理由に人身保護令状の救済を求めた。同地裁はこの問題を治安判事に付したところ、同判事はKが通告書の提出をXに約束したかという問題に限定して証拠審理を開いたうえで、「通告書を提出しないことに同意がなかった」ことは証拠上明白であるとし、さらに第九巡回区の先例の下では被告人は同意していないということだけで救済を受ける権利があるとしつつ、その先例は遡及効がないと結論して、令状発付の却下を勧告した。地方裁判所は、この治安判事の認定および勧告を受け入れて救済を否定した。ところが第九巡回区控訴裁判所は、地裁が依拠した先例はXの有

罪判決以前に出された判例を踏襲したものであることを理由にこれを破棄した。上訴通告書を提出しないことに同意していないことを理由に州裁判所がXに新公判を認めない限り、保護令状を発付するという指示付きで州裁判所に差し戻したのである。

これに対し、合衆国最高裁判所は、「上訴通告書を提出する弁護人の義務に関する下級裁判所の争いを解決するために」上告受理の申立てを容れ、被告人の同意なしに弁護人が上訴通告書を提出しなかったことを理由とする本件での不効果援助の主張を判断するための適正な枠組を決定しなければならぬとしようとして、判示Aを除き、全員一致で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆は、オコナー裁判官である。¹⁵⁾

〔判示〕 われわれは一九八四年のストリックランド判決において、刑事被告人は第六修正の合理的で効果的な法的援助を受ける権利があると判示し、今では周知の基準を宣明した。すなわち、弁護人の不効果援助を主張する被告人は、弁護人の弁護が、合理性の客観的基準を満たしていない¹⁶⁾ こと、および弁護人の不十分な活動によって被告人が不利益を受けた (prejudiced the defendant) ことを立証しなければならないとの判断基準を明らかにしたのである。われわれは本日、被告人の主張のように、弁護人は通告書を提出しなかったので憲法上効果的でない援助をした (constitutionally ineffective) ことになると主張し、この判断基準は適用されると判示する。¹⁷⁾

A ストリックランド判決で指摘したように、弁護人の行動のための一定の詳細なルールは弁護人が直面する多様な状況を十分に考慮しうるものではない。¹⁸⁾ むしろ裁判所は「一定の事実の事実に基づいて弁護人の行動の時点から見ての弁護人の行動の合理性を判断しなければならない。そして弁護人の活動に関する裁判所の吟味は十分に尊重されなければならないのである。」¹⁹⁾

われわれは早くから、被告人からの控訴通告書提出の特別の指示を無視する弁護人は専門家として不合理な方法で行動していると判示してきた。弁護人に控訴手続の開始を指示する被告人は、弁護人が必要な通告書の提出をす

るものと合理的に信頼しているからである。弁護人によるそのような通告書提出の懈怠 (failure to do so) は、戦術的な判断であると考えられることはできない。上訴通告書の提出は純粹な事務的仕事であり、提出の懈怠は被告人への怠慢を反映しているからである。その残像 (the spectrum) の他面において、はっきりと上訴しないことを弁護人に明示する被告人はその指示に従った弁護人を不十分に行動したものであるとして後に不服を申し立てることはできない。本件で提示された問題は、この両極 (those poles) の間にある。すなわち、被告人がその希望を何らかの方法で弁護人にはっきりと伝えていなかったとき、上訴通告書を提出しなかった弁護人の行動は不十分 (deficient) といえるか否かである⁽⁸⁾。

第一巡回区と第九巡回区の各控訴裁判所は、この問題に対し明確なルール (bright-line rule) で答えてきた。すなわち、弁護人は、被告人が上訴をしないことをとくに指示しない限り、上訴の通告書を提出しなければならない、提出の懈怠はそれ自体で不十分であるとする。このようなルールは、あらゆる事案において、上訴通告書を提出するか、それとも、被告人と上訴の可能性を話し合い、その希望を確かめ、それに従う行動をするかの義務を弁護人に課すことになる。われわれはこのような画一的ルール (per se rule) を「弁護人の活動の調査は弁護人の援助がすべての事情を考慮して合理的であったか否かでなければならない」と判示したストリックランド判決と矛盾するものとして拒絶する。控訴裁判所は、ストリックランド判決の要求である各状況下において特有な合理性の調査 (the circumstance-specific reasonableness inquiry) をしていないからである。

被告人が上訴をする指示も上訴をしない指示も明確にしてない事案において上訴通告書を提出しなかった弁護人の行動は不十分であったか否かの問題の最善の解決方法は、まず弁護人は上訴に関して現に被告人と相談したかを問題にすることである。われわれはこの「相談 (consult)」⁽⁹⁾ という言葉を特別な意味を込めて、すなわち被告人に上訴をすることの利益と不利益を助言し、被告人の希望を発見する合理的努力をするという意味で用いている。弁

護人が被告人と相談したというのであれば、不十分な弁護活動の問題は容易に解決する。すなわち、上訴に関する被告人の明示の指示に従わなかった場合にのみ、弁護人は専門家として不合理な方法で行動したことになる。もし弁護人が被告人と相談していなかったのであれば、裁判所は次に、第二の問題として、被告人と相談しなかった弁護人の行動はそれ自体で不十分な活動といえるかを判断しなければならない。「この問題が本件の核心部 (lies at the heart) である。すなわち、いかなる状況下において、弁護人は上訴に関して被告人と相談する義務を負うかである」⁽¹⁰⁾。

上訴の判断は被告人に委ねられているから、弁護人は上訴の可能性に関し被告人と日常的に相談するというのが実務としてはより望ましい (better practice) とするスタタ裁判官の同調補足意見に同意する。しかしながら、ストリックランド判決が指摘するように、米国法曹協会の支配的な実務規範等は「指針にすぎない」し、弁護人に「一定の指針」を課すのは妥当でない。そして各州は刑事被告人の適切な弁護を確保するうえで必要と考えるどのようなルールを課すこともできるが、われわれは他方において、連邦憲法は一つの一般的要件、すなわち弁護人は客観的に合理的な選択をしたかどうかという要件だけを課していると判示する。憲法の問題として、あらゆる事案において上訴に関する弁護人の被告人との相談の懈怠は当然に不合理であり、それ故、不十分であるということとはできない。そのような判示は、ストリックランド判決および常識と矛盾することになる。例えば、被告人が弁護人と相談したとせよ。弁護人は被告人に、有罪の答弁をすればおそらく二年の拘禁刑ですむと助言する。被告人は納得して有罪の答弁をする。裁判所は予想通り被告人に二年の拘禁刑を言い渡した後で被告人に上訴する権利のあることを告知する。被告人は上訴に何ら関心を示さない、そして弁護人は上訴を求めるさしたる理由 (non frivolous grounds) はないと結論する。このような状況下において、被告人と上訴に関して相談をしなかった弁護人は、憲法問題として、「専門家として不合理」に行動したというのは至難であろう。あるいは、例えば、量刑裁判

所の上訴権に関する被告人への告知が一定の事案において弁護人の被告人との相談義務に代替するほどきわめて明瞭かつ十分 (so clear and informative) である場合を考えてみよう。かかる情報を繰り返し返す必要はないと弁護人が合理的に判断できる場合がある。われわれは、それ故、弁護人は常に上訴に関して被告人と相談しなければならないとする明確なルールを拒絶する⁸⁰⁾。

われわれは、右のルールの代わりに、道理をわきまえた被告人 (rational defendant) であれば、例えば、とるに足りないとはいえない上訴理由 (nonfrivolous grounds for appeal) があるの上訴を希望するであろうとき、あるいは、被告人が上訴に関心があることを弁護人に合理的に示していると考えられる理由があるとき、弁護人には上訴に関して被告人と相談する憲法上の義務 (constitutionally imposed duty) があると判示する。この決定を下す際に、裁判所は弁護人が知っていたか、それとも知っていたと当然と思われる (should have known) すべての情報を考慮しなければならない。かかる調査をする際に、決定的ではないが、きわめて重要な要素は、有罪判決が正式裁判によるものか、それとも有罪答弁後のものであるかである。というのは、有罪答弁は上訴審で争える問題の範囲を減少するし、そのような答弁は司法手続を終了させる被告人の意思を示しているとも考えられるからである。被告人が有罪答弁をする事案においても、被告人は有罪答弁の一部として取り引きされた量刑を受けただかどうか、そして有罪答弁は上訴権の一部または全部を留保したうえでのことであるのか、それとも完全に放棄したうえでのことであるのかというような要素を裁判所は検討しなければならない。一定の事案において関連性ある要素をすべて検討することによって初めて裁判所は、道理をわきまえた被告人であれば上訴を希望していたであろうかどうかを、あるいは被告人が上訴に関心のあることを弁護人に十分示していたかどうかを適切に判断できるのである⁸¹⁾。

B ストリックランド判決の判断基準の第二の部分は、弁護人の不十分な活動に由来する不利益の立証を被告人に要求している。

ほとんどすべての事案において、弁護人の不効果援助に関する被告人の主張は、公判または上訴審における法的手続の過程での弁護人の活動にかかわるものである。そのような状況下において、被告人に現実の不利益の立証を要求するか、それとも不利益を推定するかは、効果的な弁護人の援助を受ける権利を奪われたその大きさいかん (magnitude of the deprivation) による。というのは、クロニック判決が明示するように、「効果的な弁護人の援助を受ける権利はそれ自体のために認められたものではなく、それが公正な裁判 (または公正な上訴) を受けることのできる被告人に影響を及ぼすか否か」である。争われている行動が裁判過程の信頼性に何らかの影響を及ぼさないのであれば、効果的な弁護の保障とは一般にかかわりがないことになる。われわれは、通常、司法手続への信頼性を強く推定し、被告人にかかる推定を打破することを要求している。⁸²⁾ それ故、単なる弁護人の過誤にかかわる事案においては、その過誤が、現に被告人の防御に不利な影響 (adverse effect) を与えたとの立証⁸³⁾ を被告人に要求しているのである。

しかしながら、若干の事案において、被告人は弁護人の一定の過誤を主張しないにもかかわらず、司法手続の過程で現実的にまたは推定的に (either actually or constructively) 弁護人の援助が完全に否定された旨判示されている。そのような状況下においては、一定の不利益の立証は必要とされない、というのは当事者対抗手続自体が信頼できないと推定されるからである。

本日の事案は、弁護人のいわゆる不十分な活動の結果、信頼性が問題となる司法手続が行われたというのではなく、その手続自体が喪失したという点で、通常とは異なる。仮にこのような主張が真実であるとすると、弁護人の不十分な活動によって被告人は公正な司法手続以上のものを奪われた、すなわち不十分な活動の結果、被告人は上訴手続それ自体を奪われたことになる。われわれはクロニック判決等で、司法手続の決定的段階での弁護人の完全

否定は、「当事者対抗手続それ自体」が信頼できないと推定されることを理由に不利益推定が要求されると判示した。被告人が当時そのことを希望し、かつその権利があったにもかかわらず、重大な司法手続の全体自体が否定された事案においても同様に、不利益推定が要求される。簡単に言えば、決して発生しなかつた司法手続に「信頼性の推定」をすることはできないのである。⁵³⁾

控訴裁判所は画一的な不利益のルールを適用して、弁護人がその判断基準の下で不十分に活動したとの立証だけで人身保護令状の救済を認めた。不幸にも、この画一的ルールは、弁護人の不十分な活動が原因で被告人の上訴権が喪失したという決定的要件を無視している。「弁護人の不十分な活動がなければ、被告人は上訴していたであろうことを被告人が立証できなければ、弁護人の不十分な活動によって被告人から何かが奪われたことにはならず、被告人には救済を求める権利がない。したがって、われわれは、このような状況下において不利益を立証するためには、弁護人の上訴に関して被告人と十分に相談しなかつたということがなければ、被告人はタイムリーな上訴をしたであろうという合理的蓋然性のあることを被告人は立証しなければならぬと判示する。」⁵⁴⁾

われわれはかかる基準を採用する際に、問題の手続の信頼性が推定されているときには現実の不利益の立証 (showing of actual prejudice) を要求するが、弁護人依頼権が侵害されたためその手続が信頼できないものと推定されるべき、または全く存在しないものとされるべきには、それ以上の立証がなくても不利益を推定するというストリックランドおよびクリニック両判決で確立された判断基準に従っている。われわれは本日、弁護人の憲法上不十分な活動のため、そうでなければ被告人が進めていたであろう上訴手続が奪われたとすると、被告人は弁護人の不効果援助の立証に成功して初めて上訴を求める権利があると判示する。⁵⁵⁾

ストリックランドの判断基準を適用するすべての事案において、ある被告人が必要な立証をしたかどうかの問題は、各事案の事実に基づいて判断される。上述した不利益調査は弁護人活動の不十分性を判断するのに用いられる調査と必ずしも異なるものではない。しかし、弁護人の活動と被告人への不利益の二要件 (performance and prejudice prongs) は重なりつるが、すべての事案において共存するのではない。被告人は上訴への関心を弁護人に十分に伝えたという証拠に依拠して弁護活動の不十分性を立証できる。しかし、そのような証拠だけでは、被告人が上訴に関し弁護人から合理的な助言を受けていたとすれば、被告人は弁護人に上訴の指示をしたであろうことの立証としては不十分である。⁵⁶⁾

下級裁判所は、上述したストリックランド判決の示したいずれの調査も行わずに、Xの同意なしに上訴の通告書の提出をKが怠ったのは不十分であった、そして不十分な活動はXに不利益となつたと推定した。KとXとの間で上訴に関し何らかの会話が交わされたかもしれないことは治安判事の認定が示している。Kはファイルに「上訴書類持参」と書いていたが、実際にどのような会話が あつたのかは示されていない。仮に本件で弁護人に上訴義務があつたとしても、KがXに上訴をする利益と不利益とを助言し、その希望を発見するための合理的努力をしたかどうかを知ることなしに、弁護人のXとの相談義務は満たされたかを判断するのは不可能である。本件記録上、KにはXと相談する義務があつたのか、Kはその義務を果たしたのか、そしてKがその義務を果たさなかつたとしても、そのことよって被告人は不利益を受けたかを判断することはできない。したがって本件を破棄差し戻すこととする。⁵⁷⁾

【53】 ミッケンズ男色強要殺人死刑事事件判決 (二〇〇二年)⁵⁸⁾

本判決は、男色強要殺人事件の被告人の国選弁護人が別件で被害者の弁護人でもあつたことが州段階での死刑判決確定後に発覚し、さらに国選弁護人を選任した裁判官がそのことを知っていて当然と考えられたため、人身保護令状請求審で第六修正の弁護人依頼権の侵害が争われた事案につき、故人たる被害者と被告人との間に利益の衝突

が現にあり、その結果、被告人に不利な弁護活動が行われたことを立証する必要があるとして、救済を否定した原判決を維持したものである。前出のホロウェイ、サリヴァン、ウッド等の関連を理解するうえで重要な判決である。「事実の概要」一九九三年、ヴァージニア州の陪審は被告人ミッケンズ（以下、Xともいう）を強制的男色（forcible sodomy）の最中またはその後にはホール（以下、Hともいう）を計画的に殺害した容疑で有罪とし、本件殺人は余りにも残虐で無慈悲であると認め死刑を言い渡した。この判決は州段階で確定した。なお、H（当時一七歳）の死体は一九九二年三月三〇日、靴下を除き下半身全裸で両足を大きく広げた状態で廃屋ビル内で発見された。検屍の結果、失血死で一四三ヶ所もの刺傷があり、そのうちの二五ヶ所が致命傷であることが判明した。

Xは一九九八年六月、ヴァージニア州東部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状発付請求のために新たな弁護人の選任を申し立てた。新たに選任された弁護人がXの事件記録を検討するため少年裁判所に出かけた際に、当直の書記官にHに関する記録の有無を尋ねたところ、少年事件の記録は裁判所の命令による以外は一般に公開されない（confidential）にもかかわらず、書記官は誤って暴行事件等に関するHの記録を見せた。弁護人は初めて、Xの弁護人であったS弁護士がその事件でHの弁護人であったことを知った。そこでXは、Xの国選弁護人の一人であったSには利益の衝突があり第六修正の効果的な弁護人の援助を否定されたこと等を理由に、合衆国地方裁判所に入身保護令状による救済を求めた。Sは九二年三月二〇日、暴行および武器隠匿で起訴されていた未成年者Hの弁護人に選任され、間もなく一五分ないし二〇分、Hと接見していた。少年裁判所の裁判官はHの死体発見四日後に、死亡を理由にHに対する公訴を棄却し、そして四月六日、SをXの弁護人に選任した。SはXらに対しHの弁護人であったことを一切明らかにしていなかったため、人身保護令状請求時の弁護人がHの事件記録を偶然入手するまで、Xはこのことを知らなかったというのである。なお、Hは母親に対する暴行等の容疑で九二年二月二二日に逮捕捕が発付され、その後、武器（ナイフ）隠匿の罪で告発され、両事件で少年裁判所への出頭命令が出されていた。

地方裁判所はXの令状請求の申立てを却下した。第四巡回区はこれを破棄したが、全裁判官関与の審理では少年裁判所裁判官は利益の衝突の可能性を調査する義務を怠ったとしつつ、この懈怠によって原判決は自動的に破棄されるとのXの主張を退けた。すなわち一九八〇年のサリヴァン判決に依拠して、たとえ公判裁判所が常識的に考えれば知っていて当然と思われる利益の衝突の可能性を調査しなかったとしても、「利益の現実の衝突および被告人に不利益の両者（both an actual conflict of interest and an adverse effect）を被告人は立証しなければならぬ」と判示し、Xはこの不利な影響を立証していないと結論して、地裁の令状発付拒否の判断を維持したのである。これに対し、合衆国最高裁判所は、Xの死刑判決の執行停止を認めて、上告受理の申立てを容れ、「本件で提示された問題は、公判裁判所が知っていたかまたは常識的に考えて知っていたか当然と思われる（reasonably should have known）利益の衝突の可能性（a potential conflict of interest）を調査しなかった場合に第六修正違反を立証するために被告人はどのようなことを証明しなければならないかである」としたうえで、五対四で原判決を維持した。⁽⁸⁾ なお、法廷意見の執筆は、スカーリア裁判官である。

「判旨」第六修正は、刑事被告人は「自己を防御するために弁護人の援助」を受ける権利があると規定する。この権利は「それ自身のためにあるのではなく、被告人に公正な裁判を保障するうえでそれが有する効果を理由に付与されたものである。したがって、「公正さを保持するのに効果的でない援助は憲法上の命令に合致しない」し、「裁判の結果に相当な影響を及ぼさない（have no probable effect）援助は、たとえ不十分であるとしても、憲法違反にはならない。」「一般的な事柄として、第六修正違反を主張する被告人（a defendant）は、弁護人の職業基準に反する過剰（counsel's unprofessional errors）がなければ訴訟の結果は異なっていたであろう」という合理的蓋然性（a reasonable probability）⁽⁹⁾を立証しなければならぬのである。⁽¹⁰⁾

この一般的ルールには例外がある。弁護人の援助が完全にまたは手続的段階で否定された場合に、われわれ

これはこのような相当な影響 (probable effect) の立証の必要性を被告人に免除し、そのような効果があるものと推定してきた。このようなことが発生したとき、判決が信頼できない可能性はきわめて大きいので、各事案毎の調査は不必要である。しかし、このような重大な権利侵害の状況 (circumstances of that magnitude) 下においてのみ、われわれは弁護人の不適切な活動が判決の信頼性の土台をほり崩すかどうかの個別的調査を必要としてきた。われわれはいくつかの事案において、被告人の弁護人が積極的に相反利益 (conflicting interests) を弁護したとき、このような「重大な権利侵害の状況」が生じると判示してきた。本件での問題の核心は、これらの判例によって確立された原理が本件状況下でストリックランド判決の一般的ルールの例外を提供するかどうかである。この問題に答えるためには、これらの判例をやや詳細に検討しなければならない。⁽⁸⁾

一九七八年のホロウェイ判決において弁護人は、三人の共同被告人の相反利益 (divergent interests) を適切に弁護できないとの異議を申し立てた。事実審裁判所は何らの調査をせずに、弁護人の各別の弁護人選任の申立てを退けた。同判決で当裁判所は、相反利益の存在に關する弁護人の判断に言及し、弁護人は利益の衝突の存在を判断できる最上の立場にあること、そして裁判所に対し何らかの問題を告知する倫理的義務のあること、そして裁判所への告知は「実質上、宣誓の下になされて」いることを認めた。そして同判決は「被告人と弁護人が共通弁護へのタイムリーな異議申立てによって回避しようとした」利益の衝突は当事者對抗手続の土台をほり崩したと推定した。それ故、ホロウェイ判決は、事実審裁判所が利益の衝突がないと判断した場合を除き、弁護人がそのタイムリーな異議申立てにもかかわらず共同被告人の弁護を強制された場合にのみ原判決を自動的に破棄するルール (an automatic reversal rule) を創設している。「タイムリーな異議申立てにもかかわらず事実審裁判所が不当に共通弁護を要求したときは常に、原判決破棄が自動的になる」と判示しているからである。⁽⁹⁾

一九八〇年のサリヴァン判決において被告人は、公判を分離され同一の弁護人によって弁護された三人の殺人罪の被告人の一人であった。弁護人も被告人も、共通弁護に一切異議を申し立てなかった。われわれはホロウェイ判決の自動的な破棄ルールをこのような状況に拡大することを拒否し、「異議を申立てていなかった場合、利益の衝突が現実に弁護人の弁護の適切性に影響した」ことを被告人は立証しなければならないと判示した。さらに同判決は、共通弁護の相当性への事実審裁判所の調査義務に言及し、「特定の衝突が存在することを公判裁判所が知っていたか、常識的にみて知っていて当然と考えられるときにのみ」調査を要求したものであるとホロウェイ判決を解釈した。サリヴァン判決では事実審裁判所の調査義務の引き金となる「特別な状況」は存在しなかったのである。⁽¹⁰⁾

最後に一九八一年のウッド判決において、わいせつ物販売の罪で有罪とされた三人の貧しい被告人が毎月五〇〇ドルの割賦金を支払わなかったため保護観察を取り消された。われわれは当初、この取消が平等条項に違反するかを判断するために上告受理の申立てを容れた。しかし検討の過程である事情がわれわれの注目を引いた。すなわち Xらは取消審理に至るまで一貫してわいせつ物の提供を仕事とする雇業者の私選弁護人による弁護を受けており、その雇業者が弁護士費用を支払っていたことが判明した。雇業者は Xらに罰金刑の支払いを約束し、かつその約束を一般に履行していたが、今回の事件でその約束を果たさなかったことが判明した。さらに弁護人が雇業者と被告人との相反利益を積極的に弁護していた可能性が取消審理時に十分に明らかであった。しかし、雇業者の利益によって弁護人の Xらを弁護する基本的な戦術上の判断が影響されたかどうか確証できなかった。われわれは「本件記録が強く示している利益の衝突が現に存在していたかどうかを判断させるため」に公判裁判所に差し戻したのである。⁽¹¹⁾

そこで Xらは本件で、ウッド判決での差戻審への指針 (the remand instruction) が疑う余地のないルール (unambiguous rule) を確立した。すなわち、事実審裁判所が衝突の可能性の調査を懈怠した場合、弁護人が利益の衝突に陥っていた (subject to a conflict of interest) ことを立証さえすれば被告人は判決の破棄を求めることが

できるのであって、その衝突が弁護人の活動に影響して被告人が不利益を受けた (the conflict adversely affected counsel's performance) ことまで立証する必要はないと主張する。¹⁰³⁾ 利益の衝突が現実に存在する」と判断すれば、それ以上の調査をせずに新しい取消審理を行うべきであると差戻審への指針を指摘し、「このことを明らかにしていると主張するのである」。

しかしながら「現実の利益の衝突」とは、まさに弁護人の活動に影響した衝突を意味する。要するに、「利益の衝突が弁護の適切性に現実に影響したことを立証した被告人は救済を獲得するために不利益 (prejudice) を立証する必要はない。これがウッド判決と一致した唯一の解釈である。ウッド判決はその前の一文で、「本件記録によれば、弁護人が彼を雇った雇用者の利益によって被告人らの弁護に関する基本的な戦術上の判断に影響を受けていたかどうかを確信できない。もし影響を受けていたというのであれば、被告人らのデュー・プロセスの権利は尊重されなかったことになる」と明示している。ウッド判決が新しいルールを黙示に (sub silentio) ——しかも全く異なった理由で上告受理の申立てが容れられたため、両当事者が利益の衝突の問題を文書でも口頭でも一切論じなかった事案において——創設したとの見解は受け入れ難い。

事実審裁判官がサリヴァン判決の命じた調査をしなかったときにも自動的な破棄ルールが適用されるとのXの主張は、政策的にもほとんど意味がない (makes little policy sense)。¹⁰⁴⁾ 裁判官が衝突を知覚していない (それ故、調査義務がない) ときに適用されるルールは、前述のように、利益の衝突が大きく弁護人の活動に影響した——したがって、たとえ不利益の立証がなくても評決が信頼できないことになる——ときに限り、不利益性が推定される。事実審裁判所が衝突の可能性を知覚していても、弁護人の活動が大きく影響を受けるとか評決が信頼できなくなるということにはならない。¹⁰⁵⁾

本件は、ホロウェイ判決におけるように弁護人が多数の被告人を同時に弁護できないとして抗議した事案ではないし、サリヴァン判決の要求する調査を裁判所が懈怠したことによって被告人の立証責任が軽減されるものでもない。したがって有罪判決を無効とするには、少なくとも利益の衝突が被告人の弁護活動に影響して被告人が不利益を受けた (the conflict of interest adversely affected his counsel's performance) ことを立証する必要がある¹⁰⁶⁾。事実審裁判所はそのような影響を認定していないので、人身保護令状による救済の否定は維持されなければならない。¹⁰⁷⁾

〈ステイヴンズ裁判官の反対意見〉 本件は、わが刑事司法制度の基本的構成要素——死刑犯罪の被告人が自己を防御するために効果的な弁護人の援助を受ける憲法上の権利——に関する三つの重要な問題を提起している。第一、死刑判決を受ける被告人の弁護人には、被告人のいわゆる被害者を殺害の時点で弁護していたことを開示する義務があるかである。第二、以前の弁護の存在を開示したとして、死刑判決を受けた被告人にはそのような利益の衝突ある弁護人 (the conflicted attorney) の選任を拒絶する権利があるかである。第三、そのような以前の弁護を知っていたか、あるいは知っていて当然である事実審裁判官には、そのような弁護人を選任する前に被告人の同意を得る義務があるかである。本件で提示された問題は結局、これらの義務が存在し、かつそれらがすべて侵害されたとすると、一定の事案においてそれらの影響を争うコストが正当化されないほど被告人にきわめて不利益な¹⁰⁸⁾ 状況¹⁰⁹⁾ が存在することになるのか否かである。

1 死刑事件の防御での最初の決定的段階は、弁護方法をめぐる被告人と弁護人との公判前の接見 (pretrial meetings) である。依頼者が弁護人に関連事案に関する真実の情報を提供しない限り、弁護人は新しい依頼者を弁護するための最善策を講ずることはできない。貧しい被告人は、新たに選任された弁護人と初めて接見するとき、自己の完全無罪をしばしばもっともらしく主張する。厄介な負罪的事実を正直に打ち明けるかどうかは、弁護人のひたむきな誠実心に対する依頼者の信頼感の醸成 (development) いかんによる。全く明白なことだが、弁護人が

被害者を弁護していたことを知ることは、そのような信頼感の醸成への重要な障害物となる。そのような重要な事実を新しい依頼者に伏せておくという弁護人の判断はこのことに匹敵する (comparable ramifications) ということも同様に真実である。そのような判断から不可避的に生ずるコミュニケーションの欠如や不完全調査の結果、
 依頼人と依頼者との間の「微妙な関係」に必要とされる程度の信頼性を確保するのは不可能ではないにしても、困難となる。

まさに本件でミッケンズ(X)は、ホール(H)との性的出会いの後でHを殺害したことを示す圧倒的証拠があるにもかかわらず、公判で犯罪とのかかわりを一切否定する虚偽の証言をしたという事実を照らすと、その弁護人を欺いていた (misled) ということは大いにありうる (likely)。振り返ってみると、「Xが殺人への関与を認めたと、二人の性的出会いが合意によるものであることを示す証拠を強調しておれば、死刑判決は回避されたであろうことは明らかと思われる。」人身保護令状の請求時に新たに選任された弁護人は、「Hは男娼であったこと、Hが殺害された地域は売春地帯として知られていたこと、そしてHは最終的に殺害された人里離れた場所に強制的に送り込まれたという証拠はないことを示す証拠を収集していた。利益の衝突のない弁護人であれば、XはHとの合意によるセックスにふけた後で初めてHを殺害したことを立証するのに役立つ弁護をすることができたであろう。しかし、Sはそのような弁護をしなかったのである。このことはSの決定的怠慢であった。強制的な男色がミッケンズに死刑を科しつる絶対的な前提要件であったからである。」むしろ、このような戦術をとっておれば、死刑に当たらぬ犯罪では有罪とされることになる。弁護人が依頼者の完全な信頼を確保していない限り、弁護人はそのような防衛を裏付けるのに必要な情報を提供するように依頼者を説得できなかったことになる。

Sが以前に被害者の弁護人であったことに関する必要な情報を隠していたのは、その職業上の義務を大きく逸脱 (a severe lapse) していた。このような弁護人の基本的な開示義務違反は弁解の余地がない。SがHを以前に弁護していたという事実とSを新たにXの弁護人に選任することとの関連性はきわめて重要であるから、隠してはならないことである。⁽⁸⁾

2 被告人が死刑を科せられつる犯罪で有罪と認定されると、被告人を死刑に処するかどうかを判断するそれ以降の手続は、言葉のあらゆる意味で決定的である。これらの手続において、犯罪の被害者へのインパクトに関する証言は、被害者の性格に関する証言を含め、陪審の判断に決定的な影響を与えるであろう。「弁護人の故人たる依頼者との信託関係 (fiduciary relationship) は依頼者の死後も存続する。Sは当然、調和できない相反義務の板挟みになった (labored under conflicting obligations)」。彼には故人たる依頼者の評判と信頼を保護する義務があり、そして検察官によつて提出された衝撃的証拠 (impact evidence) を弾劾する義務があった。Sには一方では故人たる依頼者に対する、他方では生きている依頼者に対する相反義務があったため、ミッケンズには他の弁護人を要求する権利があったことは疑う余地がない。「憲法によつて保障されている弁護人依頼権は、専ら依頼者の利益に奉仕する弁護人のサービスを受ける権利と考えられている」からである。さらに、私見によれば、利益の衝突のない (conflict-free) 弁護人依頼権は、一九七五年のフアレタ判決 (Faretta v. California, 422 U.S. 806) で認められた被告人の自己弁護の権利と全く同様に、憲法によつて断固として保障されているのである。⁽⁹⁾

3 貧しい被告人が自己の弁護人を私選できないとき、事実審裁判所の弁護人選任はそれ自体、刑事裁判の決定的段階である。手続のこの時点で被告人にはその利益を保護する弁護人がいないから、そのような理由で徹底的な調査をして憲法上の権利を十分に確保するのに必要なすべての手段を講ずる厳粛な職務 (solemn duty) が裁判官に課されている。このような徹底的な調査義務の必要性は本件では明白かつ無条件である。現にわれわれは、本件とは比較にならない状況下において、被告人の利益と、被告人の弁護人費用を払っている当事者の利益との「利害の可能性」が明らかなき、たとえ異議の申立てがなくても、憲法は州裁判所に調査義務を課していることを正面

から判示しているのである。⁵⁴⁾

ミッケンズ (X) には専ら彼の利益に奉仕する弁護人のサービスを受ける権利があった。この権利は侵害された。X を弁護した弁護人は、以前に被害者を弁護していたことを X と事実審裁判官に開示する義務があった。この義務は侵害された。X に弁護人がいなかったとき、事実審裁判官には X の弁護人依頼権を保護するのに必要な十二分の措置を講ずる義務があった。弁護人が以前に被害者を弁護していたことを知っていたにもかかわらず、彼女はこのような義務を侵害した。正義は正義の外観を満たしていなければならぬ (justice must satisfy the appearance of justice)。X の有罪判決を破棄することが、死刑事件に適用される手続の公正さへの国民の信頼性を保持しうる唯一の救済策である。死刑は他の刑罰とは全く異なる。殺人の被害者の弁護人であった者をその殺人の被告人に押し付けることを認めるといふのは、気まぐれであるというだけでなく、それはわが当事者対抗的司法制度の廉潔性をゆがめることになる。

【54】 ベル最終弁論中止事件判決 (二〇〇二年)⁵⁵⁾

本判決は、死刑事件の量刑手続段階での最終弁論時に事実認定段階では主張した減輕事由を主張せず、死一等の減刑も求めず死刑判決が言い渡された事案について、ストリックランド判決の適用事例であるとしたうえで、弁護人の活動は合理的な戦術的判断に基づいておりストリックランドに違反した不合理なものとはいえないとしたものである。クロニック判決とストリックランド判決の判断基準の違いを正確に知るうえで有益である。

【事実の概要】 被告人コーン (以下、X ともいう) は一九八二年、テネシー州メンフィスで老夫婦を殺害した罪で有罪とされ、死刑判決を言い渡された。二日間に及ぶ一連の犯罪劇は老夫婦の殺害で最高潮に達した。X はまず一九八〇年一〇月の土曜日、宝石店から一万二千ドル相当の商品を強奪した。午後一二時四十分ころに発生した

強盗事件の直後、一人の警察官が通常のスピードで運転する車に気付き、X を追跡し始めた。間もなく X は加速し、メンフィス市中央部を猛スピードで走り抜け、近くの住宅街に入ったところで車を乗り捨てた。X は逃走中、X を逮捕しようとした警察官に発砲し偶然出会った市民にも発砲のうえ、銃を突き付け車のキーを要求するなどした。警察のヘリコプターが上空で旋回していたので、X は逃げようとした車の所有者に発砲しようとしたが、弾が尽きてあきらめた。当日午後から翌朝にかけて警察は周辺をしらみつぶしに搜索していたので、X は見つからないように逃げ回った。その間、X の車を調べていた警察官は、麻薬や盗品のほか二千四〇〇ドル以上の現金を発見していた。X は翌朝早く再び現れて、電話の使用を断わった年輩の女性に銃を向けるなどした。X は当日午後遅く、九三歳と七九歳の T 夫妻の家に押し入り、何度も鈍器で頭部を殴打するなどして二人を殺害した。X はひげをそった後、フロリダに出かけた。X はそこで薬局店で強盗をして逮捕された。X は T 夫妻を殺害し、警察官に発砲したことを認めた。⁵⁶⁾

テネシー州大陪審は X を第一級謀殺罪で起訴した。刑事裁判所での陪審公判で検察側は、X が一連の犯行を犯し、残虐な方法で T 夫妻を殺害したことを示す圧倒的証拠を提出した。これに対し、弁護人は、X が大半の犯罪を犯したことは認めつつ、心神喪失 (insanity) を理由に有罪でないことを立証しようとした。ある精神科医は、X がベトナム戦従軍に関連した薬物乱用や精神的外傷ストレスによる不調 (substance and posttraumatic stress disorders) にかかっていると証言した。ある脳神経薬理学者は、軍隊に入ってから始まった X の違法な薬物使用につき詳細に語った。証言によると、薬物使用が原因で、X は慢性的な極度の精神不安に陥り、また進行中のパラノイアになった、X の精神力や法順守能力はその影響を受けているというのである。弁護人はまた X の母親を証人として喚問した。彼女は、一九六九年に軍務を終えてベトナムから帰国後の X はまるで別人のようになってしまったことや、X が一九七一年から七九年にかけて強盗罪で服役中に父親やフィアンセが死亡したことなどを証言した。X

は証人台に立たなかったが、弁護人はその他の証言を介して、XがT夫妻の殺害に関して自責の念を表明していることを引き出すことができた。陪審は心神喪失の抗弁を退け、すべての犯罪に関して有罪の評決をした。²⁰⁾

第一級謀殺罪に対する宣告刑は翌日、三時間ほどで終了した別の量刑審理で決定された。当時のテネシー州法では、検察側が合理的な疑いを容れない程度に、少なくともも一つのいかなる減軽事由にもまさる加重理由の存在を立証したと陪審が全員一致で認めれば、死刑判決が言い渡されることになっていた。このような判断をする際に陪審は、有罪過程および刑罰過程での証拠を考慮することができたし、現にそのように説示された。

検察側は冒頭陳述の間に、Xは以前に暴行を含む二つ以上の重罪で有罪判決を受けたことがある、Xは殺人の被害者以外の人物への重大な死亡の危険を惹起した、本件殺人はきわめて冷酷、残虐であった、本件殺人は逮捕を免れるために行われた、以上四つの加重理由を立証するつもりであると述べた。これに対し、弁護人は冒頭陳述で、すでに以前の有罪認定手続で陪審の面前で明らかにした減軽事由に陪審の注意を喚起した。被告人は極度の精神的不安定な状態にあること、そして軍務でのストレスに起因する薬物中毒であること、そしてXは今では後悔していることを指摘したのである。弁護人は陪審に対し、Xという人間の全体を見れば、Xの生命を維持する十分な理由があると述べ、検察側主張を超えた神のレベルからの恩恵として死一等の減刑 (mercy) を求めた。²¹⁾

次に検察側は、訴訟記録管理者 (a records custodian) 等を喚問し、Xには武器を用いた強盗の前科があることなどを立証した。弁護人はその反対尋問で、Xはベトナム戦争でブロンズ・スター勲章を得たことを明らかにした。弁護人がT夫妻の腐乱死体の写真提示を求める検察側主張を首尾よく阻止した後、両者は弁論を終えた。若い検察官が州裁判所のいういわゆる「控え目な (low key)」、「最終弁論をした。弁護人は最終弁論を放棄し、主任検察官——彼はきわめて効果的な弁論をしていた——の反論を阻止した。陪審はいずれの殺人事件についても四つの加重理由を認め、実質的にそれを補う減軽事由はないと認めた。テネシー州最高裁判所はXの有罪および死刑の量

刑を維持した。

そこでXは、「量刑段階で弁護人が減軽事由を主張せず、最終陳述を放棄したことによって弁護人の効果的でない援助を受けたことになる」と主張して有罪判決後の救済を求めた。テネシー州刑事裁判所は審理後、その申立てを却下し、テネシー州最高裁判所は上訴を認めず、合衆国最高裁判所も再審理を拒否した。Xは一九九二年、二度目の州の有罪判決後の救済の申立てが却下された後、一九九六年のテロ防止および効果的な死刑法によって修正された合衆国法典二八編二二五四条の規定に基づいて連邦人身保護令状による救済を求めた。地方裁判所は要件を満たしていないとして申立てを却下したが、第六巡回区控訴裁判所は、Xの有罪判決に関しては令状発付の拒否を維持しつつ、Xの死刑判決に関してはこれを破棄した。「弁護人は検察官の最終陳述後に死一等の減刑を求めなかったことによって、訴追側の死刑求刑に対し反対当事者としての有意義な吟味を怠ったことになるとの理由で、被告人はクロニック判決のもとで不利益が推定される第六修正の権利を侵害された」と判示したのである。²²⁾

これに対し、合衆国最高裁判所は検察側の上告受理の申立てを容れ、テネシー州控訴裁判所はストリックランド判決で宣明された原理の下で量刑段階において不効果援助を受けたとのXの主張を却下した。第六巡回区控訴裁判所は、本件ではクロニック判決が適用されるべきであるとしてXに条件付人身保護令状を認めたと、Xの主張はストリックランド判決の基準によって判断されるべきであり、州裁判所の判決は合衆国法典二八編二二五四条の下で明確に確立している連邦法に違反しないし、それを不合理に適用したものでないとして、八対一で、原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はレンキスト首席裁判官である。

一九九六年法は、州の確定囚の申請を審査する連邦人身保護令状裁判所の役割を修正し、連邦保護令状が「再公判 (retrial)」、²³⁾ になることを阻止し、州裁判所の確定有罪判決が法の下で可能な限りで効力を有することを確保した。この目的を達成するために、二二五四条(d)(1)は、州裁判所の判決に基づいて身柄拘束中の者のための人身保護

令状の申請は、その申請の対象たる判決が、合衆国最高裁判所によって決定され、明確に確定した連邦法に相反するか、またはその不合理な適用に関連する判断に至るものである場合を除き、認められない旨規定する。この「相反する (contrary)」、*「不合理な適用 (unreasonable application)」、*条項はそれぞれ独立の意味を有する。すなわち、州裁判所が合衆国最高裁判所で明らかにされた支配的法とは異なるルールを適用したときには「相反する」条項の下で、そしてわが最高裁の支配的な法的原理を正しく確認しながら、それを各事実に不合理に適用したときには「不合理な適用」条項の下で救済が認められる。後者の審査の焦点は、州裁判所の明確に確立した連邦法の適用は客観的に不合理であるか否かであり、われわれが二〇〇〇年の判決 (Williams v. Taylor, 529 U.S. 362) で強調したように、「不合理 (unreasonable) な適用は不正確 (incorrect) な適用とは異なる」⁽⁸⁾。

検察側は、テネシー州裁判所の決定はストリックランド判決で確立した法に相反しないし、不合理な適用でもないことを理由に、控訴裁判所は制定法上の権限を越えて救済を認めたと主張する。これに対し被告側は、州裁判所は誤った法的ルールを適用したことを理由に、二二五四条(d)(1)の「相反する」条項の下で救済を認められる権利があると反論する。弁護人は量刑段階で効果的でない弁護人の援助を受けたとのXの主張の判断についてはストリックランド判決ではなくクロニック判決が適用されるべきであるというのである。まず、この点につき検討する⁽⁹⁾。

われわれは、クロニック判決と同日に言い渡されたストリックランド判決において、被告人の弁護人がきわめて不十分な弁護をしたため被告人の有罪または量刑は破棄されるべきであるとの主張を判断するための二つの部分からなる判断基準 (a two-part test) を明らかにした。被告人が二つのこと、すなわち、第一、弁護人の「活動が合理性の客観的基準」を満たしていないこと、そして第二、「弁護人の専門家とはいえない過誤がなければ、訴訟の結果は異なっていたことであろう」という合理的蓋然性がある、ことを立証すれば、弁護人の援助は訴訟の結果への信頼性の土台を崩すに足りるほどの過誤 (defective) があったことを十分に示していることになると指摘し

た。この不十分な弁護活動および被告人への不利益の両者 (both deficient performance and prejudice) を立証できなければ、量刑または有罪は「訴訟の結果を信頼できなくする当事者対抗的手続における崩壊」に由来するということはできないので、量刑または有罪は維持されるべきであると結論したのである。

他方、われわれはクロニック判決において、弁護人の現実の活動を調査して弁護人にその公判での影響を立証することを要求しないまま第六修正の有罪判決を破棄した点において控訴裁判所は正しかったかどうかを検討した。われわれは控訴裁判所は誤りを犯したと判断し、ストリックランド判決の基準の下で検討すべくこれを差し戻したのである。この問題を判断する過程においてわれわれは、「被告人にきわめて不利であるため特定の事案においてその影響を考えるコストが正当化できない」三つの状況を明らかにした。

第一の最も明らかな状況は、「弁護人の完全否定」である。被告人が「決定的段階」で弁護人の立会いを否定された場合には、公判は不正であると推定されるであろうとわれわれは述べた。第二、「もし弁護人が検察側の有罪主張に対する有意義な当事者対抗的吟味を完全に怠れば (entirely fails)」類似の推定が保障されることを明らかにした。最後に、一九三二年のパウエル判決におけるように、有能な弁護人であってもおそらく効果的な弁護は不可能であろうような状況下で被告人を援助するために弁護人が喚問された場合には、その手続が被告人に不利益であることを被告人は立証する必要はないと指摘した。

被告人は本件で、検察側が量刑手続で証拠を提出し最終陳述をした後、弁護人は「命をい ("mount some case for life") をしなかつたことを理由に、クロニック判決で明らかにされた右の第二の例外に当たると主張する。賛成できない。われわれはクロニック判決で、弁護人が検察側主張の吟味を怠ったことを理由とする不利益の推定の可能性に言及したとき、弁護人の懈怠は完全なもの (complete) でなければならぬと指摘した。もし弁護人が検察側の有罪主張に対する有意義な対立当事者としての吟味 (meaningful adversarial testing) を完全に

(entirely) 念るのであれば」と指摘したのである。本件では、被告人の主張は、弁護人は量刑手続の全体を通じて検察側に反対しなかったというのではなく、弁護人は一定の時点でそのようにしなかったとするとどまる。ストリックランド判決のルールとクロニック判決のルールとを区別する趣旨からして、この相違は程度問題ではなく質的問題 (not of degree, but of kind) である。

Xによって争われている弁護活動の側面は、ストリックランド判決で示された弁護人の活動および被告人への不利益という判断基準に服するとわれわれが判示した他の一定の弁護人の活動と明らかに同一である。例えば、われわれは一九八六年のダーデン判決で、弁護人が死刑の量刑審理で減軽事由を一切提出しなかったことを理由とする不効果弁護の主張につき、ストリックランド判決の基準に従って判断を示した。そして一九八七年の判決 (Burger v. Kemp, 483 U.S. 776) で量刑審理で一切の軽減事由を提出しなかった弁護人の判断が争われたとき、これと同一の判断を示したのである。

われわれは、それ故、ストリックランド判決で明らかにされた原理をXの主張を分析する支配的原理として州裁判所が認めたのは正しかったと判示する。したがって、州裁判所の判断は明確に確立された法に相反するとのXの主張は認められない。

そこで残された問題は、Xの主張に関する州裁判所の判断はストリックランド判決の「不合理な適用」によるこの理由に基づきXは救済を得ることができるとである。われわれはストリックランド判決において「弁護人の活動に関する裁判所の審査は大いに尊重されなければならない。……そしてその当時の弁護人の観点からその行為を評価しなければならぬ」と述べた。それ故、裁判所が二二五四条(d)(1)とはかかわりのない不効果弁護の主張に対処するときであっても、被告人は、当該状況下において、争われている行為が健全な公判戦術と考えられうるとの前提を打破しなければならないのである。

しかし、被告人が勝利を獲得するためには、その主張が第一審で検討されておればストリックランド判決のテストを満たしたであろうことを立証する以上のことをしなければならぬ。というのは、二二五四条(d)(1)の下ではその独立の判決で州裁判所はストリックランドを不正確に (incorrectly) 依拠したことを人身保護令状裁判所に納得させるだけでは十分でない。事実審控訴裁判所は被告人の事案の事実客観的に不合理な方法でストリックランド判決を適用したことを立証しなければならないからである。

被告人の弁護人は、老夫妻に対しその家できわめて残酷で冷酷な犯罪を犯した被告人を弁護するという難しい仕事に直面していた。Xはその前日にも、警察官と無防備な市民に銃を向け、そして強盗を犯していたのである。検察側にはXの殺人の容疑に関してほぼ決定的といえる証拠があり、殺害方法の残酷さを示す広範な証拠があった。さらにXを弁護するうえで面倒なのは、Xは教養もあり、比較的普通の教育を受けていたにもかかわらず麻薬中毒者となり、強盗の前科もあるという事実である。有罪段階での弁護人の主張は心神喪失を理由とする無罪の主張であったので、弁護人は減軽事由として最も説得的と考えられる多くの証拠を陪審の面前に提出した。ベトナム戦従軍後のXの変化に関する証拠、強盗をする原因となったXの薬物依存等である。州裁判所の前でXは、量刑審理時に医学専門家を証人として喚問しなかったとして弁護人を非難した。しかし、そのような証言の実質はなお陪審に鮮明に残っていると結論した弁護人の判断は合理的であったと考えられる。各専門家は少し前に証人台に立って証言していた、そして弁護人は量刑審理が行われたその前日に行われた有罪段階の最終陳述で、そのような各専門家の証言に焦点を合わせていた。有罪段階で提出されたものであるから、陪審はXの精神の健全性に関する証拠を減軽事由として十分に検討できなかったというXの主張は、その裏付け証拠がない。弁護人は、専門家の各証言は減軽事由の存在を示したものであると陪審に助言しており、事実審裁判所は、心神喪失の立証として不十分な精神上の欠陥であっても減軽事由として考慮できることをとくに陪審に説示しているからである。

弁護人は公判準備の際、Xと最も親しかった妹の証人喚問を考えたが、彼女は証言を望まなかった。たとえ彼女が証言に同意したとしても、彼女を証人台に立たせると、Xが丁夫妻殺害寸前に丁夫妻の自宅から彼女に電話したという事実について検察官が彼女に質問することを認めることになる。これを阻止することを決意した弁護人の判断には健全な戦術的理由があったと考えられる。幼少時代や軍隊時代に知り合った他の証人を喚問することもできたが、そうすると検察側がXの刑事犯歴に関する情報を引き出すことを弁護人は危惧したのである。

Xはまた弁護人が最終弁論をしなかったことを重視する。プロンズ・スター勲章の意義を強調できたはずだと主張し、弁護人が最後に命乞いをしなかったのは陪審にXは死刑に値するとの印象を与えたと主張する。控訴裁判所は最終陳述の放棄は健全な公判戦術であるとの考えを退けた。『本件事案においてわれわれは、少なくとも州裁判所のこれとは異なる評価は不合理』ではないと考える。弁護人は冒頭陳述で減輕事由を主張し死一等の減刑を求めた後、検察側はさしたる証言を求めなかった。検察側証人はむしろ手短かに、Xの前科や逮捕を回避したという争いのない事実について証言しすぎなかった。

若い検察官が最後に犯人の残酷な側面にかかわりのない事実について陳述したとき、弁護人はある選択を迫られた。弁護人は最終弁論をしてXのベトナム戦から帰国後の薬物依存や外傷的ストレスに関する当初の減輕事由を冒頭陳述よりもおそらく詳細に述べることができた。そして弁護人は陪審にXの命乞いをして、プロンズ・スター勲章や自責の念を強調することができた。しかしながら、そのようなことをすれば陪審が評決に入る寸前に、衆目の一致するところきわめて有能な主任検察官にXがきわめて冷酷な殺人者であると主張する機会が与えられることを知っていた。そこで弁護人はそのような主張をせずに最終陳述を放棄し、二、三時間前の冒頭弁論での陪審への命乞い等にすべてを委ねることとして主任検察官の弁論を阻止したのである。弁護人に利用可能であった選択、および上述した理由に照らすと、ストリックランド判決の弁護人活動の基準を州裁判所が適用したのは客観的に不合理

であったといふことはできない。それ故、控訴裁判所の判決を破棄し、本件を差し戻すこととする。⁽¹⁴⁾

[註]

- (1) *Glasser v. United States*, 315 U.S. 60 (1942).
- (2) *Id.* at 63-64.
- (3) *Id.* at 68-69.
- (4) *Ibid.* 67.
- (5) *Id.* at 70.
- (6) *Id.* at 71-72.
- (7) *Id.* at 72.
- (8) *Id.* at 72-73.
- (9) *Id.* at 73.
- (10) *Id.* at 73-75.
- (11) *Id.* at 75.
- (12) *Id.* at 75-76.
- (13) *Id.* at 76-77.
- (14) *Id.* at 88-89.
- (15) *Id.* at 91.
- (16) *Id.* at 92.
- (17) *Jackson v. Denno*, 378 U.S. 368 (1964).
- (18) *Id.* at 370-372.

- (19) *Id.* at 371 n.2.
- (20) *Id.* at 372.
- (21) *Id.* at 374.
- (22) *Id.* at 374-375.
- (23) *Id.* at 376-377.
- (24) *Id.* at 370.
- (25) *Id.* at 376-377.
- (26) *Id.* at 377-378.
- (27) *Id.* at 379-380.
- (28) *Id.* at 380-381.
- (29) *Id.* at 381.
- (30) *Id.* at 382.
- (31) *Id.* at 383.
- (32) *Id.* at 383-385.
- (33) *Id.* at 385 n.12.
- (34) *Id.* at 385-386.
- (35) *Id.* at 386-388.
- (36) *Id.* at 389-391.
- (37) *Id.* at 391-392.
- (38) *Id.* at 392-394.
- (39) *McMann v. Richardson*, 397 U.S. 759 (1970).
- (40) *Id.* at 762-763.

- (41) *Id.* at 762-764.
- (42) *Id.* at 764-765.
- (43) *Id.* at 760. なお、本件では他の同種事件でも上告受理の申立てを容れたが、後に被告人が死亡したため、この申立てを却下している。
- (44) *Id.* at 766.
- (45) *Ibid.*
- (46) *Id.* at 767.
- (47) *Id.* at 767-768.
- (48) *Id.* at 768.
- (49) *Id.* at 769.
- (50) *Id.* at 769-770.
- (51) *Id.* at 770.
- (52) *Id.* at 770-771, 771 n.14.
- (53) *Id.* at 771-772.
- (54) *Id.* at 772-773.
- (55) *Id.* at 773.
- (56) *Id.* at 773-774.
- (57) *Id.* at 775-776. 上の反対意見にはダグラス、マーシャル両裁判官が同調している。
- (58) *Id.* at 779-780, at 783.
- (59) *Holloway v. Arkansas*, 435 U.S. 475 (1978).
- (60) *Id.* at 477.
- (61) *Id.* at 477-478.

- (62) *Id.* at 478-481.
- (63) *Id.* at 481.
- (64) *Id.* at 476-477.
- (65) *Id.* at 481-482.
- (66) *Id.* at 482.
- (67) *Id.* at 482-483.
- (68) *Id.* at 483-484.
- (69) *Id.* at 485-487.
- (70) *Id.* at 487-488.
- (71) *Id.* at 488-489.
- (72) *Cuyler v. Sullivan*, 446 U.S. 335 (1980).
- (73) *Id.* at 337.
- (74) *Id.* at 337-340.
- (75) *Id.* at 345.
- (76) *Ibid.*
- (77) *Id.* at 346-347.
- (78) *Id.* at 347-348.
- (79) *Id.* at 348-349.
- (80) *Id.* at 349-350.
- (81) *Id.* at 350.
- (82) *Wood v. Georgia*, 450 U.S. 261 (1981).
- (83) *Id.* at 263-264.

デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向 (5)

- (84) *Id.* at 262-263.
- (85) *Id.* at 266.
- (86) *Id.* at 267.
- (87) *Id.* at 267-268.
- (88) *Id.* at 268-271.
- (89) *Id.* at 271-272.
- (90) *Id.* at 272-273.
- (91) *Id.* at 273-274. 以上の三判決につき、渥美東洋編『米国刑事判例の動向』（中央大学出版部、一九九四年）一〇八頁以下、[脚註四四]を参照。
- (92) *United States v. Cronie*, 466 U.S. 648 (1984).
- (93) *Id.* at 650-651.
- (94) *Id.* at 649-652.
- (95) *Id.* at 652-653.
- (96) *Id.* at 650-653.
- (97) *Id.* at 653-655.
- (98) *Id.* at 655-656.
- (99) *Id.* at 656-657.
- (100) *Id.* at 657-658.
- (101) *Id.* at 658-659.
- (102) *Id.* at 659-662.
- (103) *Id.* at 662-666.
- (104) *Id.* at 666-667.

- (105) *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 688 (1984).
 (106) *Id.* at 671-672.
 (107) *Id.* at 672-673.
 (108) *Id.* at 673.
 (109) *Id.* at 673-674.
 (110) *Id.* at 674-675.
 (111) *Id.* at 675-678.
 (112) *Id.* at 678-679.
 (113) *Id.* at 684, at 671.
 (114) *Id.* at 683.
 (115) *Id.* at 683-684.
 (116) *Id.* at 683-685.
 (117) *Id.* at 685-686.
 (118) *Id.* at 686.
 (119) *Id.* at 686-687.
 (120) *Id.* at 687.
 (121) *Id.* at 687-688.
 (122) *Id.* at 688-689.
 (123) *Id.* at 689.
 (124) *Id.* at 690.
 (125) *Id.* at 691.
 (126) *Id.* at 691-692.

- (127) *Id.* at 692.
 (128) *Id.* at 693-695.
 (129) *Id.* at 696.
 (130) *Id.* at 698-699.
 (131) *Id.* at 699.
 (132) *Id.* at 699-700.
 (133) *Id.* at 700-701.
 (134) *Id.* at 701.
 (135) *Id.* at 702.
 (136) *Id.* at 706-707. 本判決につき、宮城啓子「効果的な弁護を受ける権利」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例 三四二頁以下（有斐閣 一九八五年）』渥美東洋編『米国刑事判例の動向』九〇頁以下（中央大学出版会 一九九四年）「椎橋隆幸」がある。なお、後者はクロニック判決をも紹介している。
 (137) *Nix v. Whiteside*, 475 U.S. 157 (1986).
 (138) *Id.* at 160.
 (139) *Id.* at 160-161.
 (140) *Id.* at 161-162.
 (141) *Id.* at 162.
 (142) *Id.* at 162-163.
 (143) *Id.* at 159.
 (144) *Id.* at 164.
 (145) *Id.* at 164-165.
 (146) *Id.* at 165.

- (147) *Id.* at 165-166.
- (148) *Id.* at 166.
- (149) *Id.* at 166-168.
- (150) *Id.* at 168-169.
- (151) *Id.* at 171.
- (152) *Id.* at 171-172.
- (153) *Id.* at 172-173.
- (154) *Id.* at 173.
- (155) *Id.* at 173-174.
- (156) *Id.* at 174.
- (157) *Id.* at 175-176.
- (158) *Id.* at 176.
- (159) *Darden v. Wainwright*, 477 U.S. 168 (1986).
- (160) *Id.* at 170-173.
- (161) *Id.* at 173-174.
- (162) *Id.* at 174.
- (163) *Id.* at 170-171.
- (164) *Id.* at 170.
- (165) *Id.* at 184.
- (166) *Id.* at 184-185.
- (167) *Id.* at 185.
- (168) *Id.* at 185-187.

- (169) *Id.* at 192, at 197.
- (170) *Id.* at 198.
- (171) *Id.* at 198-199.
- (172) *Id.* at 199-200.
- (173) *Id.* at 200.
- (174) *Roe v. Flores-Ortega*, 528 U. S. 470 (2000).
- (175) *Id.* at 473-476.
- (176) *Id.* at 476-477.
- (177) *Ib.* at 477.
- (178) *Ibid.*
- (179) *Ib.* at 478.
- (180) *Id.* at 478-479.
- (181) *Id.* at 480.
- (182) *Id.* at 481-482.
- (183) *Id.* at 483.
- (184) *Ib.* at 484.
- (185) *Ib.* at 485.
- (186) *Id.* at 485-486.
- (187) *Id.* at 487.
- (188) *Mickens v. Taylor*, 70 L.W. 4216 (2002).
- (189) *Id.* at 4217. ~~449~~ ~~244~~ ~~245~~ ~~246~~ ~~247~~ ~~248~~ ~~249~~ ~~250~~ ~~251~~ ~~252~~ ~~253~~ ~~254~~ ~~255~~ ~~256~~ ~~257~~ ~~258~~ ~~259~~ ~~260~~ ~~261~~ ~~262~~ ~~263~~ ~~264~~ ~~265~~ ~~266~~ ~~267~~ ~~268~~ ~~269~~ ~~270~~ ~~271~~ ~~272~~ ~~273~~ ~~274~~ ~~275~~ ~~276~~ ~~277~~ ~~278~~ ~~279~~ ~~280~~ ~~281~~ ~~282~~ ~~283~~ ~~284~~ ~~285~~ ~~286~~ ~~287~~ ~~288~~ ~~289~~ ~~290~~ ~~291~~ ~~292~~ ~~293~~ ~~294~~ ~~295~~ ~~296~~ ~~297~~ ~~298~~ ~~299~~ ~~300~~ ~~301~~ ~~302~~ ~~303~~ ~~304~~ ~~305~~ ~~306~~ ~~307~~ ~~308~~ ~~309~~ ~~310~~ ~~311~~ ~~312~~ ~~313~~ ~~314~~ ~~315~~ ~~316~~ ~~317~~ ~~318~~ ~~319~~ ~~320~~ ~~321~~ ~~322~~ ~~323~~ ~~324~~ ~~325~~ ~~326~~ ~~327~~ ~~328~~ ~~329~~ ~~330~~ ~~331~~ ~~332~~ ~~333~~ ~~334~~ ~~335~~ ~~336~~ ~~337~~ ~~338~~ ~~339~~ ~~340~~ ~~341~~ ~~342~~ ~~343~~ ~~344~~ ~~345~~ ~~346~~ ~~347~~ ~~348~~ ~~349~~ ~~350~~ ~~351~~ ~~352~~ ~~353~~ ~~354~~ ~~355~~ ~~356~~ ~~357~~ ~~358~~ ~~359~~ ~~360~~ ~~361~~ ~~362~~ ~~363~~ ~~364~~ ~~365~~ ~~366~~ ~~367~~ ~~368~~ ~~369~~ ~~370~~ ~~371~~ ~~372~~ ~~373~~ ~~374~~ ~~375~~ ~~376~~ ~~377~~ ~~378~~ ~~379~~ ~~380~~ ~~381~~ ~~382~~ ~~383~~ ~~384~~ ~~385~~ ~~386~~ ~~387~~ ~~388~~ ~~389~~ ~~390~~ ~~391~~ ~~392~~ ~~393~~ ~~394~~ ~~395~~ ~~396~~ ~~397~~ ~~398~~ ~~399~~ ~~400~~ ~~401~~ ~~402~~ ~~403~~ ~~404~~ ~~405~~ ~~406~~ ~~407~~ ~~408~~ ~~409~~ ~~410~~ ~~411~~ ~~412~~ ~~413~~ ~~414~~ ~~415~~ ~~416~~ ~~417~~ ~~418~~ ~~419~~ ~~420~~ ~~421~~ ~~422~~ ~~423~~ ~~424~~ ~~425~~ ~~426~~ ~~427~~ ~~428~~ ~~429~~ ~~430~~ ~~431~~ ~~432~~ ~~433~~ ~~434~~ ~~435~~ ~~436~~ ~~437~~ ~~438~~ ~~439~~ ~~440~~ ~~441~~ ~~442~~ ~~443~~ ~~444~~ ~~445~~ ~~446~~ ~~447~~ ~~448~~ ~~449~~ ~~450~~ ~~451~~ ~~452~~ ~~453~~ ~~454~~ ~~455~~ ~~456~~ ~~457~~ ~~458~~ ~~459~~ ~~460~~ ~~461~~ ~~462~~ ~~463~~ ~~464~~ ~~465~~ ~~466~~ ~~467~~ ~~468~~ ~~469~~ ~~470~~ ~~471~~ ~~472~~ ~~473~~ ~~474~~ ~~475~~ ~~476~~ ~~477~~ ~~478~~ ~~479~~ ~~480~~ ~~481~~ ~~482~~ ~~483~~ ~~484~~ ~~485~~ ~~486~~ ~~487~~ ~~488~~ ~~489~~ ~~490~~ ~~491~~ ~~492~~ ~~493~~ ~~494~~ ~~495~~ ~~496~~ ~~497~~ ~~498~~ ~~499~~ ~~500~~ ~~501~~ ~~502~~ ~~503~~ ~~504~~ ~~505~~ ~~506~~ ~~507~~ ~~508~~ ~~509~~ ~~510~~ ~~511~~ ~~512~~ ~~513~~ ~~514~~ ~~515~~ ~~516~~ ~~517~~ ~~518~~ ~~519~~ ~~520~~ ~~521~~ ~~522~~ ~~523~~ ~~524~~ ~~525~~ ~~526~~ ~~527~~ ~~528~~ ~~529~~ ~~530~~ ~~531~~ ~~532~~ ~~533~~ ~~534~~ ~~535~~ ~~536~~ ~~537~~ ~~538~~ ~~539~~ ~~540~~ ~~541~~ ~~542~~ ~~543~~ ~~544~~ ~~545~~ ~~546~~ ~~547~~ ~~548~~ ~~549~~ ~~550~~ ~~551~~ ~~552~~ ~~553~~ ~~554~~ ~~555~~ ~~556~~ ~~557~~ ~~558~~ ~~559~~ ~~560~~ ~~561~~ ~~562~~ ~~563~~ ~~564~~ ~~565~~ ~~566~~ ~~567~~ ~~568~~ ~~569~~ ~~570~~ ~~571~~ ~~572~~ ~~573~~ ~~574~~ ~~575~~ ~~576~~ ~~577~~ ~~578~~ ~~579~~ ~~580~~ ~~581~~ ~~582~~ ~~583~~ ~~584~~ ~~585~~ ~~586~~ ~~587~~ ~~588~~ ~~589~~ ~~590~~ ~~591~~ ~~592~~ ~~593~~ ~~594~~ ~~595~~ ~~596~~ ~~597~~ ~~598~~ ~~599~~ ~~600~~ ~~601~~ ~~602~~ ~~603~~ ~~604~~ ~~605~~ ~~606~~ ~~607~~ ~~608~~ ~~609~~ ~~610~~ ~~611~~ ~~612~~ ~~613~~ ~~614~~ ~~615~~ ~~616~~ ~~617~~ ~~618~~ ~~619~~ ~~620~~ ~~621~~ ~~622~~ ~~623~~ ~~624~~ ~~625~~ ~~626~~ ~~627~~ ~~628~~ ~~629~~ ~~630~~ ~~631~~ ~~632~~ ~~633~~ ~~634~~ ~~635~~ ~~636~~ ~~637~~ ~~638~~ ~~639~~ ~~640~~ ~~641~~ ~~642~~ ~~643~~ ~~644~~ ~~645~~ ~~646~~ ~~647~~ ~~648~~ ~~649~~ ~~650~~ ~~651~~ ~~652~~ ~~653~~ ~~654~~ ~~655~~ ~~656~~ ~~657~~ ~~658~~ ~~659~~ ~~660~~ ~~661~~ ~~662~~ ~~663~~ ~~664~~ ~~665~~ ~~666~~ ~~667~~ ~~668~~ ~~669~~ ~~670~~ ~~671~~ ~~672~~ ~~673~~ ~~674~~ ~~675~~ ~~676~~ ~~677~~ ~~678~~ ~~679~~ ~~680~~ ~~681~~ ~~682~~ ~~683~~ ~~684~~ ~~685~~ ~~686~~ ~~687~~ ~~688~~ ~~689~~ ~~690~~ ~~691~~ ~~692~~ ~~693~~ ~~694~~ ~~695~~ ~~696~~ ~~697~~ ~~698~~ ~~699~~ ~~700~~ ~~701~~ ~~702~~ ~~703~~ ~~704~~ ~~705~~ ~~706~~ ~~707~~ ~~708~~ ~~709~~ ~~710~~ ~~711~~ ~~712~~ ~~713~~ ~~714~~ ~~715~~ ~~716~~ ~~717~~ ~~718~~ ~~719~~ ~~720~~ ~~721~~ ~~722~~ ~~723~~ ~~724~~ ~~725~~ ~~726~~ ~~727~~ ~~728~~ ~~729~~ ~~730~~ ~~731~~ ~~732~~ ~~733~~ ~~734~~ ~~735~~ ~~736~~ ~~737~~ ~~738~~ ~~739~~ ~~740~~ ~~741~~ ~~742~~ ~~743~~ ~~744~~ ~~745~~ ~~746~~ ~~747~~ ~~748~~ ~~749~~ ~~750~~ ~~751~~ ~~752~~ ~~753~~ ~~754~~ ~~755~~ ~~756~~ ~~757~~ ~~758~~ ~~759~~ ~~760~~ ~~761~~ ~~762~~ ~~763~~ ~~764~~ ~~765~~ ~~766~~ ~~767~~ ~~768~~ ~~769~~ ~~770~~ ~~771~~ ~~772~~ ~~773~~ ~~774~~ ~~775~~ ~~776~~ ~~777~~ ~~778~~ ~~779~~ ~~780~~ ~~781~~ ~~782~~ ~~783~~ ~~784~~ ~~785~~ ~~786~~ ~~787~~ ~~788~~ ~~789~~ ~~790~~ ~~791~~ ~~792~~ ~~793~~ ~~794~~ ~~795~~ ~~796~~ ~~797~~ ~~798~~ ~~799~~ ~~800~~ ~~801~~ ~~802~~ ~~803~~ ~~804~~ ~~805~~ ~~806~~ ~~807~~ ~~808~~ ~~809~~ ~~810~~ ~~811~~ ~~812~~ ~~813~~ ~~814~~ ~~815~~ ~~816~~ ~~817~~ ~~818~~ ~~819~~ ~~820~~ ~~821~~ ~~822~~ ~~823~~ ~~824~~ ~~825~~ ~~826~~ ~~827~~ ~~828~~ ~~829~~ ~~830~~ ~~831~~ ~~832~~ ~~833~~ ~~834~~ ~~835~~ ~~836~~ ~~837~~ ~~838~~ ~~839~~ ~~840~~ ~~841~~ ~~842~~ ~~843~~ ~~844~~ ~~845~~ ~~846~~ ~~847~~ ~~848~~ ~~849~~ ~~850~~ ~~851~~ ~~852~~ ~~853~~ ~~854~~ ~~855~~ ~~856~~ ~~857~~ ~~858~~ ~~859~~ ~~860~~ ~~861~~ ~~862~~ ~~863~~ ~~864~~ ~~865~~ ~~866~~ ~~867~~ ~~868~~ ~~869~~ ~~870~~ ~~871~~ ~~872~~ ~~873~~ ~~874~~ ~~875~~ ~~876~~ ~~877~~ ~~878~~ ~~879~~ ~~880~~ ~~881~~ ~~882~~ ~~883~~ ~~884~~ ~~885~~ ~~886~~ ~~887~~ ~~888~~ ~~889~~ ~~890~~ ~~891~~ ~~892~~ ~~893~~ ~~894~~ ~~895~~ ~~896~~ ~~897~~ ~~898~~ ~~899~~ ~~900~~ ~~901~~ ~~902~~ ~~903~~ ~~904~~ ~~905~~ ~~906~~ ~~907~~ ~~908~~ ~~909~~ ~~910~~ ~~911~~ ~~912~~ ~~913~~ ~~914~~ ~~915~~ ~~916~~ ~~917~~ ~~918~~ ~~919~~ ~~920~~ ~~921~~ ~~922~~ ~~923~~ ~~924~~ ~~925~~ ~~926~~ ~~927~~ ~~928~~ ~~929~~ ~~930~~ ~~931~~ ~~932~~ ~~933~~ ~~934~~ ~~935~~ ~~936~~ ~~937~~ ~~938~~ ~~939~~ ~~940~~ ~~941~~ ~~942~~ ~~943~~ ~~944~~ ~~945~~ ~~946~~ ~~947~~ ~~948~~ ~~949~~ ~~950~~ ~~951~~ ~~952~~ ~~953~~ ~~954~~ ~~955~~ ~~956~~ ~~957~~ ~~958~~ ~~959~~ ~~960~~ ~~961~~ ~~962~~ ~~963~~ ~~964~~ ~~965~~ ~~966~~ ~~967~~ ~~968~~ ~~969~~ ~~970~~ ~~971~~ ~~972~~ ~~973~~ ~~974~~ ~~975~~ ~~976~~ ~~977~~ ~~978~~ ~~979~~ ~~980~~ ~~981~~ ~~982~~ ~~983~~ ~~984~~ ~~985~~ ~~986~~ ~~987~~ ~~988~~ ~~989~~ ~~990~~ ~~991~~ ~~992~~ ~~993~~ ~~994~~ ~~995~~ ~~996~~ ~~997~~ ~~998~~ ~~999~~ ~~1000~~ ~~1001~~ ~~1002~~ ~~1003~~ ~~1004~~ ~~1005~~ ~~1006~~ ~~1007~~ ~~1008~~ ~~1009~~ ~~1010~~ ~~1011~~ ~~1012~~ ~~1013~~ ~~1014~~ ~~1015~~ ~~1016~~ ~~1017~~ ~~1018~~ ~~1019~~ ~~1020~~ ~~1021~~ ~~1022~~ ~~1023~~ ~~1024~~ ~~1025~~ ~~1026~~ ~~1027~~ ~~1028~~ ~~1029~~ ~~1030~~ ~~1031~~ ~~1032~~ ~~1033~~ ~~1034~~ ~~1035~~ ~~1036~~ ~~1037~~ ~~1038~~ ~~1039~~ ~~1040~~ ~~1041~~ ~~1042~~ ~~1043~~ ~~1044~~ ~~1045~~ ~~1046~~ ~~1047~~ ~~1048~~ ~~1049~~ ~~1050~~ ~~1051~~ ~~1052~~ ~~1053~~ ~~1054~~ ~~1055~~ ~~1056~~ ~~1057~~ ~~1058~~ ~~1059~~ ~~1060~~ ~~1061~~ ~~1062~~ ~~1063~~ ~~1064~~ ~~1065~~ ~~1066~~ ~~1067~~ ~~1068~~ ~~1069~~ ~~1070~~ ~~1071~~ ~~1072~~ ~~1073~~ ~~1074~~ ~~1075~~ ~~1076~~ ~~1077~~ ~~1078~~ ~~1079~~ ~~1080~~ ~~1081~~ ~~1082~~ ~~1083~~ ~~1084~~ ~~1085~~ ~~1086~~ ~~1087~~ ~~1088~~ ~~1089~~ ~~1090~~ ~~1091~~ ~~1092~~ ~~1093~~ ~~1094~~ ~~1095~~ ~~1096~~ ~~1097~~ ~~1098~~ ~~1099~~ ~~1100~~ ~~1101~~ ~~1102~~ ~~1103~~ ~~1104~~ ~~1105~~ ~~1106~~ ~~1107~~ ~~1108~~ ~~1109~~ ~~1110~~ ~~1111~~ ~~1112~~ ~~1113~~ ~~1114~~ ~~1115~~ ~~1116~~ ~~1117~~ ~~1118~~ ~~1119~~ ~~1120~~ ~~1121~~ ~~1122~~ ~~1123~~ ~~1124~~ ~~1125~~ ~~1126~~ ~~1127~~ ~~1128~~ ~~1129~~ ~~1130~~ ~~1131~~ ~~1132~~ ~~1133~~ ~~1134~~ ~~1135~~ ~~1136~~ ~~1137~~ ~~1138~~ ~~1139~~ ~~1140~~ ~~1141~~ ~~1142~~ ~~1143~~ ~~1144~~ ~~1145~~ ~~1146~~ ~~1147~~ ~~1148~~ ~~1149~~ ~~1150~~ ~~1151~~ ~~1152~~ ~~1153~~ ~~1154~~ ~~1155~~ ~~1156~~ ~~1157~~ ~~1158~~ ~~1159~~ ~~1160~~ ~~1161~~ ~~1162~~ ~~1163~~ ~~1164~~ ~~1165~~ ~~1166~~ ~~1167~~ ~~1168~~ ~~1169~~ ~~1170~~ ~~1171~~ ~~1172~~ ~~1173~~ ~~1174~~ ~~1175~~ ~~1176~~ ~~1177~~ ~~1178~~ ~~1179~~ ~~1180~~ ~~1181~~ ~~1182~~ ~~1183~~ ~~1184~~ ~~1185~~ ~~1186~~ ~~1187~~ ~~1188~~ ~~1189~~ ~~1190~~ ~~1191~~ ~~1192~~ ~~1193~~ ~~1194~~ ~~1195~~ ~~1196~~ ~~1197~~ ~~1198~~ ~~1199~~ ~~1200~~ ~~1201~~ ~~1202~~ ~~1203~~ ~~1204~~ ~~1205~~ ~~1206~~ ~~1207~~ ~~1208~~ ~~1209~~ ~~1210~~ ~~1211~~ ~~1212~~ ~~1213~~ ~~1214~~ ~~1215~~ ~~1216~~ ~~1217~~ ~~1218~~ ~~1219~~ ~~1220~~ ~~1221~~ ~~1222~~ ~~1223~~ ~~1224~~ ~~1225~~ ~~1226~~ ~~1227~~ ~~1228~~ ~~1229~~ ~~1230~~ ~~1231~~ ~~1232~~ ~~1233~~ ~~1234~~ ~~1235~~ ~~1236~~ ~~1237~~ ~~1238~~ ~~1239~~ ~~1240~~ ~~1241~~ ~~1242~~ ~~1243~~ ~~1244~~ ~~1245~~ ~~1246~~ ~~1247~~ ~~1248~~ ~~1249~~ ~~1250~~ ~~1251~~ ~~1252~~ ~~1253~~ ~~1254~~ ~~1255~~ ~~1256~~ ~~1257~~ ~~1258~~ ~~1259~~ ~~1260~~ ~~1261~~ ~~1262~~ ~~1263~~ ~~1264~~ ~~1265~~ ~~1266~~ ~~1267~~ ~~1268~~ ~~1269~~ ~~1270~~ ~~1271~~ ~~1272~~ ~~1273~~ ~~1274~~ ~~1275~~ ~~1276~~ ~~1277~~ ~~1278~~ ~~1279~~ ~~1280~~ ~~1281~~ ~~1282~~ ~~1283~~ ~~1284~~ ~~1285~~ ~~1286~~ ~~1287~~ ~~1288~~ ~~1289~~ ~~1290~~ ~~1291~~ ~~1292~~ ~~1293~~ ~~1294~~ ~~1295~~ ~~1296~~ ~~1297~~ ~~1298~~ ~~1299~~ ~~1300~~ ~~1301~~ ~~1302~~ ~~1303~~ ~~1304~~ ~~1305~~ ~~1306~~ ~~1307~~ ~~1308~~ ~~1309~~ ~~1310~~ ~~1311~~ ~~1312~~ ~~1313~~ ~~1314~~ ~~1315~~ ~~1316~~ ~~1317~~ ~~1318~~ ~~1319~~ ~~1320~~ ~~1321~~ ~~1322~~ ~~1323~~ ~~1324~~ ~~1325~~ ~~1326~~ ~~1327~~ ~~1328~~ ~~1329~~ ~~1330~~ ~~1331~~ ~~1332~~ ~~1333~~ ~~1334~~ ~~1335~~ ~~1336~~ ~~1337~~ ~~1338~~ ~~1339~~ ~~1340~~ ~~1341~~ ~~1342~~ ~~1343~~ ~~1344~~ ~~1345~~ ~~1346~~ ~~1347~~ ~~1348~~ ~~1349~~ ~~1350~~ ~~1351~~ ~~1352~~ ~~1353~~ ~~1354~~ ~~1355~~ ~~1356~~ ~~1357~~ ~~1358~~ ~~1359~~ ~~1360~~ ~~1361~~ ~~1362~~ ~~1363~~ ~~1364~~ ~~1365~~ ~~1366~~ ~~1367~~ ~~1368~~ ~~1369~~ ~~1370~~ ~~1371~~ ~~1372~~ ~~1373~~ ~~1374~~ ~~1375~~ ~~1376~~ ~~1377~~ ~~1378~~ ~~1379~~ ~~1380~~ ~~1381~~ ~~1382~~ ~~1383~~ ~~1384~~ ~~1385~~ ~~1386~~ ~~1387~~ ~~1388~~ ~~1389~~ ~~1390~~ ~~1391~~ ~~1392~~ ~~1393~~ ~~1394~~ ~~1395~~ ~~1396~~ ~~1397~~ ~~1398~~ ~~1399~~ ~~1400~~ ~~1401~~ ~~1402~~ ~~1403~~ ~~1404~~ ~~1405~~ ~~1406~~ ~~1407~~ ~~1408~~ ~~1409~~ ~~1410~~ ~~1411~~ ~~1412~~ ~~1413~~ ~~1414~~ ~~1415~~ ~~1416~~ ~~1417~~ ~~1418~~ ~~1419~~ ~~1420~~ ~~1421~~ ~~1422~~ ~~1423~~ ~~1424~~ ~~1425~~ ~~1426~~ ~~1427~~ ~~1428~~ ~~1429~~ ~~1430</~~

- (190) *Id.* at 4217-4218.
- (191) *Id.* at 4218.
- (192) *Ibid.*
- (193) *Ibid.*
- (194) *Id.* at 4218-4219.
- (195) *Id.* at 4219.
- (196) *Id.* at 4220.
- (197) *Id.* at 4221-4222.
- (198) *Id.* at 4222.
- (199) *Id.* at 4222-4223.
- (200) *Id.* at 4223.
- (201) *Id.* at 4224. なお、本判決ではスカーリア裁判官の法廷意見にレンキスト首席裁判官のほか、オコーナ、ケネディ、トーマスの各裁判官が同調している。これに対し、いずれも長文のステイヴンス、スータ各裁判官の反対意見のほか、ブライヤー裁判官の反対意見——ギンスバーグ裁判官同調——がある。
- (202) *Bell v. Cone*, 7 1-9 Cr. L. Rep. 255 (2002).
- (203) *Id.* at 256.
- (204) *Ibid.*
- (205) *Id.* at 256-257.
- (206) *Id.* at 257.
- (207) *Id.* at 256.
- (208) *Id.* at 258.
- (209) *Ibid.*

- (210) *Id.* at 258-259.
- (211) *Id.* at 260.

(以下、次号掲載予定)

〔付記〕 本稿は当初、筆者の自己都合による退職のため別途詳論の予定でいたが、法学会の格別のご配慮で本号に掲載させていただくことになり、続稿についても「完」に至るまで引き続き本誌に掲載することになった。その機会を与えてくださった佐藤一義、佐藤文彦両編集委員をはじめ、ご快諾いただいた名城大学法学会の諸兄姉に心からお礼を申し上げます。